

第八十七回
国会

参議院商工委員会會議録第十号

昭和五十四年五月三十一日(木曜日)
午前十時五十分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

眞鍋 賢二君
阿具根 登君
馬場 富君
安武 洋子君
下田 京子君
柄谷 道一君

補欠選任

河本嘉久蔵君
森下 昭司君
藤原 房雄君
小笠原貞子君
市川 正一君
井上 計君

五月三十日

辞任

藤原 房雄君
小笠原貞子君
井上 計君

補欠選任

馬場 富君
安武 洋子君
柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

福岡日出磨君

委員

大谷藤之助君
古賀雷四郎君
大森 昭君
安武 洋子君
岩崎 純三君
楠 正俊君
下条進一郎君
中村 啓一君
大塚 喬君
小柳 勇君
森下 昭司君
吉田 正雄君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

政府委員

公正取引委員会
事務局審査部長
経済企画庁総合
計画局長
通商産業政務次
官
通商産業大臣官
房審議官
通商産業省通商
政策局長
通商産業省機械
情報産業局長
通商産業省生活
産業局長
工業技術院長
資源エネルギー
庁長官
資源エネルギー
庁石油部長
資源エネルギー
庁石炭部長
資源エネルギー
庁公益事業部長
中小企業庁長官
建設省住宅局参
事官

馬場 富君
市川 正一君
柄谷 道一君
渡部 恒三君
江崎 真澄君
妹尾 明君
喜多村治雄君
中西 一郎君
島田 春樹君
宮本 四郎君
森山 信吾君
栗原 昭平君
石坂 誠一君
天谷 直弘君
神谷 和男君
高瀬 郁彌君
豊島 格君
左近友三郎君
吉田 公二君
町田 正利君
渡辺 陽一君

大蔵省主計局主
計官
運輸大臣官房政
策課長
運輸省港湾局計
画課長
海上保安庁警備
救難部航行安全
企画課長

塚越 則男君
林 淳司君
小池 力君
渡辺純一郎君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第
八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院
送付)

○産地中小企業対策臨時措置法案(内閣提出、衆議
院送付)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(派遣委
員の報告)

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三十日、藤原房雄君、小笠原貞子君及び井上
計君が委員を辞任され、その補欠として馬場富君、
安武洋子君及び柄谷道一君が選任されました。

○委員長(福岡日出磨君) 理事の補欠選任の件に
ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、理事に安武洋子君を指名いたします。

○委員長(福岡日出磨君) エネルギーの使用の合
理化に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明等につきましては、すでに前回
の委員会において聴取いたしておりますので、こ
れより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発
言をお願いします。

○小柳勇君 エネルギー、重要な段階でありまし
て、世界的にも問題であります。わが国として
もこれから真剣に取り組むべきであろうと思いま
す。各エネルギーについて、具体的に一つ一つや
るのが当然だと思っております。また新たに法
案も準備されておるようでありまして、きょう
は省エネルギー法中心に質問をいたします。

それにいたしまして、外国の情勢も必要であ
りますから、まず、先般IEA閣僚理事会に出席
されました通産大臣から、各国のエネルギーに
対する取り組みについての模様などお伺いしな
がら、質問を展開していきたいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) 五月二十一、二十二の
二日間におわたりまして、パリにおいてIEAの閣
僚理事会が開催されました。当初外務大臣、それ
から終始私が、ここにおります天谷エネルギー
庁長官ともども出席をいたしましたわけであります。

一口に言いますと、本年度やはり予定どおり
二百万バレル足りない、したがって五%節約は徹
底をしなければならぬという強い主張がございま
した。そればかりか、従来スポット市場に依存を
したりいたしておりました欧州の小国、たとえば
ベルギーでありますとか、あるいはスウェーデン

でありますとか、そういった国々においては、もうすでに七〇％の緊急融通を受けなければならぬというほど足りなくなっている。特にスウェーデンはソ連からの石油輸出がとまった。豪州では、ニューギニアなどそのような形で足りないというところを訴えておったのであります。また、先進諸国におきましても、それぞれ冷静に対応をしようということで、消費者のために冷静に対応してきたが、スポット物がどんどん高騰を続ける、足並みの乱れがある、これは困るではないか、やはりもっと冷静に対応をすること、それから節約を徹底すること、これを守ろうと。それから、一九八〇年代の後半に石油危機が来るという認識で統一されておりましたが、それが中東方面の情勢などから申しまして、一九八〇年代半ば及びその以前にも石油危機が来る可能性も考えられる。したがってそれを目的にそれぞれの国々では代替エネルギーの開発を活性化するとともに、石油の徹底的な節減を続けるべきである。これは前回の理事レベルの会議でも申し合わせができたわけでありまして、来年度においても同じように五％節約を続行しよう、五％の節約が本当に徹底したとしても、なお来年の見通しは相当な不安がある。場合によれば、七十万バレル程度の不足を来すような事態も予想される、これはまああくまで予想でございますが、予想されるといふような議論がなされたわけでありまして、各国ともそういう方向のまとめについては、さしたる異論もなかったわけでありまして、

○國務大臣(江崎真澄君) これは共産圏の話は直接的には出ませんでした。ただ、原子力をやはり計画的に今日まで予定したところのスピードで実施に移していくことは相当困難性はあるが、安全性を確保することによってやはりエネルギー不足を補わなければならない。特に石油の代替エネルギーとしては一番効率的である。したがって、この安全性確立の問題については共産圏の不安、共産圏にまた災害等が起きた場合もこれは同じように自由圏にも影響を与えますので、共産圏を交えてこの安全確立のための協議機関を持つてはどうかという提案をする国、いや共産圏の場合は言論統制が厳しいから、たとえそういうことがあったとしてもなかなか外部に真相が知らされにくい、一緒に会議を持ったからといって、それぞれ技術がまだ秘密の部分もあるもので、それは時期尚早ではないかと、まあ議論は二つに分かれていろいろ聞かれたわけでありまして、今後事務レベルで検討の上結論を得ると、そういう形になったのが共産圏関係とのこの情報交換をどうするかという話の中心にあった話題の一つであります。

○小柳勇君 発展途上国の問題は、いまだ答弁がありませんでしたが、これはまた後で聞きます。

○OPEC関係の政治的な動きなり、あるいはこの技術的な動きなり、そのようなものはIEAの閣僚理事会にはどのように反映されますか。

○國務大臣(江崎真澄君) 先ほど申し上げましたように、IEAは御承知のとおりOPECの下部機構ということで発足しておりますので、共産圏が入っていないわけでありまして、発展途上国につきましては、当然油の入手が非常に困難になってくる。したがって、今後発展途上国のエネルギー源の開発については、それぞれ経済協力等々の面を踏まえて今後検討をしていこうという話し合いは当然出ております。

○小柳勇君 なぜこういうことを私が冒頭に質問するかといいますと、この前予算委員会でも私総括質問の中でエネルギー問題を相当時間取りまし

た。その時期はまだ国際的にも国内的にもエネルギーをこれほど重要視するほどの情勢でなかったのです。質問終わりました、わが党の幹部諸君もエネルギーに時間取り過ぎだといって言ったくらいでした。わずか二カ月の間に急に情勢変化、しかもこのIEA閣僚理事会の報告を見ましても、あるいはきょうのサミットに対する準備にいたしましても、とにかくエネルギーを最重点、もうまさに八五年危機ではなくて、七九年危機の状態にいま取り上げられている。したがって、私はこのIEAのしかも米英日、日本とか、日本は受け身で恐らく出ておられると思うけれども、米英日を中心にするIEAの閣僚理事会などが、余りにも悲観的に緊急措置を前面に押し出して国際的な戦略体制を立てておるような気がしてならぬのであります。全体のこの地球の埋蔵量、可採埋蔵量など考えまして、これはど文章にあらわれたほどの危機ととらえるには、たとえば共産圏とか、たとえばOPECの関係諸国とか、あるいは発展途上国、特に中国などはこれから未開発資源に対する探査など相当進むのであります。そういうものを総合しないと、世界のこのエネルギー危機を、もちろんいま重要であろうと思う、そのことは前提です、であります。これは最近のように情報機関あるいはもう世界を挙げて危機が先行しているというところは、若干検討する必要がある、まずこの点についての通産大臣の見解を聞いておきたい。

○國務大臣(江崎真澄君) 御質問の趣旨は私もよく理解できるわけでございますが、従来とも共産圏におきましては、ソ連が中心になって共産圏内の石油の供給については相当な責任を持っておったことは事実だと思っております。それから自由圏におきましては、OPEC側と自由圏諸国、特に消費量の多いアメリカとか日本とのコミニケーションは大変うまくいっていったわけでありまして、最近、中東におけるアメリカ勢力の後退ということもありまして、今度特にわれわれが注目いたしま

したのは、やはり中東情勢の不安定が相当長期にわたるのではないかという見通しについては各国が一致しておるという点であります。特に同じEC諸国、今度サミットに集まっております国々におきましても、イギリスなどは北海油田の開発が進みましたこと、石炭もあるという点などによりまして日本とは全く事情が違つて、むしろエネルギー源については今後十数年間は完全に保証されるという形にあるということ、それからまたドイツなどにおきましても優良な石炭を多量に産出していること、フランスなどはやわが国に似ておりますが、これとても日本ほどエネルギー源を海外に仰ぐといったような情勢にはないということなど、同じ先進国と申しましても事情がよほど大きく違つておるという点であるかと思ひます。そういう点から申しますと、埋蔵量などにおいては相当な量をこの重油、石炭ともに蔵しておりますアメリカであります。が、当面の使用量が御承知のとおり日本の四倍にも及ぶ現実的に使用をいたしておりますアメリカなどが、これは日本の産業用というだけではなくて、やはり私は軍事的な備蓄とかいろいろこの日本とはまた事情の違つた状況もありましようが、相当積極的に石油の獲得に奔命をしておる傾向が見てとれたという点であります。ですから、相当まあイランの減産分についてはOPEC諸国においても増産をしてカバーをしておりますもの、どうもこの市場価格がだんだん高くなつていく傾向を見通すわけにはまいりません。したがって、これをどう抑制するかという点についていろいろ議論がなされたところでありまして、まあだれが考える知恵もそんなに大差あるものではなくて、やはり節約を徹底すること、代替エネルギーにどう振りかえていくかということ、そういった点で一致を見たわけでありまして、したがって、そういう結論を踏まえてこの東京サミットにおきましても相当な議論が展開をされ、特にサミットと相前後していいですか、その直前ぐらいの時

点でOPECの総会が行われます。また、ここでは当然価格の問題なども議論されるであろうということが言われておるわけですが、まあ私もサミットに向けてどういう対策があるかというようないま意味を含めての御質問でございましたが、あらゆる節約方途について従来議論された問題全部を一通りリストアップしてみても、片っ端から実行に移せるものは実行に移していくということ、それからOPECもただこの需給だけの立場に立つということではなくて、従来も長期契約分もありまして、これを恣意に任せて勝手にカットをしていくなどというようなことは自衛を図られるように、サミットの合意においてOPEC諸国に要請をするとか、また話し合いを求めるとか、いろんな議論がきつと出てくるであろう。これはあくまで予想ではありますが、そういうことが考えられるように思います。

○小柳勇君 したがって、今度は東京サミットに対する日本政府の取り組みを質問していくわけですが、さっきおっしゃいましたIEA関係理事會でも、石油が足りないエネルギーが足りないことはまず確認したと、あとしかしこれもまだ不確定です。需給見通しというものはこれから煮詰められるようです。その中で特に今度は代替燃料として石油利用の拡大委員会などをおつくりになっている。たとえば日本でも石油利用の拡大といひましても二千万トン体制すら困難ですね。ところが、石油液化などといひましても莫大な費用を出して一体日本でもどこでやるか。恐らくアメリカに加勢するだけでしょう。石油利用拡大といひましても、わが国として一体じゃ石油利用をどういう方法があるか。ほとんど金も出さないうちろん日・独・米で石油液化研究すれば出さないうちろんでしようけれども、日本としてはそのおこぼれをただ恩恵を受けるだけではないか、金だけ負担いたしまして、そういうものが前面に出て東京サミットで先進首脳でございましてとって会議しても、結局は論議は華々しく出ましようけれども、わが国として一体将来のエネルギーの需給どうなるかというところについては、具体的な問題は出ないと思う。したがって、東京サミットでももちろんエネルギーは重要課題でありますから議論することは必要だと思ふ。ただ、その場合ドイツは炭田があります。石油を利用できる。アメリカもアラスカ、カナダ、近くに石油が可能性あります。日本は輸入しなきゃならぬ、石油を。そういうのに一緒にして共同声明骨子を中心にしてこれからエネルギー拡大利用やりましますと、文章では理解できますけれども、われわれ専門的なこの委員会では簡単に納得できないのです。そういう腹を入れてサミットには政府は出てもらわぬと思ふ。この商工委員会がそういう目で東京サミットを見ているということは、十分に通産大臣は腹に入れているかと思ふと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は私もとてもな御指摘だと私も同感でございます。特に今度のIEAにおきましても、同じ石油への転換と申しましても、わが国は御承知のように炭質も良好とは言えませんが、それから非常にコスト高であります。したがって、いまおっしゃるような外国にやはり協力を仰がなければなりません。したがって、石油転換の前提としては、アメリカ、カナダ、オーストラリア、こういう国々に全面的に協力を要請をしておいたわけでありまして、これらの要請は当然受け入れられたわけでありまして、油が石油に変わるというだけで、輸入するという現実はこちらも変わらぬ。ここには大きなやはりエネルギー源不足の国情というのがあることは私も十分わかるわけでありまして、石油の液化につきましては、御承知のような形でこの油の値段がどんどん暴騰してまいりますと、やはり一九八〇年代半ばまでと言われないまでも、どこかで液化技術が進んで、液化されるコストとそしてまた原油のコストがほぼ等しくなってくる、これをどう早めるか、どう接近させるかということがやっぱり技術の進歩にかける努力であらうというふうに思ひます。まあ、そういう意味では先ごろ大平首相が

カーター大統領を訪問いたしましたので、この石油の液化を中心技術開発をすることの協力協定を締結いたしましたことは、やはりこの代替エネルギーの促進に一石を投じたものというふうに私どもは評価をしておるわけでありまして、今後とも旺盛にこういった技術開発と取り組みまして、エネルギー不足の事態に備えていきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 まあ、液化を研究しなきゃならいんですけども、いま試算いたしましたも二十ドル石油に比べても二倍ぐらいの費用がかかると言われていて、石油液化には、もう聞きます、質問通告していませんから。私の方ですと試算したものを持っています。だから、簡単に液化いたしますから石油利用拡大いたしますだけでは、言葉はきれいですけれども実用化できないのです。チュメニ油田のあのガスの開発につきましても日・英・米でやろうとしておられたけれども音ざたありませんが、その後どうなりましたか。

○政府委員(天谷直弘君) チュメニ油田の開発に關しましては、経済的に見ましても非常に寒冷地でありますし、輸送距離がきわめて長い距離にわたることもございまして、パイプで運ぶのかシベリア鉄道によるのかという問題等、経済面の問題があるのみならず、さらに国際政治面におきまして非常に複雑な問題をはらむというようなこともございまして、この計画はその後余り進展をしておりません。

○小柳勇君 コストの面から言いましたら、石油を一つとすれば、コンマ八ぐらいでできるのではないかと言われている。着渡しで。だから、政治的ないろいろな配慮はありますから、私どもは主張してきましては、日本では会社がやりまして、ソ連では公社、アメリカも民間ということ、なかなかうまくいかぬのでしよう。ただ、長い国際的なエネルギーを考へる場合には、この東京サミットの先進首脳、しかも自由主義社会だけで国際的にエネルギー危機でありますと大きく大鼓をたたいていくことについては、もう少し慎重に

してもらいたいということを言いたいわけですが、外務省から見えておりますね。中東の原油の可採埋蔵量をどのくらいに推定しておられるかということ、イラン及びサウジアラビアの今後の原油の供給見通しについての見解を聞いておきます。

○説明員(渡辺陽一君) まず、中東の石油の今後の供給能力と、それから実際にどういう石油供給政策を中東がとるかという点に非常に大きな関心がいま集まっております。先般のIEAの閣僚理事會の席でもこの点が議論されたわけでございます。

一応ことし、サウジでございましてけれども、八百五十万バレルの生産シーリングは大体サウジは維持するであろうというふうに見込まれております。それからイランでございましてけれども、イランは、いま三百五十万から四百五十万バレル程度の生産をしておりますが、大体三百五十万バレル程度の生産は続けるであろうというふうに見られております。

ただ問題は、特にエジプト・イスラエルと平和協定成立後の中東諸国の状況でございまして、従来穏健派の立場にございましてサウジでございまして、サウジは御承知のように最大の石油産出国かつ輸出国でございまして、このサウジの動向が今後の特に自由貿易の石油供給面でのかぎを握っておりますわけでございますけれども、そのサウジが特にアラブ・イスラエルと平和協定後の中東諸国の動きの中で非常に微妙な動きをしてございます。したがって、今後自由貿易として産油国との関係をどのようにとらえていくかという点で、サウジとの関係が非常に微妙でございまして、IEAといったしましても、絶えず産油国からの対話ないし協力の呼びかけに対しては、常に門戸を開いておるという点が今度コンセンサスが得られてまして、閣僚理事會のコミュニケの中にもこの点がうたわれたわけでございます。

○小柳勇君 いままでずっと、私が冒頭からいま

通産大臣に質問したでしよう。国際的なエネルギーを論ずるには、IEA関係理事会あるいは東京サミットだけでは本當の論議はできないのではないかと。言わんとするところは、石油可採埋蔵量がうんとあるとするならば、たとえば八五年石油危機説などはつくれたもので、政治的にいろいろ配慮されておるのではないかと。したがって日本としては、原油がない国ですから、もう少し中東諸国、OPEC諸国などと外交的に円満な方向をとりながら、石油をまだ相当中心とするエネルギー体制、そういうものを方向づけして日本の外交を進めるべきではないか。そういう意味で、外務省は中東だけでもどのくらい可採埋蔵量があるかとらえておられますか、その上でイランの供給体制、サウジアラビアの供給体制をどうとらえていきますかと、そう質問しているわけですが。

○説明員(渡辺陽一君) 先生の御指摘の点でございますが、先般の閣僚理事会で外務大臣が演説をいたしました、その中の一つの中心点でございますけれども、これは結局、現在特にIEAの諸国、米、中、それからヨーロッパもそうでございますけれども、中東産油国との対話の問題については非常に慎重なアプローチが必要であるというのが米、ヨーロッパの考え方でございます。

その中にありまして、わが国は今後、何と云いましても、石油がなお相当の期間エネルギー供給の大宗を占めるという状況でございますので、この点に着目いたしまして、特に外務大臣の演説の中で、中東産油国との協力が今後の世界のエネルギー需給バランスにとって最も重要な点であるということに非常に強調いたしまして、この点がコミュニケーションの作成段階でも非常に問題になりました、結局最終的にはコミュニケーションの中に中東産油国との協力が重要であるということがうたわれた次第であります。

○小柳勇君 外務省は、外務大臣の演説があったそうですから、次の機会に外務大臣に来てもらいます。

ついて。
○政府委員(天谷直弘君) ちょっと数字だけ補足させていただきます。

究極埋蔵量が全世界で二兆バレルでございますが、確認埋蔵量にいたしますと六千六百億バレルで、そのうち中東保存分がおよそ五六%という程度に見られております。ただ問題は、確認埋蔵量も重要でございますが、確認埋蔵量を掘り出す設備をどれくらいして、どれくらい掘り出す体制にあるかということでございます。サウジアラビアにつきましても、数年前まではサウジアラビアは二千万バレルまで、あるいはそれ以上生産を拡大することが可能であるというのが大方の見方でございますが、それが七七年十月のIEA閣僚会議におきましては千六百万バレルくらいまで落としたわけでございます。ところが、最近になりますと、さらにこれが落ちて千百万バレル、一九八五年になりましてはサウジアラビアはせいぜい千百万から千二百万であるというのがIEAの見方でございます。

なぜそういうことになったのかと言いますと、一つは、サウジアラビアが新規油田の開発のための設備投資をやっていない。設備投資をやらないと、たとえても生産能力がふえませんが、だんだん数字が落ちてくるということでございます。

なぜ設備投資をしたのかということでありまして、サウジアラビアとしましては、そんなに油を売ってお金を欲しくないと。サウジアラビアの中の民族派と言われる人々によりまして、サウジアラビアは五百万バレルくらい売ればそれで十分である、あとは子孫のために地面の下に入れておくのが一番いい方法であるという意見がサウジの中で次第に強くなりつつある。そういうことでサウジアラビアの将来の生産能力に関する見通しが、二千万から千六百万になり、千百万になってきておる。これが一九八〇年ごろ来ると言われる石油危機、時間がございせんからもう省略いたしますが、いろんなあれがございしますが、非常に大きな原因はサウジアラビアの生産能力に関する

見通しが逐次弱気になってきているということでございます。

○小柳勇君 そこで、中東諸国に対する投資の増大のための外交折衝、日本と中東諸国とのパイプを大きく長く結ぶ必要があると。そういう面はただこれは技術的な問題ではなくて、外交的に、あるいは国際貿易的に処理していかざるを得ないであろうと。したがって、いま雑誌、新聞などで論じておりますように、たとえばイランあるいはサウジなどから日本の石油資本に投資させるとか、いろいろありましよう。いま東京サミットで準備する体制、いわゆるエネルギーの面からいいますと、どうも対立感、OPECに對立して、とにかくこちらの方はエネルギー消費を節約をして、消費を減らしてひとつ對抗していこう、向こうの供給体制に対して対決しようという面がどうも表面に出てくる、よくい出ていけると考えるわけですが。

そういうものを日本としては東京サミットに対しては責任がありますけれども、日本自体から見れば余りプラスではないではないか。言うならもう発展途上国など油のなところと一緒にいって、OPECとひとつ密接な連携をとりながら国際貿易の面でも石油売買の面でもっとサミットで集まる諸国以上の配慮が必要ではないかと、そういう気持ちが出てくるわけですが、私は、直接会議に行つてみせんから、いろんな情報での判断です。

この二、三カ月のうちに急にこれだけ東京サミットを中心にしてエネルギーがだっと浮上しました。そこにも国際的ないろいろな政治的な配慮があるような気がしてならぬのです。そういう面は、日本は独自に資源のない国であるし、特に配慮が必要であると思ひますが、エネルギー庁長官からの意見を聞いておきます。

なお、外務省に対する質問は保留いたします。○國務大臣(江崎真澄君) ちょっと先に私申し上げますが、外務大臣はどうぞお呼びくださることは結構でございますが、いろいろIEAに出るに先立ちまして、先ほど課長が申しましたように、やはりわが国としてはいまお話のありましたよう

に、この産油国と非産油国といいますが、われわれ消費国側との対話が必要である。こういう見解に立ちまして、アメリカなどは時期尚早であるという強い論者でありましたが、外務大臣ははっきりそのことについて触れておるわけでありまして、これは私から念のために申し上げておきたいというふうに思ひます。そして今後とも経済協力などを通じながらやはり産油国と対話するべきであるという論拠に立つて、意見表明をいたしたわけでございます。

○政府委員(天谷直弘君) この二カ月くらいの間にエネルギーに関する危機感が急激に盛り上がり、たのは、何か仕組まれた陰謀ではないかという趣旨の御質問ではなからうかと思ひますが、私どもはその陰謀が仕組まれているかどうかという高層なことはちょっとわかりませんので、意見を申し上げる立場にはないわけでございます。

私もどが見たり聞いたりしている範囲で申し上げますと、この二カ月間に危機感が盛り上がった最大の理由は二つくらいあると思ひますが、一つは、サウジアラビアの将来の石油生産能力に關しまして、先ほど申し上げたとおり弱気と申しますが、が非常に強くなったというのが第一点でございます。

それから第二点は、それと関連がございしますが、石油のスポットマーケットが狂乱の状況を示しておるということでございします。三月の初めごろ石油のスポットマーケット価格はおよそ二十二、三ドルというところからございまして、ところが、イランが石油輸出を再開し、IEAが五%節約を決めたことによりまして、スポットマーケットは軟化の気配を示しておたのでございしますが、それが非常にわずかな期間で終りまして、それ以後石油のスポットマーケットは三月の末くらいからウナギ登りの状況を示し始めた。現在は三十四、五ドルという驚くべき価格になっておるわけでございます。石油のOPECによる公式販売価格は御承知のとおり十四、五ドルとありますが、スポット価格は三十五ドルというふうな驚嘆

すべき価格にまで上がってしまった。これはいても立ってもおられない値段でございすから、にわかにはエネルギーに關する危機感が高まってきたということだろうと思ひます。

それから、IEAが何か節約は産油国に対する対抗手段といひますが、カルテル的な行動で余りよくないのではないかと、御意見もあつたやに考へますけれども、これは節約はむしろOPECの方がやれと言つておることでございす。OPECの言ひ分によりますと、現在のうちに世界の石油価格が上がつておるのはOPECの責任ではない、OPECは油をちゃんと出しておる。ところが、消費国の方で消費節約をちつともやらなくて、じやぶ油を使うから、油が高くなつて値段が上がつてしまふのだと。ヤマニもオタイプも言つておることでございす、消費国がまずやるべきことは、まじめに節約をすることだといひのが産油国の言ひ分でもございすし、この言ひ分はまことにものともな言ひ分であるといひても可いと思ひますので、IEAにおきまして五割の節約をやらうと、こういうふうな取り決めになつたわけではございす。

○小柳勇君 さつきの長官の可採埋蔵量の見解なども、他の研究機関などの情報を持つています。だから、いま確實にこの国会などで発表できる数字を長官言つておられると思ひます。ただ、それもOPECの諸君を呼んで、あるいは十分に探査なり採掘の方法なりを検討した上でやれば、二兆バレルぐらゐあるのではないかと、意見すらある。したがつて、もう大体の可採埋蔵量、確認埋蔵量についてはわかりましたけれども、可採埋蔵量についてはまだすぐ限界にきてないんだといふ大きな前提も必要ではないかと思ひます。その上で中東諸国を大事にしながら、でき得れば日本から行つて採掘に加勢するとか、探査に加勢するとか、一緒になつて採掘をするぐらゐのことも考へてもらひたい、これは期待でありますけれども。

そこで、あと、このようにIEAも需給計画を

見直すようにしておるようでありすが、六月か七月に、いつになるかわかりませんが、大体いつごろになりますか、この自由世界のエネルギー需給見通しが公表できるのは。

○政府委員(天谷直弘君) その時期につきましては、いま私、申し上げる立場にはございせんが、IEAの事務局が六、七月ぐらゐまでに何かペーパーをまとめるということになつて、多分そのペーパーをたたき台としていろいろ議論をするといふことになるのではないかと、いふふうに考へております。

○小柳勇君 先般のUNCTADからずつとこちらへ、サミットの準備会議などでも資料は相当出しておられるやうだけれども、通産省も外務省も一切秘密にしてやつておられるやうですが、重要な法律を議論する場ですから、この委員会はなるべく最小限度に秘密扱いにして、大体このやうな数字で日本は進んでまいりますとか、もう少し率直な行政のあり方が必要だと思ふんですけれども、たとえば調査室とか、あるいは他の方からも私が資料を要請しても、いまとても東京サミットまでは資料もええせんといふ情勢ですが、そういう情勢ですか。

○國務大臣(江崎真澄君) よく私その実情に接れておりませんが、なるべく資料は提供するように申し伝えたいと思ひます。

○小柳勇君 議論するときは、行政が持つておられる資料を中心にしながら、ほかの参考資料を突き合せて議論すると前向きな議論ができるわけではございせんか、そういうふうには大臣おっしゃいましたから、今後ともそうしてもらひたいと思ひます。

そこで、経済企画庁に質問いたしますが、國際的にもエネルギーの見直しで、日本でも当然長期エネルギー需給暫定見通しは早急に修正しな

○政府委員(喜多村治雄君) 需給見通しの方は私の方の所管ではございせんので、経済計画がいまどういう状態にあるかを申し述べます。

新経済社会七カ年計画の策定作業は目下非常に急ピツチで進められておりまして、本年の一月に非常な大枠でありましたが基本構想を発表いたしました。以来、各方面の意見を十分参考にしながら、いまその詰めの作業を行つておる状態でございます。その過程におきましては、当然先生の御指摘のありますエネルギー制約の問題というものは非常に重要な問題でございすので、これは私たちがの方の勉強もいたしておりますけれども、政府一体となつてつくり出す関係から、その方の専門的官庁でございす通産省の御協力なども得ながら、これから詰めていくという段階でございす。

○小柳勇君 エネルギー需給見通しを言つてくだ

○政府委員(天谷直弘君) エネルギー需給暫定見通しに關しましては、総量に關しましてはあそこ書いてある線から必ずしもそんなに大きくふえてはいないと思ひますけれども、個々に見てみますと、たとえば原子力であるとか、こういうものにつぎましては計画どおりは進んでいないといふやうな状況にございす。あるいは石炭、天然ガス等につぎましてはあそこ書いてあるよりももつと本当は数字を大きくするといふ努力をしなればいけないと思ひますし、あるいは大きくな可能性もあるといふやうに考へております。それから、石油に關しましては、あの当時考へておりましたよりも石油の状況が厳しくなつてまいりまして、石油の調達可能量につぎましてはもつと厳しく考へた方がいいのではないかと考へ方

ございまして、たとえば二六六バレルのIEAの輸入目標にいたしました、これから検討するといふことになつており、一九九〇年につぎましてはIEAとして新たに輸入目標を設定してその検討をする、こういうことも言つておりますことでもありまして、諸般の情勢がもう少し落ちつくのを見守りながら、しかし早晩この再検討

はしなければいけないと、こういうふうな考へております。

○小柳勇君 なかなかこれだけ國際的にはもう需給関係見直すことを宣言して、おきながら、日本ではまだこれでそのまま押し通そうとされるから、エネルギー庁長官の深い読みだと思ひますけれども、これじややつていけないでしよう。もう経済企画庁の方は、経済企画についても修正するとは言われなかつたけれども、見直し作業に入つておるやうでありますけれども、こういうものがやっぱり民間企業、設備投資の基礎になるんじゃないですか、皆さんが今度はどのくらいにやつたなあといふことが、でないといふ民間投資も伸びません。

したがつて、もう少し腹を割つて、需給見通しについては毎年変えたつていいじゃないでしようか、調査会に諮問されて、そのくらいの機動性のある動きをしてもらひたいと思ひますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) 現実に即して見直しを随時することは、私も大切なことだと思ひます。ただ、現在出しておりますものも、これはやはり相当な時間と努力をかけていろいろな統計に基づいて出した見直しでありますので、一つのよりどころとしてはやはりいまにわかに変えるといふものではないと思ひますが、こういう局面を迎えた以上やはり検討を加えていく努力、これはもう絶えず必要なことであるといふふうに考へます。

○小柳勇君 先般のIEA理事会で勧告が出されておりますが、その中で、太陽熱利用住宅への助成、ガソリン税の道路建設のみならずエネルギー政策への使用、燃料費による果進的自動車税の導入なども指摘されておる。これは一体政府はどう取り組んでおるかといふことでありますが、まずガソリン税の見直しについて大蔵省の見解を聞きたいと思ひますが。

○説明員(塚越則男君) お答え申し上げます。道路整備事業でございすが、市町村道から高速自動車国道までの道路につぎまして全国道に至る

ところで実施されておりまして、いずれも国民生活の充実に密接な関係を持っておる事業でございます。しかし、この事業はいまだ十分進んでおるとは申せない状況でございます。このような現状から、道路整備事業に対してはなお多額の一般財源の投入を必要とする事態でございます。

つまり特定財源があるから道路整備をやっているというのではなくて、むしろ道路整備の現状から見ましてなお多額の一般財源の投入を必要とする事態にあるわけでございます。したがって、揮発油税等を道路特定財源とすることにつきましては、現状ではそれなりの意味があるところでございまして、当面は現在の制度を変更することは考えておらないわけでございます。

○小柳勇君 それじゃ、これだけの勧告が出ているのに日本政府としては無視するの。そんな答弁は納得できない、それは。

○説明員(塚越則男君) 御指摘でございますが、現在の日本の道路整備の現状から見まして、やはり一般財源の投入を必要とするような事態でございます。当面は揮発油税等を特定財源としておくことに意味があるということを申し上げておるわけでございます。

○小柳勇君 いや、いまエネルギー関係の税収、五十四年度の税収が道路に何%あるかはエネルギー関係に何%か教えてください。

○説明員(塚越則男君) いま手元にちよつと資料を持ち合わせておりませんが、揮発油税関係では五十四年度は一兆四千八百八億でございます。

○小柳勇君 具体的に質問通告してなかったから、あなたも調べてないかもしれないけれども、五十四年度で二兆八千四百十五億円、エネルギー関係の税収です。その中で国及び地方の道路整備に使っている金が二兆一千五百五十八億円、七六%です。エネルギー関係では三千七百億円、一四%です。こういうものだから、IEAだってこれを閣僚理事会で勧告したんでしょ、日本に。大蔵省ではそれは全然いまのまま考えなければ、今度

は東京サミットでもそれは問題でしょうね。主計官だから答弁できないければ大蔵大臣に来てもらいますが、どうですか。

○説明員(塚越則男君) ただいまのお話でございますが、道路関係の予算の額を特定財源があるゆえにふくらませておるわけではございませんので、実際問題として道路整備の必要性があるというところでございまして、その点はその特定財源とすることがどうかという区分の問題にすぎないというふうに考えております。

○小柳勇君 そんな講義聞かぬでもいいですよ。いまこれ前向きに、それで新たなエネルギー開発をどうするかという、次に新エネルギー開発の問題に移るためには財源が必要だから、いま大蔵省の見解を聞いておかなければ後に進まぬでしょう、話か。

大蔵省の質問はこれ保留します。次に、新エネルギーの開発についてはいかがですか、通産大臣。

○國務大臣(江崎真澄君) やはり私も新しいエネルギー開発のために、相当な財源を必要とするというふうに思っています。

それから、いま大蔵省側がああいう答弁をしておりまして、これはやはり現在の法律に基づいてガソリン税がどう使われておるかという額について申したわけでございまして、もともとガソリン税を道路財源に充当するというのは、御承知のように、私も含めて実は議員立法でいたした経緯がございます。したがって、道路財源に今後とも使うのがいいのかどうか、これは新エネルギー財源として用いるかどうかという点は、私は改めて本日に国会の段階でよく詰めていただく必要があるのではなからうかというふうに考えます。したがって、新エネルギー開発のための新たな財源をどうするかという点については、きのうの参議院の本院でも御質問に答えまして私申し上げたわけであります。このままの情勢で依然としてガソリン税等は道路財源に用いるということが継続されるということになります。

と、財源事情困難の折から、いわゆる受益者負担というふうな意味を含めて新たな税制措置もとっていかねばならないような局面になるのではないかと、いふふうにも思えるわけであります。これらについては今後の検討課題として、目下エネルギー庁においても慎重に検討をしておるところであります。

○小柳勇君 財源の問題もそうありますが、節約もそうすけれども、石油にかわる新しいエネルギーを開発するという声も盛んであります。もう再三聞いておりますが、その具体的な一つとして、先般長崎にタンカー備蓄を見に行きました。帰りに佐賀大学に寄りまして、海洋温度差発電というのをいま実験しているのを見てまいりました。したがって、まだこれからの実験、しかしもう実験学校の試験では終わりました。後、今度には永良部島などに行きまして実験したいと言っているようだし、六月にはアメリカで海洋温度差発電技術開発調査団、六月十日からアメリカでやるようであります。このようにして地方大学などでも新しいエネルギー開発について情熱を込めてやっておられるようですが、文部省にも改めてまた来てもらっていろいろ意見聞きますが、通産省としてもエネルギー庁としてもこういう大学やあるいは民間人などの研究にも助成をふやしてもらいたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君) 海洋は海洋温度差発電、それから潮汐発電、波力発電等々非常に無限のエネルギーを秘めておりますので、これを利用していくということは海洋国日本にとりまして非常に大切なことであるというふうに考えております。いまおっしゃいました佐賀大学における海洋温度差発電につきましても、詳細は存じておりませんが、せんけれども、これは工業技術院のサンシャイン計画においてこういうものは注目しているはずであるというふうに思っています。工業技術院とよく連絡をとりながらこういうものの助成ということについて考えていきたいというふうに思います。

○小柳勇君 このエネルギー小委員会でも一回これを見学したいと思っております。こういうものはほかにもいろいろあると思えます。したがって、民間人の研究熱を奮起するためにも今後御配慮願いたいと思っております。

それから、運輸大臣が先般省エネルギーの立場から交通機関の見直しということも言っておられたし、総合交通体系の中でもそのようなことを言っておるのではありませんか。運輸省から、省エネルギーの立場から総合交通体系の確立についてどのような具体的に動いておるか、抽象的なことは大体知っていますから、具体的なものについて説明を求めます。

○説明員(林澤司君) お答え申し上げます。総合交通体系につきましては、先生御承知のとおり昭和四十六年に政府として決定されておるわけでございまして、その後の情勢変化ということでは、先般運輸大臣が閣議でもこの見直しの必要性ということを述べられました。その後経済企画庁の方から文書をいたしたわけでございまして、その要点は、昭和四十六年の総合交通体系、これについて修正すべき箇所があるかどうか、そのもし修正すべき箇所があるとするならばどういう点であるかというふうなことでございまして、私も、私もいたしましてはそういう経済企画庁からの照会を受けまして、現在検討に着手しておるという段階でございます。具体的に先生御指摘でございますが、現在検討に着手したばかりでございます。私もやはり主として見直すべき主要点というのは、現在問題になっておりますエネルギー問題というものを中心に物を考えていく必要がある。昭和四十六年の事象と現在ではエネルギー問題については非常に大きな情勢の変化がございます。こういうことを踏まえてましてやはり公共輸送というものがきわめて重要性を増しておるわけでございまして、そういう公共輸送というものをいかに活用し、これを維持、整備していくかという点を重点的に考えてまいり

たいと、こういうふうに考えております。
○小柳勇君 旅客輸送ではエネルギーの消費が自家用車に対して鉄道の八倍である、貨物では十倍というように、報告もなされておりますから、その点も十分にひとつ早急に進めてもらいたいと思います。

最後の問題であります、エネルギー庁長官に質問しますけれども、この間福岡のトラック協会から電話がありまして、もう軽油を三割削減の通達が来た、もう運送ができないがどうかと、そんなことを通産省やっておられるでしょうかと、こう言ってきたんですが、そういう事実があるかどうかというのを伺います。

○政府委員(天谷直弘君) 先生御承知のとおり中間三品、灯油、軽油、A重油、この三つにつきましては需要が非常に旺盛でございます。ところが、原油の方は重質化が進んでおります、そういう軽いものの含有分の少ない油がだんだんふえてきておる。特に軽油につきましては過積み規制の問題がございまして、軽油の需要量が急速に伸びておる。これに対して原油の方は重質油がふえておる、それから一六月で見ますと、原油の輸入量は対前年同期で比減しまして微減というふうな感じでございます。ですから、原油の輸入量は微減しておるのに対して、中間三品の需要は大ざっぱに言いますと四、五割くらい伸びておると、こういうことでございまして、需給は非常に厳しくなっております。軽油だけじゃなくて、たとえA重油等も、漁船が遠洋漁業に出かけていくのにA重油が足りなくて困るというふうなことで、われわれはしばしば陳情なり抗議なりを受けておるわけでございます。これはやはり全体として需給が非常に厳しくなっている上に、過積み規制の問題というものが響いておるので、そういうことになっているわけでございますが、できるだけ需要側の方でもそういう状況を御理解いただきまして、自制した行動をとっていただく。それから、売る方でも前年度の実績等を需要者ごとによく調べまして、実需に対してはできるだけ見

合うような供給をするということまで心がけていくということが大切であろうというふうに考えております。

○小柳勇君 最後にいたしますが、法案の内容についてはいりませんでしたが、後、吉田委員から質問いたしますが、建設省からも、見えております。ビルの管理など、特に最近そういう研究などがあるようでありまして、省エネルギーの問題は、こういう通達よりむしろ具体的な民間のエネルギーセンターなどを中心に、民間の方の活動を中心にするべきだと思っておりますが、省エネルギー研究会などに対する建設省の指導方針。

○政府委員(吉田公二君) 住宅その他建築関係の省エネルギーの問題につきましては、比較的他の部門に比べて考え方として取り組んでまいりましたのが遅いわけでございまして、今後については民間の知恵もかりまして十分に対処してまいりたいと思っております。

○小柳勇君 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

○吉田正雄君 私は、約二年間科学技術振興対策特別委員会でのエネルギー問題にも触れましていろいろ議論をやつてまいりました。しかし、科学技術振興対策特別委員会における議論というのは、どちらかというと原子力が中心でありまして、エネルギー全般についての議論が十分行われなかったという点では隔靴掻痒の感を免れなかったわけですね。幸い商工委員会に今度所属することになりましたので、これからこのエネルギー問題について、いろいろ先生方からも教えていただきながら、問題の解決に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほど来の議論で私が一番感じましたのは、エネルギー危機というもののついてのとらえ方というものが非常に違つておるといふ点で議論が合わないと思ふんです。私は、きのうの原子炉等規制法の総理大臣に対する質疑の中でも申し上げましたけれども、危機の原因というものを中東の政治情勢であるとか、あるいはOPEC諸国の価格引き上げや生産の抑制ということに求めるというの、私はこれはエネルギー危機の本質的な問題解決につながらない、先ほど小柳先生がおっしゃいましたように、そういう面から見ますときわめて政治的な陰謀とか策略と言われても仕方がないんじゃないかという感じがいたしてならないわけですね。しかし、石油を初めとする化石燃料というものが有限であるということもこれはまあ確かかなわけですね。ところが、有限だと言いつつながら確認埋蔵量とそれから究極的な可採量ということになってまいりますと、各研究所の資料や同じメジャーの内部でも非常に数字が違つてまいりまして、きょうは時間がありませんので、その点についても実は若干質疑をいたしたかったわけですが、質疑の通告もしてありませんから、資料提出だけをひとつお願いをしておきたいと思ふんです。

いずれ通産省では、先般の新聞発表ではありませんが、何か三つとか四つのエネルギー法案というものを用意をして、次期国会に提案をしたいというふうなことが報道されておりました。それに向けて本格的な議論と問題の正しい解決をするためには、同じ条件といえますが資料というものが違つておつたんです。これは議論が合わないわけですから、そういう点で資料の提出をお願いをいたしたいと思ふんですが、次のようなものをお願いしたいと思ふんですね。

石油の需給状況なんですけれども、とりわけ埋蔵量について一口に究極可採量が二兆バレルくらゐだろうと、現在の確認埋蔵量が六千六百億バレルだといふようなことが言われておりますけれども、資料の出所というものを明確にして、通産省はどの資料に基づいて判断をされておるかという、そのことを明らかにしていただきたいと思ふんです。単に六千六百億バレルとか二兆バレルと言つてみてどこに根拠があるのかわかりませんから、そういう点で出所、資料というものを明らかにしていただきたいということです。

コ、北海、アラスカ、中国、それからインドシナ半島等の埋蔵量について必ずしも明確にされておらないわけですね。二兆バレルという中には、私がいま指摘したあたりの埋蔵量というものが含まれていないんじゃないかというふうなことも言われておるわけですね。そういう点で現行入手し得る限りの資料というものをひとつ整えていただきたいということです。

それから、これは法案にも関係をしてまいりますが、私はこのエネルギー危機というものを解決をしていくという場合、いま言ったような埋蔵量というものを明確にしていくということもきわめて重要でありますと同時に、先ほど申し上げましたように、限られた化石燃料というものを一体だれが消費をしておるかという点を抜きにしてエネルギー問題の解決はあり得ないと思ふんです。皆さん方通産省が発表された資料に基づきまして、一九七六年の一人当たりのエネルギー消費量というものを見ますと、アメリカを二〇〇とした場合、イギリス、フランス、西ドイツ、ベルギー、オランダ、イタリアの六カ国平均が四五です。それからヨーロッパ計画経済諸国、いわゆる社会主義諸国になるわけですが、これが四五です。それからイラン、イラク、サウジアラビアの産油三国が平均一二なんです。それからアフリカ諸国に至っては三・四です。それから中国が六、インド・八、インドネシア・六、日本が三・八と、こういうぐあいになっておつて、一体石油が足りない足りないと言ふけれども、だれが大量に消費をしているのかということと、その消費というものが絶対やむを得ないのかどうなのか、そこにはむだがないのかという、そういうものを含めた全体的な検討というものがなされずして、単にエネルギー危機ということで大騒ぎをして、もうこの問題は解決にはならぬわけですね。そういう点で私は今日のエネルギー危機というものをイランの革命のせいになったり、サウジアラビアの産油量が思ったよりも抑制をされているというところに非難の矢を向けるというのは私は当て外れ

だと思ふんですね、的を射ていないと思ふんです。まさに主客転倒だと思ふんですね。そういう点で私は遅まきながら、今度通産省がこの省エネルギー法案というものを提出されたことについては、時期が遅くなったとは思ひながらこれは當を得た法案であるというふうに思っているわけなんです。その取り組みの姿勢については敬意を表する次第なんです。ただこの内容を見ますと、どちらかといえば精神訓示規定的な法案ではないかと思ふわけです。具体的に各分野における省エネルギーの目標とかそういうものが定めてないわけなんです。そういう点で、仏つづつて魂入れずといましようか、画竜点睛を欠くうらみなきにもあらずというふうに思つておるわけです。まあ、いずれその点は皆さんの方でも十分承知をしておられることと思ひますので、次の国会に向けて本格的な省エネルギー法案の提出というものを要望したいというふうに思ひます。

そこで、いまさき第一点の資料を申し上げましたが、第二の資料といたしまして、エネルギー消費の実情が、通産省から出されております資料集の中ではまだ内容が十分詳細ではありません。たとえば皆さんの出された資料では、製造業部門であるとか運輸部門あるいは民生用というふうな非常に大きな分野別になっておりますけれども、これは議論をするにはいささか資料としてきわめて不十分であります。そこで、たとえば民生用といつても家庭用が幾らなのか、それからいわゆる中小企業等の商店がどれだけののか、官公庁がどれだけののか、病院がどれだけののか、資料をつくられる場合には当然そういうふうなうつつバックデータというものがあつては、もうちょっと詳細な資料というものを提供していただきたいと思ふわけです。特に電力については、電力会社別にいま言った各部門分野別の消費がわかるようにひとつ資料をつくっていただきたいと思ふんです。

この点よろしくごいまいしょうか。
○政府委員(天谷直弘君) 二点御質問がございま

したが、最初の埋蔵量関係のデータでございませうけれども、これは非常に正直に申し上げまして日本ではオリジナルなデータはないわけでありまして、これは、世界の石油生産の大部分はメジャーが握つておりましたし、現在では産油国が握つております。産油国もメジャーもいわゆる本場のデータを公開するということは極力避けておる。たとえばこの間アメリカ議会がサウジアラビア等に関するデータを一部公表いたしましたけれども、これにつきましては、その公表に關しましてサウジとアメリカとの間で大変な争ひがあつたといふふうに言われております。

いづれにしても、それは産油国は最高機密にしておりまして、メジャー自体も、そういうものについてそれを社外に漏らすということはずるとしてないわけでありませう。現在の二兆バレルとか六千六百億バレルと言われておりますのは、これはモービル社のムーディーという人がある国際会議が何かで発表した数字でございませうが、そういうようなものは若干出てる。そういうものをベースにしていろいろと推論しておるということでございますが、いづれにいたしましても、入手でき得る限りのデータについては御報告を申し上げたいと思ひます。

それから第二の統計でございませうけれども、これにつきましては、そもそもそういう、病院が幾ら官公庁が幾らというふうな、そういうふうな統計のベースがあるかどうか、コンピュータのプログラムがどうなつておるか、それは強いて電力会社に命じまして需要家の職業別に全部統計を出せと言へばあるいはできないことではないかと思ひますが、現在はそのようなことをやらないと思つております。したがういまして、いま私、技術的にどこまで御報告できるかここではお答えできませんので、よく調べまして、どの範囲で一体統計の作成が可能であるのかということを調べた上で、できる限りのことを御報告申し上げるということにしたいと思ひます。

○吉田正雄君 長官にぜひお願いをいたしたいと

思ひますのは、いよいよこれから夏に入つて各家庭で冷房が行われるということ、さらに七月からは各全国地域で例の高校野球が始まつて夏の甲子園大会になるんです。そうすると、必ず電力危機といふものを家庭のテレビ、家庭の冷房に主要な原因といふものを求めていくという、こういうことが行われているわけですね。ですから、家庭でどれだけ使っているのか、家庭で冷房入れたらどれだけ電力需要がふえるのかということは電力会社はわかつてはいるはずですね。わからない、そんなうさんな企業経営はないわけですね。また、世界に誇る日本の官庁統計なんですよ。そんなものがわからないとは思ひますが、やればそれだけの調査はそんなにむずかしい調査じゃない程度ですね。そういうことで、その資料はぜひひつていただきたいと思ふんです。そうでなかつたら省エネルギーの論議はできませんよ。一体どの分野でどういふふうな消費が行われていることがわからずして、何を省エネルギーを計画をしていくのかといふことになるわけですから、そういう点ではもう少し詳細な資料というものをひとつひつて、これは国会で議論をするためにも必要ですので、ひとつ私個人ということでなくて、これは委員会にぜひ提出をしていただきたいと思ひますが、これ大臣いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) いまでも五十二年程度の消費の実態については手元に資料もありませんが、もう少し詳しくという意味のようでありませうので、できる限りまとめまして御期待に沿えるようにしたいと思ひます。

○吉田正雄君 それではさうは、実はこの法案についても一々細かくお聞きをすればよろしいと思ふんですが、冒頭に申し上げましたようにとにかく精神訓示規定的な内容であつて、どうも余り具体的に聞いても具体的なものがあつてきそうにもないという感じがいたします。そうかと思つて全然聞かないといふことにもならぬと思ひますから、幾つかの点でお聞きをして、その後、五月の

七、八日とこの商工委員会として橋本の石油備蓄タンカー、石油備蓄基地というものを見学をしてまいりましたので、その点で若干また質問をいたしたいと思ひます。

まず、この法案に於いて若干お尋ねをいたしますが、省エネルギーの取り組みについてであります。新聞等では五%節約といふふうなことが盛んに論議をされて、それが一体どの程度実効が上がつているのかよくわかりませうけれども、エネルギー消費のうち有効利用といふものが一体何%くらいになつておるのか、各部門別では一体どの程度になつておるのかという点についておわかりでしたら、これも時間の関係がありますから聞いていきますから、あるならあるで後は資料で結構です。

もう一回申し上げます、エネルギー消費の有効利用が一体どの程度になつておるのか、各部門別といふことと、それから産業部門、それから製品、消費財の節約目標といふものがこの法案の中ではないわけですね。そういう点で私は節約目標といふものを定めるべきではないかというふうに思ひますけれども、この点についてはどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君) まず全体のエネルギー効率の問題でございませうが、投入エネルギー一〇〇としたしまして、ロス、損失分が六三・六%、有効利用分が三六・四%ということでございますが、部門別につきましてはいま手元に資料を持っておりますので、調べた上、御報告を申し上げます。たいというふうに思ひます。

それから次に、部門別等節約目標を示すべきではないかという御指摘でございますが、これは同一種類の、たとえば鉄鋼なら鉄鋼といふ一つの部門の企業をとつてみましても、これは設備がたとえ電灯なら電灯でも設備がいろいろ古いものもあれば新しいものもあり、稼働率も違ひますし、したがういまして、これに節約目標をつくるにいたしますならば、これは企業ごと、もっと極端に言いますとプラントごとにつくつていかんか

ればいけないということになるかと思ひますけれども、そういうことを政府が一々そういう目標をつくらせて押しつけるということにつきましては、どうもそういうことをする行政上の能力があるかどうか、コストはどれくらいかかるかという問題もございますし、そういうことを法律でまで決めてやるのが妥当であるかどうかという疑問がございます。これは一応省エネルギーのやり方につきましては、いろいろガイドライン等示しまして、できるだけそれに忠実に従って、省エネルギーの実をおのおのの工場なり事業場なりの実態に即して上げていくようにというのがこの法案の基本的な考え方になっております。

○吉田正雄君 いまの長官の考え方ですと、私はとにかく各企業の自主性、主体性、これはまあ最終的には各企業が努力をする意思を持たなければこれはだめですから、基本的にはそうだと思うんです。しかし、とりわけこの日本の場合には忙しくて追い回されておる、仕事に追い回されるというところで、みずからの企業が一体どの程度の技術開発を行いたいのか、という方向、どういう手法を用いたらいのかという点でも非常に戸惑いがあると思うんですね。そういう点で、私はたとえばこの各産業界に対しては省エネルギー技術開発の促進と、具体的にこれはこういうことで、この程度の省エネルギーというものが実現できるんじゃないですかという、そういうものを私はやはり示してやる必要があるんじゃないかと。つまり、関連技術の導入に合わせて、節約目標というものが当然そこにおのずから出てくるんじゃないかというふうにも思っています。それを単に節約をしてください、節約をしてくださいと、あとはその企業の自主的努力でやってくださいでは、これはなかなか私は進まないんじゃないかという感じがいたします。たとえばこの交通対策の分野についても、低燃費自動車の開発、普及というところが盛んに言われるんですけども、じゃ現代の科学技術の分野ではどの程度、公害問題とこれは密接に結びつくわけですから、どの程度の一体節

約というものが可能なんだろうかと。エンジンについてもこの程度改良できるんじゃないかという、これはまた工業技術院なり各メーカーの研究機関というのがあると思うんですけども、そういうことで努力目標というものを設定されることは、決して企業の主体性とか自主性を損うとか侵害をするということにはならないんじゃないかというふうにも思っています。そういう点で、私は基本的に各項目ごとにたくさん申し上げたいことありますけれども、一々申し上げてもちょっとあれです。とにかく私が私はこの法案ではつくられたと思いますから、あと具体的なやったり努力目標なり、そういうものを指し示してやる必要があるんじゃないかというふうに思っていますので、もう一回その点をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) いま先生御指摘になりました点は、まさに同感でございます。私もそのようにしなければいけないと、こういうふうにも思っております。先ほど、節約目標というのはあるいは私の誤解かもしれませんが、ある工場についておまへは一年間に何キロワット節約すべしというふうな、そういう目標の揚げ方はむずかしいというふうに申し上げましたわけで、そうではないと、一般的にある業界なら業界で、大規模的な技術というものはこの程度のものであると。日本全体としてはその場合の原単位というのはこれぐらいのことになっておると、あなたのところはそれより上にあるとか下にあるとかいうことがわかるようなことは当然しなければいけないと思っておりますし、そういうことはまずガイドラインで示さなければいけないと、こういうふうにも思っております。

それから、大口の工場につきましてはエネルギー管理士を置くことになっておりますが、エネルギー管理士の研修、講習ということもやるわけでございます。こういうエネルギー管理士たちは横の連絡も当然できるはずでございますから、お互いに情報交換しながら、自分とこの努力がまだ足りないんじゃないかというふうなこともわかるはずであらうと思ひます。

それから中小企業につきましては、エネルギー管理士等は置かないことになっておりますけれども、これにつきましては、省エネルギーセンターが、いろいろコンサルティング等やることになっておりますし、講習等もやることになっておりますので、できる限りその技術水準とか努力目標とかいうものにつきましては周知徹底を図っていきなさいと、こういうふうに思っております。先生御指摘のとおり、企業としては、このエネルギーのロスをやればそれは経営状態が悪くなるわけですから、できるだけ少なくしたいという熱意は企業である限りにおいてみんな持っているはずでございますから、できるだけ新しい有効な省エネルギー技術というものの普及を図りたいと、こういうふうに考えております。

○吉田正雄君 現在、日本の置かれた立場を考えますと、私は石油の確保というのはいまは世界的な非常に大きな政治情勢、経済情勢によって私は制約を受けていると、日本独自で勝手に石油を入手するということは、これはもう困難だと思ふので、そういたしますと、日本独自でみずからの道を切り開いていくということがなければいけないわけですから、そういう点で、私は省エネルギーというものが一つの大きな柱であると同時に、最低必要限のエネルギーというものを石油以外にみずからつくり出していくという、新エネルギーの開発というものがこれはなけりやならぬわけですね。だから、私はこれから日本が独自に力を注いでいく、その道というのは省エネルギーと新エネルギーの研究開発以外にはないんじゃないかというふうに思っているわけですね。石油備蓄もこれは一定の政治状況に対する思惑といえますか、そういうものに対する備蓄としての一つの意味は持っていると思うのですけれども、完全に石油備蓄があれば、それでは中近東等の政治状況なりあるいはOPECの方針がそれによって大きく変わるかということになれば、私はそういうことにはならないんじゃないかと思うのです。

から、一定の役割りは有しつつも、石油備蓄によってあらゆる場合にそれが有効に作用するということにはならないと思うのです。あくまでも備蓄をするためには、どういふ歯どめの役割りをなすのか、役割りの効果というものをきちんとしていかなければ、私は経済的にもこれは大変なことになってくるんじゃないかというふうに思うのです。だから備蓄の経済性というものと、それが歯どめとして一体どの程度の役割りを持つのかという点から、私は石油備蓄の量というものについては計算をされなさいいけないんじゃないかと思うのです。単にIEAが九十日にしました、今度は百二十日にしました、ヨーロッパでは百日以上ですというふうな、そんな単純なことで日本の場合の石油備蓄は私は計算できないんじゃないかと思ふのです。特にヨーロッパの石油消費量とわが日本の石油消費量を比較した場合には、まあアメリカ、ソ連に次いで日本が大量に石油を使っているわけですから、絶対量が多いわけですので、そういう点で一体石油備蓄というものはどの程度が妥当な量というふうにお考えになっているのか、単にIEAがこう言っているからということでは私はほんとのことにはならないんじゃないかと思ふので、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思ふのです。

○政府委員(天谷直弘君) それは先生、最もむずかしい御質問でございます。私はほとんど答えられないと言つてよろしいかと思ひます。と申しますのは、備蓄というのはあくまでもリスクに備えるために備蓄しているわけでございますが、リスクの大きさはどれだけか、将来起こるリスクの大きさは一体どれだけであるかというところは、これはだれもわからない問題でございます。ただこの備蓄をする場合の一つの基礎になっておりますのは、従来中東で四回の戦争がございまして、比較的短期間で終わっておるということもございまして、もしあの中東戦争が二年も三年も続いて、中東石油の供給途絶ということが二年も三年も続くというのであれば、いまから

から、一定の役割りは有しつつも、石油備蓄によってあらゆる場合にそれが有効に作用するということにはならないと思うのです。あくまでも備蓄をするためには、どういふ歯どめの役割りをなすのか、役割りの効果というものをきちんとしていかなければ、私は経済的にもこれは大変なことになってくるんじゃないかというふうに思うのです。だから備蓄の経済性というものと、それが歯どめとして一体どの程度の役割りを持つのかという点から、私は石油備蓄の量というものについては計算をされなさいいけないんじゃないかと思うのです。単にIEAが九十日にしました、今度は百二十日にしました、ヨーロッパでは百日以上ですというふうな、そんな単純なことで日本の場合の石油備蓄は私は計算できないんじゃないかと思ふのです。特にヨーロッパの石油消費量とわが日本の石油消費量を比較した場合には、まあアメリカ、ソ連に次いで日本が大量に石油を使っているわけですから、絶対量が多いわけですので、そういう点で一体石油備蓄というものはどの程度が妥当な量というふうにお考えになっているのか、単にIEAがこう言っているからということでは私はほんとのことにはならないんじゃないかと思ふので、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思ふのです。

でございます。

い、の備蓄量というのとはどうい問題にならないと、何年分の備蓄をしないといけないということになると思ひますが、幸か不幸かいままでの中東戦争は短期間で終わつておる。その短期間の消費は一体何日と見るべきかということにつきましては何ら定説はございせん。ただIEAに右へならえするのはおかしいではないかという御指摘でございすけれども、私どもは消費国が大体同じ程度の備蓄量を持つということが一番望ましいことだと思つております。なぜかと申しますと、でこぼこがありますと、もし仮にある国は百十日で、ある国は九十日で、ある国は百日だといつたした場合に、ではこぼこがありますと、百日間ばに危機が続いたといふと、弱い国が先にまいり、そのまいつた場合にそれを見殺しにするのか、仲間を救うのかというむずかしい問題が出てきます。いまのIEAの組織というののは仲間を救うというたてまえになつておるわけでございます。ところで、日本が平均より少ない日数しか持つていないということになりますと、日本は一たん緩急あつた場合に外国にめんどろを見てもらわなければいけないという恥ずかしい立場になりますので、私どもはヨーロッパより少ないということでは恥ずべきことであると思つております。ですから、少なくともヨーロッパ並みになるために最大限の努力は払うべきである、こういうふうな考へておりますけれども、しかし御指摘のとおり備蓄の充実ということは非常に金もかかることでございますし、それから特に今日の石油需給情勢におきましては備蓄の大幅の積み増しをするということはまず不可能に近いことでございますので、現在は備蓄の積み増しということは非常にむずかしいと思ひますけれども、いずれ時期を見てヨーロッパ並みの備蓄にしなければ、ヨーロッパから日本が助けをもらわなければいけないというふざまなことになると思つておりますので、私は何日持つのが絶対いいということにはよくわかりませんが、少なくともヨーロッパ並みにはしなければならぬ、こういうふうな考へておる次第

でございます。次に、石油備蓄タンカーの件について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

○吉田正雄君 今月の七、八日と先ほど申し上げましたように、商工委員会が備蓄タンカーを見てまいたわけなんです、実はそのときには気がつかないでたんですけれども、商工委員長等にも実は現地から要請書が出されておつたわけなんです。これはこの要請書というのを讀んでみて、この要請書というのには備蓄を守る会というのがあるとして、四点にわたつてこのタンカー備蓄に関連して出されておるわけなんです。こんなことが出されておるのかといふと、実は「昨年十二月二日、県議会ならびに関係市町議会の正式提案はおろか、沿岸住民への一回の説明会の開催すらされる事なく、長崎市議会で請願審議中に入荷強行されました」と云々と、こういうふうなことが書かれておるわけですね。私、詳しいことはよくわかりませんが、いづれにいたしましても私はこれは原子力もしくりです、この洋上備蓄というのには危険性がどの程度かといふことは専門家でありませんからわかりませんが、しかし少なくとも地元住民に対する説明とか、そういうものが一回も行われず、これが行政の立場からしてまずいんじゃないかと、これは行政の立場からしてまずいんじゃないかと、いふふうな思ひ方です。そういう点で商工委員会に對する要請書も出ておるわけ、これらに触れて幾つかの点でお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初、運輸省の方にお聞きをいたしますけれども、備蓄海域総合開発利用計画というものがあつたといふふうな聞いておられますし、調査委員会というものが設置されておるということなんです、調査委員会が持たれたのかということ、それから七七年の三月に調査報告書というものが提出されておるわけ、この調査報告書を資料としていただきたいと思います、この点いかが

ですか。○説明員(小池力君) お答えいたします。備蓄の流通港に関します調査のお尋ねでございますが、これは長崎県が昭和四十七年からずっと継続して調査をやつておるものでございす。ただいま先生御指摘のございました海域利用に関する備蓄海域総合開発利用計画調査と申しますものも長崎県が実施しております流通港調査の一部でございまして、この調査につきましては、現在まで続けられておるというふうな聞いておるところでございます。

なお、メンバーの問題でございますけれども、ずっと継続調査をやつておるわけ、そのときどきでメンバーの変更もあるようでございす。調査報告、中間報告でございますけれども、それをまとめておられますものは、長崎県の方から運輸省と経済研究センターの方に委託をいたしまして、九名ほどのメンバーで調査をやつたようでございす。

○吉田正雄君 この計画といふお話がありました。備蓄新流通港の建設といふものがこれは一体的なものであるといふことはいまの説明でわかりました。が、地元では備蓄の開発計画と、それからいまの新流通港の計画といふものについて住民は余り内容を知らないわけですね。知らないけれども、何か巨大な開発がどうも現在進行中ではないかと、この備蓄の開発と並んで、これは農林水産省の方で計画をしておる長崎南部地域総合開発計画というのがありますけれども、これと関連して備蓄を埋め立てて、そこに石油備蓄基地CISといふものを建設するんではないか、パイプラインでこの南部地域総合開発計画によって地上がつた造成地にその備蓄基地といふものを建設するんじゃないか、そして石油精製工場といふものをそこに持つていく。水は三千六百ヘクタールの淡水湖から持つてくるということ、とにかくここに一大石油コンビナートといふものをつくり上げてい

く計画があるんじゃないか。さらには石油だけでなく、ここに巨大な臨海工業地帯といふものをつくり上げていくという計画があるんじゃないか。そのために、この新流通港には長崎市東部と北高来郡飯盛町南部を結ぶという計画に従つて六十年代完成目標に三ないし四万重量トンの船が入れるような港、さらには貨物線をそこに引いてくる。その新流通港といふのは二百ヘクタール前後の加工と備蓄基地、こういうものをつくりたい計画、これを五カ年計画で新流通港整備計画の中に五十五年あたりから着工といふことで組み入れていきたいんだといふことが地元でもささやかれておるというのを聞いておるわけですね。そうすると、これは運輸省抜きに県が幾ら勝手に計画をしてみても、これは事業としては成り立たぬわけですから、そういう点でどの程度運輸省との間に話し合いがなされておるのか、また運輸省としてはこういう計画を今後推進をしていく意思といふものがあつたのかどうか、この辺長崎県との話し合いの現状と運輸省の基本的な考え方についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○説明員(小池力君) 先ほどもちよつとお答えしたところでございす、長崎県の備蓄の新流通港の構想の調査でございますが、先ほど申しましたとおり、昭和四十七年から継続して実施しておるわけでございす。この考え方は、大長崎都市圏構想の具体的プロジェクトの一環といふことで、備蓄に流通港を建設して、周辺地域の物流門戸にしたいというところで始めたものでございす。御承知のとおり、オイルショックがございまして、その後経済情勢も非常に大きく変化してまいりましたので、長崎県は今後の安定経済成長下におきまして新しい経済環境の中で、地方定住の基盤としての港湾といふようなものでなければならぬといふことから、現在見直し作業をやつておるというふうな聞いておる。昨年五十三年度、五十四年度含めまして、見直しの調査を実施しており、あるいは実施していくという話

を聞いているところでございます。運輸省といいたしましては、県がいまそういうような見直しの調査をやっているようにございますので、その結果を見て考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ただ、お話のございました巨大石油開発といったようなもの、あるいは南総開発といったものと、この橋湾流通港の考え方とは別個であるというふうに県からは聞いているところでございます。

どちらにいたしまして、調査がまだ継続中でございますので、その結果を見て対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○吉田正雄君 時間がありませんので、その程度でやめますが、先ほど話のありました、七七年三月の調査報告書、これは資料としていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○説明員(小池力君) 先ほどの資料の提出の問題でございますが、これは長崎県が実施いたしました調査の報告書でございますので、運輸省としてお出しするというのはいかがかと思っております。県の方に相談をしてみたい、その上で先生の方にお答えしたいというふうに考えております。

○吉田正雄君 次に、橋湾が石油備蓄タンカーの基地として、いわゆる錨泊地として適地であるのかどうかという点で御尋ねをいたしたいと思っております。この錨泊地として選定をするに当たっては、各種の調査というものが当然行われたと思うんですね。どういった調査を行われたのか、調査の種類、それをまず当初にお聞かせ願いたいと思っております。また調査の結果がまとめられておるのかどうか、この点もお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(天谷直弘君) 石油公団によってタンカー錨泊による備蓄計画を検討するに当たりまして、操船、期間、海上保安、海上災害、気象、水路などなど、多方面にわたる専門家を結集した特別の委員会を設けました。名前はタンカー錨泊技術等調査委員会、委員長は谷初蔵東京商船大学学長で、委員は二十九名でございます。この委員

会におきまして、錨泊適地としての要件、すなわち気象、海象、海底地形・地質等の自然条件、漁業操業、海上交通等の社会条件、こういうような諸条件や錨泊の方式などにつきまして、安全を旨としまして、広範かつ詳細な検討、調査、研究を行ったわけでございます。その結果は、約七百ページに及ぶこの報告としてまとめられております。ただ、これはいままでのところ一般には公表しておりません。なぜかと申しますと、橋湾のみならず、他の錨泊候補地点のデータや資料が一括して収録されているということ、特に一部の詳細な漁業関係のデータが入っておりまして、これにつきましては、一般に公表すると、たとえば漁業関係者から反対の声があるというふうなこともございまして、これまで公表はいたしておりません。しかしながら、報告内容に御関心をお持ちの向きには、できる限りお答えをしたいと思います。姿勢を持っておりまますので、かかる観点から、関心事項を具体的にお示しただけまますならば、報告の内容を御説明申し上げると、こういう姿勢になっております。

○吉田正雄君 地元からの要請書の中にもいまの調査書、さらには、そこから得られたいろんな資料というものは、そこらで得られたいろんな資料にされているということ、まますその疑惑が持たれる、何か都合の悪いものがあるのじゃないかと。特にあの地帯は、日本でも有数の地震地帯であることも御承知のとおりで、それから、まさに台風銀座と呼ばれる通り道にもなっております。そういうことで、私は、やはり懸念することによって、まますあらぬ疑念がそこに生ずるわけですから、そういう点で、私は関係のない資料を一括公表するとか、そういうことでなくて、地元の皆さん方が、こういう点で不安があると、この点はどうなっているんだということがあったならば、これはやはり私は、その部分に関して、いま知らしていいんじゃないかということがありましたから、この点ぜひひとつ実行していた

会におきまして、錨泊適地としての要件、すなわち気象、海象、海底地形・地質等の自然条件、漁業操業、海上交通等の社会条件、こういうような諸条件や錨泊の方式などにつきまして、安全を旨としまして、広範かつ詳細な検討、調査、研究を行ったわけでございます。その結果は、約七百ページに及ぶこの報告としてまとめられております。ただ、これはいままでのところ一般には公表しておりません。なぜかと申しますと、橋湾のみならず、他の錨泊候補地点のデータや資料が一括して収録されているということ、特に一部の詳細な漁業関係のデータが入っておりまして、これにつきましては、一般に公表すると、たとえば漁業関係者から反対の声があるというふうなこともございまして、これまで公表はいたしておりません。しかしながら、報告内容に御関心をお持ちの向きには、できる限りお答えをしたいと思います。姿勢を持っておりまますので、かかる観点から、関心事項を具体的にお示しただけまますならば、報告の内容を御説明申し上げると、こういう姿勢になっております。

それで、これは運輸省の船舶局になるんでしょいか、若干お尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、運輸省としては、この橋湾が洋上備蓄センター、タンカーの錨泊地として適当であるかどうかというふうな点について、事前に石油備蓄公団なり通産省の方から相談があったのかどうか。それから、いまお話のありました調査には運輸省としても参加をされたのか、どうなのか。幾つかの点で問題というよりも、指摘をされる点というのは幾つかあると思うんですね。たとえば、いまお話しした、あの湾の中には約十隻入っておるわけですが、一隻についての半径を大体一・八キロメートルぐらい、だから船と船の間が大体三・六キロメートルというふうなことになるわけですが、七キロメートルというふうなことになるわけですが、それが、いかりをおろした状態で、ゆれ動く範囲自体の長さが三百三十メートルというふうな大きな船ですから、そういうふうなことを考えて適当であるのかどうか。さらに海象の問題、さらに台風が来た場合に、東支那海に避難をする。普通とは逆なんですね。普通ですと、波静かな湾に台風をよけて避難をするということなんです。が、逆に台風になったら洋上に避難をするという、おおよそ常識とは逆のことが行われるわけですね。ところが御承知のように二十数万トンというこの巨大タンカーも、船舶構造上見ますと、外

皮の鉄板が二十二ミリ程度のきわめて薄いもので、しかも一重殻構造であるというふうなことで、無謀ではないか。そんな台風の海に向けて巨大タンカーが避難するということは、逆に災難に遭うために行くような無謀な計画ではないかというふうなことも一部の学者から指摘をされておるんですね。しかも、専門家の間でもあれはちょっとおかしいんじゃないかという批判もあるわけですね。さらに、長期に停泊をいたしておりますというところ、船底に付着をする貝がらとか海藻類、ところが、船底がきわめていま申し上げたような鉄板の厚さからして非常に脆弱なんですね。私どもも行って見たんですが、本当に貝類と海藻類が、もうわす

か半年の間なんでしょうけれども、びっしりといっているわけなんです。そういう点で危険性がないのかどうなのか。そういう問題点、さらには油の気化によって炭化水素が発生をしたり、さらには大気汚染、場合によっては爆発の危険性があるんじゃないか。こういういろんな問題というものが指摘をされていると思うんですね。これは船舶局としてはこういうふうな指摘にはどういうふうな考え方で臨まれたのか。さらに国の安全指針との関連で、一体この辺はどうなっておるかということなんです。

特に、今回の場合こういうことが言われているのは、これは本当でしようかね。これは大臣にも聞いておいていただきたいと思うんですね。けれども、日本タンカー備蓄協会の調査報告書には、「安全防災対策を含む諸資料にもとづきまとめである現地調査によらぬ諸資料にもとづきまとめである」と、こういうふうな書かれておるといふんですね。これは皆さん方のところには現地の方から資料が行っていると思うんですね。私どももいたいた現地からの資料の中にもそういうことが書かれているんですね。問題指摘は皆さんも御存じだと思っております。こういうふうな指摘もされておるわけですね。

それから、これは今度は通産になりますか、七月十一日の、ことしの七月じゃないです、認めるかどうかの前の七月十一日の県議会の論議の中で、国の安全指針は地元の意見を十分反映しているのかという質問に対して、県はこの安全指針の内容の説明を避けているわけですね。避けた理由は何かというところ、通産省がこの安全指針については公表していないから言えないんだという、こういう県の説明なんですか。もしそれが事実とすると、私は、これはもう行政としてはあてはまらない姿勢だというふうに思うんですね。時間の関係で、船舶局に聞くのか通産省に聞くのか、ずっと一項目ずつ質問しませんが、ちよつとこつちやになりましたけれども、そういう点で国の安全指針がどうなっているのか。それに基づいて防

か半年の間なんでしょうけれども、びっしりといっているわけなんです。そういう点で危険性がないのかどうなのか。そういう問題点、さらには油の気化によって炭化水素が発生をしたり、さらには大気汚染、場合によっては爆発の危険性があるんじゃないか。こういういろんな問題というものが指摘をされていると思うんですね。これは船舶局としてはこういうふうな指摘にはどういうふうな考え方で臨まれたのか。さらに国の安全指針との関連で、一体この辺はどうなっておるかということなんです。

計画というものがどうなっておるか。地元住民がほとんど知っていない、関係者だけが承知をしておいて、一体台風が来たときに、あれだけの巨大タンカーが十隻もそろってあの狭い湾口に殺到していつて事故が起きたらどうなるのか、そのときの避難計画等についても地元住民は何にもわからない。こういうことでは私は大変だと思ふんですね。そういう点で住民からのこういう指摘にやはり明確に答えて、疑問については十分説明をする、こういう姿勢でなければいけないと思うので、お答えを願いたいと思います。

○説明員(渡辺純一郎君) まず、錨泊地として適当かどうかについて事前に相談があったかということでございますが、石油公団及び資源エネルギー庁の方から運輸省に対して、タンカー備蓄を始めるずっと前から、どういった方式でこういった備蓄を行うのか、さらにはそういう安全対策あるいは防災対策についてどういうふうにしたらいのかということも政府レベルで相談がございまして、特に海上のことでございますので、航行安全対策あるいは防災対策につきましては私どもが一番詳しいし、専門的にやっておりますということで協力いたしまして、御指摘の調査にも参加をいたしました。私も初めての試みでもございまして、十分な安全対策をとりまします具体的な中身もお示しいたしまして検討に加わったわけでございます。その結果、私もが要望いたしておりますような内容が盛り込まれて、現時点で考えましても、錨泊を行う海域としては、いろいろな条件から見まして支障はないというふうに考えておるわけでございます。

まず御指摘の振れ回りの話でございますが、タンカーの錨泊所要海面、これはタンカーの振れ回り運動あるいは投錨等の誤差を勘案いたしました千メートルでございます。これに對しましてさらに余裕を見まして、所要海面を船舶の長さの約五倍ということを考えて、ただいま申されましたような船間距離をとっておるということでござ

いまして、さらに海岸との関係からいいますと、海岸からも、二十五メートル等深線から約二千八百メートル離れた海面上に錨泊させるとのことでございます。台風等の場合に外へ出ていくという場合にも支障がないというふうな位置になっておるわけでございます。

具体的に、避難のやり方でございますが、十隻を二つのグループに分けて、二つのグループがそれぞれ湾の外へ出ていく経路を決めまして、さらにその船間距離を三マイル以上離しまして、しかも速力も十二ノット以下の速力で航行させるというふうなことで避難をするわけでござい

ただいま、湾内に入っておりますタンカーが台風のとくに外へ出ていくというのは常識に反するという御指摘ございましたけれども、通常橋湾よりもさらにふくそうしております港内等におきましては、やはり台風等の非常時には、港長の指揮によりまして港外へ去るよう指導しているわけでございます。特別この事案に関しまして別の措置をとっておるというわけではないわけでございます。

それから海技的考察でございますが、私どもも海技的考察については関与いたしております。石油公団の方で調査されましたものを審査しました結果、妥当であるという結論に達しております。なお、海上保安庁といたしましては、やはり海上保安庁自体といたしまして安全を確保する必要があるというところでございまして、具体的に錨泊地に錨泊いたします船舶から、錨泊のやり方その他避難のやり方、あるいは集団管理のやり方等々を含めたものを一冊にいたしました。安全対策確約書というのを提出せしめまして安全を期しているところでございます。

○吉田正雄君 大型タンカーの場合、操船というものも非常にむずかしいということが言われておりますし、とまっている場合はいいんですけれども、特に走っている場合、漁船を避けるなどということは大変なことらしいんですね。十六ノット

で走っている場合、とまるまでに四から十キロメートル走るといことが言われておるわけですね。それから、停止のためにエンジンを逆転するとへきき振るということ、さらには右と左へのかじのきき方が違うというふうなことも言われております。ブリッジからへききまでが三百メートルあつて、六百メートル前方までが死角になる、こういうことも言われておるわけですね。

また、エンジンをストップして二ノットの速力に落ちるまでに約一時間かかる。かじをいっばい切っても九十度回転するのに約十二分かかる、こういうことが言われておるわけですね。千二百メートルの間隔で真向かいに行き違うといかなる緊急策を講じて衝突が避けられない。避難に要するスペースが二十万トンタンカーでは前後方向に三千メートル、左右方向に二百メートルを必要とするということがこれは言われているわけですね。

こういういろんな点を考えますと、台風が来て、エンジンは常にかけておったとしても、いよいよいかりを巻き上げて、そして湾口から湾外に出ていくまでに一体どれだけの時間がかかるのか。具体的にこの十隻がいま言われたような計画に従った訓練を実際にやったのかどうなのか。単なる机上の計算ではこれはどうにもならぬと思うんですよ。そういう点でいま申し上げた点がどういうふうな皆さん方の間で検討されたのか。それと、何よりもいま言ったような、実際にそのことが一体行われたのかどうか。というのは、台風が来るか来ないか、来るという判断をしてから船を動かして、さあ湾外に出ますといつても一体何時間かかるかということなんですよ。特に長崎の場合早いですが、関東へ来るのと違うんですよ。あつという間に沖繩から来るわけですから。そういう実地訓練やられたんですか。

○説明員(渡辺純一郎君) 橋湾の錨泊タンカーが台風時に湾外へ避難するというところでございまして、先ほどから御説明しておりますように、橋湾につきましましては非常に広い海面を有しております。

す。しかも、十隻程度のタンカーというものが錨泊しております。台風時に避難するということがあれば、ほかの海域、非常にふくそうしている海域というのが日本全国あるわけでございますが、それに比較すれば比較的避難をすることは容易ではないかというふうなことを考えております。

なお、具体的にこの錨泊しております十隻について実地にやったということは、私どもとしては聞いておりません。

○吉田正雄君 それじゃ答弁になりませんよ。ほかの全国の狭い湾よりも橋湾が広いから適地だということにはなりませんよ、それは。だから、船がいかりを上げて湾外退避するまで何時間かかるんですか。それがわからな過ぎる避難できないじゃないですか。

○説明員(渡辺純一郎君) このタンカー備蓄を実施しておりますタンカー備蓄管理機構という機関がございまして、この機関で机上で計算したところによりまして、全体が避難し終わるには数時間かかるということでござい

○吉田正雄君 数時間というあいまいな数字じゃ困るんじゃないですか。台風はスピードが上がれば三十キロ、四十キロのスピードで来るわけですね。かつて洞爺丸が沈没したときどうですか。時速六十キロのスピードでもって上陸をしたんですからね。数時間と言つても、二時間も数時間、八時間も数時間ですよ。そんなあいまいな算定でもって大丈夫ですなんて、安全性が確保されますんという油を横んで停船しているんですからね。そんなあいまいな計算で、机上の計算で一体安全確保できますか。一体数時間って何時間なんですか。

○説明員(渡辺純一郎君) 先ほどの安全対策の説明でちょっと不十分なところがございましたので、御説明申し上げますが、橋湾は台風の通り道になつておることは確かでございます。しかし、現実には長崎県に影響のありました低気圧の頻度といまして、私どもが気象庁に確認したところ

よりますと、三十九年から四十八年の十年間の統計によりまして全体の総数が十二というところで、一年間で平均一・二個という程度でございます。さらに雲仙岳におきまして、風の観測資料によりまして、南西方向からの風が風力八及びそれ以上となっている例はないということで、気象条件的にも非常にすぐれた海域であることは確かでございます。御指摘のように始終台風が来るというふうな状況にはなっていないわけでございまして、きわめて限られた回数来る。その場合には気象情報に十分注意して事前にあらかじめ避泊措置をとるということでございまして、安全が確保されているというふうに判断したわけでございます。

○吉田正雄君 その答弁では地元住民は納得しませんよ。私自身納得できないですよ、いまの説明では、まず、当所は広いから大丈夫です、それから風の吹く日が少ないとか、方向がその方向からで何メートルくらいの風しか吹かぬから大丈夫であるとか、それから台風の来る回数が少ないとか、それから、来るということになればできるだけ早く退避をしますみたいな、こんな言い方では、これは地元の皆さんが心配だとおっしゃるのはいまの説明では当然だと思えますよ。

これは私、大臣聞いていただかと思えますけれども、二十五、六万トンの船が、私ちょっと行ってみたときには、ああこれは広々としておってながめは非常にいいというふうな、そんな実は程度でしかながめなかつたんですよ。帰ってきてからこの要請書というのを見まして、もし仮に問題が起きたらこれは大変なことになるんじゃないかなあというふうに思っていますよ。質問をしていられるんですけど、いまの答弁ではこれは答弁になっていないんですよ。何時間、数時間かかります。数時間じゃ、二時間から八時間、九時間だつて数時間で済むから。そんな答弁はないし、台風の来る回数が少ないから大丈夫ですなというの、こんなもの答弁になりませんよ。じゃ現実的に退避の訓練をやったかと言ったらやっています。

い。一体、いかりを上げて湾外へ出るまで本当は何時間かかるんですか。数時間じゃ困るんですよ。一たん衝突をしたらこれは大変なことになるわけでしょう。瀬戸内海のあの石油タンクから原油が漏れた場合のあの海の汚染というのは大変なものです。ところが二十五、六万トンのタンカーが十隻おるわけですから、一隻が事故を起こして原油が流れ出しても大変な事故になるわけですよ。それがいま言ったような不安な机上計画でもって安全で済んで言っている、何が安全ですか。その安全計画書をただあんたいまちよつと中身読んでみる程度ですが、資料出してください。もうちよつと専門家に検討してもらわなかつたらこれは安全だなんて言えません。現地の皆さんが不安であると。しかもその内容が全然知られてない。いま聞いたら、私も絶対こんな不安な計画では安全だとは言えないと言わざるを得ないですね。大臣どうですか、この点。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題につきましては、先ほど天谷エネルギー庁長官も御答弁をされましたように、委員も二十九名ですね。しかも停泊用地としての要件、これは気象とか海象、それから海底の地形、地質、それから漁業の操業状況、これは地元の利害ですね。海上交通等の社会条件、こういった諸泊の方式について、特に安全第一という点について広範かつ詳細な調査研究を行ったと、こういうことです。したがって、いま御質問の、御指摘になりました点については、私も十分これらの調査結果に照らしてチェックをしてみたいというふうに思いますが、備蓄タンカーの諸泊地としては十分な適性を有していることがこの調査結果、明らかにされておるわけでありまして。

それから、一般住民に対する広報活動は住民には知らされてないというふうな、いまお説がありました。これは長崎県知事等の方針によりまして、県が直接これを行うと、また住民には自治体に任してほしいと、こういう意見などもありまして、直接当たっておるというふうに私どもには報告が来ております。

○吉田正雄君 大臣、住民に対する説明とか広報というのは、県に任せてあつても現実には行われていないんですよ。これは、行われていないと、私たちが行ったときに全然知らされてないという要請書がここに出てくるわけですよ。これ、ですから、その点はもうちよつと調べてもらいたいということ。

それから、港として仮にいいとしても、台風が来たときの船の避難計画といいますが、そういうものについてはいまの説明ではこれ説明になりませんよ。何時間かかるか聞いたってわからないじゃないですか。実際にいかりを上げてエンジンをかけて港を出ていくまでに何時間かかるかというの、これ数時間じゃ困るわけですよ。そういう点で、もう時間があるわけでもないわけですが、皆さんが言われた調査の検討結果、これ資料としていただきたいと思うんですが、どうですか。専門家によつては、その調査がきわめて丁寧だと、さつき申し上げたように実地調査をやつてないと書いてあるんですよ。この幾つかの部分については、実地調査をやつてないで結論を出しているという点で、まず指摘があるということですね。そういう点で資料をいただいて、何もあら探しで言うんじゃないですよ。事故が起きたら大変ですから。皆さん方の調査というものが果たして信頼するに十分な資料なのかどうか、もし不足の部分があれば、さらに一回は退避計画を実際にやってみて、間違いないということも確認すべきだと思ふんですよ。何で油を積み前にそんなことぐらいやれなかつたのかという点、私は疑問でならないんですよ。そういう点で、資料の点だけでも一回答えてください。

○國務大臣(江崎真澄君) 必要に応じて、さつき長官も申しましたように、できるだけ資料提供はしたいと思ひます。それから、県が任せてくれと、広報については自分の方が責任を持つということ、まさか全然住民に説明を行っていないことが現実にある

るでしょうか。ですから、世の中には反対者というものもありますから、ごく反対の中心の人たちからの陳情のように思えるんですが、まあこれはあなたが直接対応されたわけですから、私が現地にいたわけじゃありません。現に判断はできませんが、まあ反対せよのための反対という人も世の中にならなわけでもありません。現に七百ペー

ジに及ぶ相当膨大な調査結果も出ておるといふわけでありまして、いまの安全度についても十分確認したと、この報告を受けておるわけでありまして、いや、しかしそれは一遍実地演習をやつてみる、これは大事の上に大事をとるというならば私は御意見としては当然出てくる御意見だと思ひますが、そういうことも含めて十分調査をしたもののように理解をしておるわけでありまして。まあ時節柄でもありますので、もちろん安全第一は今後ともわれわれも十分注意をしまいたいと思ひますが、どうぞひとつ大局的見地に立たれて、いろいろまた今後とも御協力や御理解がいただければ大変ありがたいと思ひます。

○吉田正雄君 時間が来ましたから一言だけ。大臣ね、私はいま橘湾の備蓄タンカーについての賛成とか反対ということは一言も言っていないんですよ。そうでなくて、現地の皆さんからこういう要請書が、大臣に報告をされているものと実態が違っているというのを私はききう聞いておつてもわかりましたよ、これは。大臣の認識と現地における実情というのは必ずしもそうじゃないという点と、それからいまの海上保安庁の説明を聞いても、あの説明ではだれも納得しませんよ。これは専門家が指摘をしているものについて答えていないですね、これは。そういう点で私は、住民に対する理解というものを得る、そういうものがいままでも十分だったんではないかということ、私は繰り返して言っているんですよ。その点誤解のないようにしていただきたいこと、それからいま言った最大限の私は住民に対する広報活動なり理解を得る、そういうことは積極的に行つていただきたいということを言っているわけですよ。

○国務大臣(江崎真澄君) よく承りました。

○委員長(福岡日出彦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(福岡日出彦君) ただいまから商工委員会を開いたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○中村啓一君 私は今回提案をされております合理化法案を主体にお伺いをいたしたいと存じますが、なお午前中に質疑のありました基本的な問題につきましては、後ほど大臣がお見えになりました際に伺いをいたしたいと存じます。

まず、法案に入ります前に、前提の問題として、IEAでも決議がされたと承っておりますが、五%節約をそれぞれの国が図っていくということですが、日本の場合にこの五%を節約をする対策がどこまで実効を上げ得るとお考えになつておいでになりますか。

なお、それにあわせまして、たとえばアメリカあるいは西ドイツでも同じように五%節約に取り組むわけでございましょうが、それらについて特に妙案を持って対処している情報をお持ちであるかどうか承りたいと存じます。

○政府委員(天谷直弘君) 去る三月一日、二日のIEA理事会におきまして五%の節約ということが合意され、日本でもそれに従いまして内閣全体として鋭意この推進に努めているわけでございします。現段階におきましては、世界各国とも大体国民の自発的な協力による節約ということを中心に行っております。わが国の場合におきましても、主として官公庁あるいは企業等におけるオフィスの冷暖房温度の調整、あるいはマイカーの自粛、それから発電所その他の事業場における燃

料の石油からその他燃料への転換と、こういったようなことを中心にいたしまして、日本の場合は五%が約千五百万キロワットの石油分に相当いたしますので、この節約について鋭意推進に努めているところでございます。

最近おおむね百カ所程度の事業場等に電話で問い合わせをいたしまして、どの程度節約策について周知徹底されているか調査をいたしたわけでございしますけれども、これにつきましては、各事業場とも皆中身はよく承知しておりますが、あの線に従って実行していきたいというところがかなり高い七、八割の割合で出てきております。百からこの調査でもって全体を推しはかるといふことは必ずしも適当ではないかもしれませんが、かなりの程度周知徹底をしている。しかしさらに、今後ともいろいろな方法を通じまして徹底を図りたい。それからまた、主要な事業場、官公庁等からは定期的に報告を出していただきまして、その報告に基いて実施状況を把握して、不十分である場合にはさらに説得その他を続けていきたい、こういうふうな考えをしておりますので、千五百万キロワット自発的な措置をお願いしておりますわけでございしますから、非常に厳密にいくかどうかという点については、われわれも確たる自信を持つてはいるわけではございませんけれども、とにかくあらゆる手段を尽くしまして千五百万キロワットの節約の実現という点に努めてまいりたいと思つておるわけでございます。

他国の状況でございますが、まずアメリカでございますけれども、アメリカはいかなる理由か必ずしもはっきりいたしません、ことしの一月から四月くらいまでのアメリカの統計によりますと、アメリカの国内における石油の消費量は対前年同期と比べて一・数%マイナスということになっております。経済が成長している過程で石油の消費量が減つていくわけですから、その統計で見ると言うことができると思ひます。しかし、それは、それについて何かアメリカが非常に

りつばな消費節約策を持っているのかといふこと、目下のところアメリカがやっておりますことは、五十五マイルの速度制限ということであるとあるいは暖房温度の調節であるとかいふことが主になっておりますわけで、日本とそれほど変わった名案を持っておるようには見えておりません。ヨーロッパにおきましては、EC理事会におきまして本年一九七九年のEC全体の石油消費量を五億トンに抑える、これは去年の横滑りでございます。去年の横滑りで五億トンというところで石油の消費を抑えていく。ヨーロッパの場合それはアメリカの場合、いずれも日本と違ひます。これは、国内に代替エネルギーの生産源を持つていふというところでございます。すなわち、ヨーロッパ、アメリカとも石油の産出が非常に多い。それから、特にヨーロッパの場合、イギリスは北海の油田等も持つておりますが、いずれにしましても石油への転換というものはヨーロッパの場合にはかなりその余地があるということでございます。そういうわけで、石油に一番依存率の高い日本、しかも経済成長率が非常に高い日本、これが一番ほかの国と比べますと消費節約の実現がむずかしい立場に置かれておりますので、これはひとつペルを締め直してさらに節約に努めなければいけないのではなからうか、今後とも節約の状況につきましては常時実態を把握いたしまして、適時適切な手を打つてまいりたいというふうに考えております。

○中村啓一君 ただいま承りまして、五%の節約は自発的な国民全体の協力ということで推し進めていくというお考えのようでございます。それによつて、さしあたりこの危機が切り抜けられれば結構でございますが、なかなか厳しい事情が予想されないわけではございません。かつてのオイルショックのときのように、工業関係その他に対する石油なり電力の供給をカットする、強制的に供給を制限していくというふうなことがあり得るかどうかにについてお見通しを承りたいと思ひます。

○政府委員(天谷直弘君) これは非常にむずかしい問題でございます、といひますのは、もし大口需要者に対して供給のカットをいたしますと、これはその分野で節約の余地というのがほとんどないと思ひますので、直ちに生産の削減ということにならざるを得ないのではないかと思ひわけでございます。一例を挙げて申し上げますならば、たとえば電気の大消費量者に対して供給制限をすれば、たとえば一例を挙げますと、電気炉で小棒をつくつておるメーカーは電気をたくさん使つたわけでございますが、これに対して電気の供給を制限すれば小棒の生産が落ちるということになります。他方、片一方では公共事業の繰り上げ投資と前倒しというふうなことをやっておりますから、小棒なりセメントなりの需要というのは旺盛だと。そこで、小棒の供給を削減すれば当然値段が暴騰するといふような問題が出てまいります。

そうしますと、その節約ということと物価政策、あるいは節約と経済成長政策とが矛盾するといふ問題が出てくるわけでございます。私どもは資源エネルギー庁でございますからエネルギーの立場という点に立ちますけれども、しかし、エネルギーの立場とたとえば経済成長の立場とが矛盾する場合、一体どちらに優先順位を置くのかということ、これはエネルギー庁だけでは決められない問題でございます。ボン・サミット等におきましては、経済成長も大切である、特に日本は経済成長をしっかりとやらなければならない、エネルギーの節約も大切である、両方大切だ。こういうことになっておるわけで、それが衝突するといふ事態は余り想定されてないわけでございします。本当にそれが衝突するといふことになつた場合には、やはり政府の最高方針として優先順位を決めていただかないと、エネルギー庁だけが独断でそう勝手に大口需要に対する石油の供給をカットするといふようなことはむずかしいのではなからうかというふうに考えております。

○中村啓一君 ただいま長官からお話のありま

した節約とこれからの経済の発展というか、成長のかかり合い、これは大変大切な問題だと存じます。

実は、私のところに、私北海道でございすが、北海道もある程度の工業が立地をしておりますが、けさも工業団地の人が参りまして、もし石油の供給制限を受ける、あるいは電力の供給をストップされる、カットされるというようなことになったんでは、ようやく不況から踏み出そうとしているなといういま、大変なことになってしまふ。節約は一般論としてやるべきであるが、しかし生産に大きな影響を与えるようなことはぜひ回避をしてほしいということを強く申してきております。お話しのように、大変重大な選択の問題かと存じますが、その点について日本の産業全体のかじ取りをなさっておいでになります通産大臣の御所見を承りたいと存じます。

○国務大臣(江崎真澄君) ちよっと私途中からでしたから、先に答えてもらって、あと補足しますから。

○政府委員(天谷直弘君) いまの御質問は、経済成長とそれからエネルギーの節約というものが矛盾してきた場合に、どういふ調査をするかという御質問かと存ずるわけでございすが、一番望ましいことは、国民が自発的に5%の節約を秩序正しく行うということが非常に望ましいわけでございします。5%程度の節約であれば、やろうと思えばできないことではないと思うのでございします。中には自分だけまいことしようという人が出てまいりまして、買いためというようなことを始めるというようなことになりまして、5%の節約が崩れてしまふ。特にパニック現象等起こしますと、たちまちにして5%節約どころか逆に10%の販売増というようなことになりかねないわけでございしますから、そのところが非常に肝心であると思ひますが、よく御理解を願ひまして、秩序正しく5%節約というところを行っていただければ、多分経済成長と節約とが矛盾するということとは起こってこないというふうに思ひわけでござい

います。しかしながら、不幸にして自発的な節約がうまくいかない。

それから、一―六月の石油の輸入について見ますと、対前年同期比でおおむね横ばいしないし若干の減少というくらいのことかと思ひますが、七月以降の石油の入着量がどういふことになるかというところにつきましては不透明でございまして、私も自信を持って絶対大丈夫というようなことは申し上げられないような状況でございします。節約も不十分、それから石油の入着が非常に悪くなるというようなことでありますならば、自発的な節約だけではとても足りないというような問題が起るかもしれないわけでございします。そういう場合に一体どういふ削減の仕方をするのかということになりますと、これは非常に微妙な問題でございまして、なるべく不公平、不平等というようなことが起こらないように、経済成長へ与えるインパクトができるだけ少ないように細心の注意をしながら削減をしなければならぬのではないかと存じ次第でございします。

○国務大臣(江崎真澄君) いまの天谷長官の御答弁で大体尽きておると思ひますが、私どもも、何とか量だけは確保してことしは景気を持続すること、そしてこの景気の持続と表裏一体関係になるのが雇用の安定でありますから、雇用の安定を図ると、そうして一方では物価を安定させる、こういうことが三本の柱というふうに認識をいたしまして全力を挙げてまいったところであります。したがって、いわゆる大口消費者の需要規制というところを手がけなかったのも、そのあたりに理由が存在いたします。

それからいま一つは、量が、一―三月も四―六もおおむね確保することができた、これによるわけであります。したがって、今後高値を呼ぶことが、もうすでに諸物価、特に石油関連製品等に影響を与えておられますので、この面から非常に憂慮をしながら、不当な値上げ、便乗値上げ等を厳に戒めるという形で、通産局ぐるみでチェックをしておるところであります。なお今後この推

移を、情報を十分キャッチしながら、いまお説にありましたように、せっかく経済がようやく長いトンネルから明るみを得ながら抜け出そうという場面、このエネルギーのために大変な事態を起すことのないように配慮をしたいと思ひます。

対策としては、いま長官が申しましたように、とにかくここで積極的にわが国としては節約を実行に移していくこと、これがまず何よりも大切で、それからいま一つは、買いため売り惜しみといったようなことのないように、幸いいままでのところは量を確保することができたという前提に立っておりますので、買い急ぎをすれば値段はいよいよ上がるでしょうし、そのあたりならかな対応が必要であるというふうに考えます。

○中村啓一君 お話のございましたように、国民全体が現在の状況をよく理解をして、冷静に対応をしていくということが必要かと存じます。

なお、その面に関連をして非常に心配でありますことは、午前中の質疑にもございましたが、非常に石油の獲得をめぐるまして駆け引きが世界的に行われてゐる。また、ある意味では空騒ぎがあるようにも見受けられる。とにかくスポットマーケット等につきましては、適正な価格と言ひがたいような動きも散見できる状況でございします。

そこで、何としても産油国と消費国が協調をしていかなければいけない。その面について、けさの新聞でも、対話の前に消費国の団結が必要だとアメリカは主張をしてゐるようでありまして、日本としてはそういう消費国の団結的な動きが産油国を刺激をするのではないかと、日米間の思想統一を要する問題であるかのように報ぜられておりますが、その点について通産御当局としてはどのような事態を認識をされておりますか承りたいと存じます。

○国務大臣(江崎真澄君) この問題は非常にむずかしい問題でございまして、IEAの場において、産油対話を速やかに開くべきだと、いや、時期尚早だと、かえって節約の実も上がらない、代

替エネルギーの具体化もできないというふうな事態のままで対話することは、かえって危険であるという両論がありまして、最後にはそれぞれの国が関係の浅深の度合いによって産油国に接触を図る、これはどうもとめようがないではないかと、むしろ一面から言へば必要なことであつて、そういう情報をお互いに交換をしようというあたりがIEAにおける一つのああいふコミュニケーションにまつた討議の内容であります。したがって、わが国としてもやはり従来アメリカ側のメジャーによることも多いわけであります。必ずしもアメリカと不協和音のうちに産油国との対応を急ぐということにも問題がございします。そううかと申して、御承知のようにイランなどにおいては石油化学プラントが一日も速やかに完成を求めるといふような形で要求をされておりますし、イランそのものも日本に石油生産再開後の第一船を向けてくれるというふうな事情等もございましたので、そのあたりはケース・バイ・ケースで状況判断を慎重にしながら、誤りなき対応をしていく、これがいま求められておるところであらうというふうに判断いたします。

○中村啓一君 最大の国民的な課題と存じますが、ますます御尽力くださいますことをお願いを申し上げます。

次に、総合エネルギー調査会の答申でございすが、六十年で一〇・八%の省エネルギーを目標に示してゐるようでございします。この答申は、イラン動乱の前に出されたものではないかと思ひますが、したがってその後の情勢の推移で一〇・八%程度の節約目標で足りるのだからかという疑問も存じます。その点についてお伺ひをいたしたいと存じます。

○政府委員(天谷直弘君) 一〇・八%の省エネルギー率の算出の仕方でございますけれども、これはたとえば鉄鋼業におきまして炉頂発電設備の導入がどれくらいできるであらうか、あるいは各業種共通の廃熱の回収利用、電気の使用合理化というふうなことがどれくらいできるであらうか、こ

これはかなりの細かい積み上げをやっておるわけでございます。民生部門では住宅やビルの省エネルギー構造化、あるいはクーラー、冷蔵庫等の機器の効率向上がどれくらいできるであろうか、それから輸送部門では自動車の燃費向上がどれくらいできるであろうかというようなことをかなり技術的、経済的にいろいろ検討をしてみまして、一〇・八％程度がぎりぎりではないだろうかというふうにして積み上げた数字でございますので、イラン等の情勢が変わりましてもこの数字を変えるという事はなかなかむずかしいんじゃないだろうか。もちろん、変えることは机上の上で変えるわけですから簡単かもしれませんが、余り高い理想を掲げてしましますと机上の空論ということになりかねませんので、現実性というのを考えますと、この一〇・八％程度ということ、これができれば非常にいいのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○中村啓一君 わかりました。

また、これも午前中に質疑がありました。とにかくいまのような石油情勢を考えると、何としても石油にかわるエネルギーを早く本物にしなければならぬ、そういう気持ちに駆られるわけでございます。長期計画では、二十五年間での非石油エネルギーを三倍にしたいというふうなことでありますが、日本の場合はもっとウエートを高めていかないとはいけません。いずれにしても、代替エネルギーの開発については徹底的に国を挙げてこれに取り組む、そういう姿勢が肝心であると存じます。その点については、午前中、大臣からも意欲を持った御答弁をいただいておりますので、私からは重ねて、この点については最大の問題としてお取り組みをお願いをいたしたいと存じます。

それとともに、代替エネルギーとして一つの有力な石炭の問題であります。石炭の問題を論じます際には、どうも石炭対策がいつも後手に回っているような気がしてしょうがないかもしれません。特に北海道、産炭地でございますが、いまも貯炭の

山に苦しんでいる状況であります。これだけ石油エネルギーを大切にしようと言いつつ、肝心の石炭が使い切れないで残っている状況でございます。ぜひ石炭を具体的に使っていくっていただく政策を早く本物にしたいだかないと困るのではないかと。電力なりあるいは大きな工場のエネルギー源を石炭に転換していくという事は、もういますぐ具体的に推し進めていただく必要があると存じますが、その点についてエネルギー庁長官の御所見を伺います。

○政府委員(天谷直弘君) 今度のIEAにおきましても、石炭の使用拡大が石油の供給不足に対処するため、きわめて重要な政策であるということが合意されまして、その一番政策の中心としていたしまして石油火力の新設は原則として禁止するということが合意されたわけでございます。これは原則でございますが、例外は若干認めておるわけでございますが、ともかく基本方針としては石油火力というのはもうつくらないと、こういうことにしたわけでございます。そこで、日本でも石炭火力あるいはLNG火力、それから原子力、こういうものをこれからふやしていかなければならぬと思うわけでございます。国内の石炭が現在貯炭の山に苦しんでおるわけでございますが、これは一つは原料炭が大きな原因でございます。鉄鋼業の需要が、原料炭需要が予想したほど伸びていないということが一つの大きな原因になっております。しかし、将来国内の一般炭もできるだけもつとよけい燃やすということを考えなければならぬと、ただ、現在は国内の一般炭は余りにも海外一般炭と比べまして値段の差があり過ぎる。このコスト差をだれが負担するかというふうな問題が生じてきます。そこで、今後は一般炭の輸入をふやしますと同時に、輸入と抱き合わせて国内一般炭を火力発電に使っていくというふうなことをすれば、国内一般炭の需要もこれまでのように停滞ぎみじゃなくて、二千万トン体制のもとで一般炭の消化をしていくということが可能になるのではなかろうかというふうに考えておるわけ

でございます。ただ、一般炭につきましては公害問題、それから灰捨て場の問題等ございまして、さういふ公害問題の解決等につきましましては、さらに技術開発というふうなことで国も企業も努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○中村啓一君 それでは、今度の法律案につきまして若干お尋ねをいたしたいと思います。

この法案はいろんな熱源を持っておりまして、この、あるいは住宅も含めまして熱使用を効率化しようというねらいであると思存します。その意味では、さしあたって五％節約というよりも、ある程度期間がかるかもしれないが、確かにエネルギーを節約していくという道であると存じます。その意味では私はこの法律案を評価をいたしますし、一刻も早く有効に実施されるようにすべきであると存じます。これからの日本のエネルギー使用の体質改善に路み出すことに、ぜひこの法律が役立つようにしたいと存じます。そこで、この法案が成立をいたしまして実施をされましますと、何％ぐらい石油の節約に役立つことになりましますか、お伺いをいたします。

○政府委員(天谷直弘君) 非常にむずかしい御質問でございますが、この法律案の特徴は、民間企業の合理化努力、これは自発的な合理化努力を根幹として、それに政府が若干の刺激を加えよう、こういう考え方になっておるわけでございます。もし民間の企業にそういう自発的な合理化努力がなければ、こういう法律は全くむだであると思存しますが、幸いにして日本の企業は合理化努力につきましましては世界で最もすぐれた意欲を持っておるわけでございます。そういうすぐれた合理化努力にさらに錦上添花を添えるために若干の誘導をしようというのがこの法律でございます。したがって、この法律をつくった結果、一体何％ふえるかという事は計算が非常にむずかしいところでございます。私どもは民間の努力が中心になって、そしてさらにこの法律による施策でそれを後押しすることによりまして、あるいは前から引くことによ

りまして、一〇・八％を達成したい、こういうふうにお考えである次第でございます。

○中村啓一君 次に、この法案の三条であります。工場あるいは事業場で熱の使用あるいは廃熱の回収等に努めることにしておりますが、そして四条でそのために判断の基準となるべき事項を通商産業大臣が定めることに規定されております。この基準の内容についてであります。これを全国一律のものとお考えになっていないのでしょうか。やはり地域によってそれぞれ事情もあるかと存じますが、そういう地域の実態等について実情に沿うような配慮をお考えになりましますか、その点をお伺いをいたします。

○政府委員(天谷直弘君) この工場の事業者のエネルギー使用合理化のガイドラインの内容といたしましては、燃料の燃焼の合理化、熱の損失の防止、廃熱の回収利用等、事項ごとにまた必要に応じてはボイラー、工業炉等の消費設備別に使用の合理化を推進するため必要な注意事項を定めるということになっておるわけでございます。

策定に当たりましては、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、エネルギーの使用の合理化の技術的な可能性及び経済的な合理化を十分勘案いたしまして、無理のない範囲で事業者の最大限の努力を誘導するような水準を設定したいというふうなことを考えております。地域別等に何か特別な考慮を払うのか、あるいは大企業、中小企業別にとかいろいろあるのかと思存しますが、これにつきましてはまあ住宅の場合は地域別でこの指針の差をつくらなければいけないというふうに考えておりますけれども、四条関係につきましては地域差ということは考えておりません。御指摘のとおり、どの辺を目安にしてこのガイドラインをつくるのか。ガイドラインを、非常に成績の悪い企業もできるような、落第坊主でもパスできるようなガイドラインにするのか、あるいは優等生を基準にしてガイドラインをつくるのか、これは確かにむずかしい問題であるかと存じますが、業種ごと等の実情とかいろいろものはいろいろ検討いたしま

して、余り達成不可能なほど高くしてもいけませんし、だれでもやれることをただ書いたところで意味がございせんし、その辺は非常にむずかしいこととございせんけれども、具体的な実情に沿うようなガイドラインをつくっていききたい、というふうな考え次第でございせん。

地域等の特性の問題は、そういうガイドラインをつくりました場合に、また、そこで省エネルギーセンターであるとか、あるいは大口需要者の場合は熱管理士と電気管理士とがいるわけとございせんから、そういう者を通しまして一般的なガイドラインはこうなっておるけれども、この地域はまた一般的なガイドラインより大分水準が低いから大いにがんばらなければいけないとか、そういう種類の誘導なり行政指導なりということは考えなければいけないというふうな考えでございせん。

○中村啓一君　なお、工場を指定をして特別な規制に服させ、あるいはエネルギー管理者を設けさせるということになっておりますが、この六条の指定工場はどういう基準でお考えになっておられるでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君)　指定の基準といたしましては、熱管理指定工場につきましては燃料の使用量が年間石油換算で三千キロワット以上、それから電気管理指定工場につきましては電気の使用量が千二百キロワット程度以上ということと線を引こうと考えております。こういう線を引きますと、指定工場の数は、熱管理指定工場が約二千五百、電気管理指定工場が約二千程度と考えております。この数は全国の工場数の〇・三〇程度でございせんけれども、熱、電気とも製造業のエネルギー消費量に占めるシェアといたしましては七割程度になることとございせん。したがって、エネルギー使用の大部分、七割程度をカバーしますが、他方零細企業とか中小企業等は全部この指定工場ではなくなりますので、過度の負担をかけるということにはならないと思う次第でございせん。

○中村啓一君　十二条によりますと、主務大臣は

指定工場が基準に照らして「著しく不十分」であると認めるときはいろいろ勧告をするという規定になっておりますが、この「著しく不十分」というのはどういう事態になった場合とお考えになっておりますか。

○政府委員(天谷直弘君)　「著しく不十分」というのは、ケース・バイ・ケースでかなり判断のむずかしい問題もあるかと思ひますが、大まかに言ひまして大体二つの判断の尺度があると思ひております。

第一が、当該工場におけるエネルギーの使用の合理化のための措置の実施状況を総合的に判断して見まして、第四条第一項に規定するガイドラインに照らしまして非常におくれているというのが一つでございせん。

それから第二番目には、これは横並びの問題でございまして、当該工場と似ている工場、同種、同規模、同程度の他の工場というものと比べて見まして、その工場のエネルギー使用の合理化のための措置の実施状況が著しく格差があると、こういうような場合、要するに隣の人がやっておるんだからあなたももっとやれるんじゃないでしようかという状況でございせんが、そういう二つの尺度から「著しく不十分」であるかどうかということを判断をいたしたいというふうに思ひます。まあこの「著しく不十分」である場合も、それは実態は千差万別な理由があるわけとございせんから、もっともな理由がある場合は、格差があつたからといって「著しく不十分」ということにはならないと思ひますが、その辺は具体的な状況を見て合理的な判断をしなければならぬというふうに思ひます。

○中村啓一君　なお、建設省にもお見えをいたして、個々の個人住宅あるいは公共住宅についての熱の節約のための必要な法制化という点について規定をされておりますが、お伺いをしようと思ひておりましたが、時間もございせん。ぜひこの点は強力に押し進めていただきたいと思います。ただ、口先だけで個々の個人住宅が熱を効率的に使用できるようになるとは考えられせん。

【参議院】

よほど総合的な対策を、助成策を含めて検討していただくことが大切であると存じますので、その点は重々お考えだと思ひますけれども、具体的な助成策も含め広く徹底して行われまうように、御尽力になりますことを御要望をいたします。

時間が参りましたので私の質問はこれで終わりますが、いずれにしてもこういう石油エネルギーの事態に当たりまして、やはり冷静でしかも合理的な対策を講じ、この場を切り抜けていくことが必要であると存じます。所管庁の皆さんの御努力をお願いをいたしまして質問を終ります。

○馬場富君　大臣に、先日、国際エネルギー機関、IEAに出席されました、いま問題となつておるこの石油問題を中心として討議されたわけですが、午前中もお話が出ましたけれども、関係国と討議された中で、大臣が率直に考えられた日本の立場というものを御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君)　一口に申しますならば、わが国は一次エネルギーの七〇％を石油に依存しておる、こんな国は比較的IEAの加盟国二十カ国の中にも少ないわけとございせん。特にアメリカに次いで多消費国であります。したがって、この困難性の影響を一番受けるのはわが国である。したがって、五〇％節約ということがなされれば世界の需給が見合うという事態であるならば、五〇％の節約ということは日本においてこそ最も優先的に行われなければならない。それからまた、石炭等代替エネルギーへの転換につきましてもいろいろ問題はありますが、しかしこれも官民合同の懇談会の場を設けるとか、いろいろ緊密な連携を保ちまして、速やかにこの代替措置もとつていかなければならぬであらうなど、いろいろ思ひ当たるわけとありますが、当面の対策としては五〇％節約を徹底する、これが何よりも緊急の課題であるという認識に立ったわけとございせん。

○馬場富君　そこで、きょうもそのための一つの方法としてエネルギー法案が出ておるわけとござい

いますが、あわせて大臣はやはりその会議の中からつかまれた状況として、現在の日本のエネルギー対策についてまだまだしっかりしなければいかぬと思われたのか、その点あたりどうですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　これはもう率直に申しましてこのままではいけない、やはりもっと節約を徹底する必要があるということを痛感いたしております。今朝来いろいろな議論がございまして、企業におきましてはこのエネルギーの節約とまた使用の合理化という点等につきましては、エネルギーが高くなりまして以来、相当積極的に進められております。ところがその後、マイカーのたとえばガソリン消費量であるとか、一般家庭の電気の消費量であるとか、こういった一般国民の面におきましてはむしろ増量をしておる。一般家庭におきてもやはり電気の消費量などは四〇近くもあの石油ショック当時よりも多くなつておる。これはまあだんだん現代化が推進され、電気製品などの導入が盛んであるということ、空調施設が活発であるということ、いろいろ事情はあると思ひますが、そういった場面を考えますというところ、やはりもうちょっと国民にこの石油事情というものをもっとも深く強く認識してもらふ必要がある。これは何も日本ばかりじゃございせん。会議の席上において、もうPRの時代より実行の時代だと、しかし、ここに集まつておる閣僚理事会の物の認識とそれぞれの国民の国民的意識とではずいぶん隔たりがある。したがって、どう具体的に実行するかという方途についても議論をしようというふうなことで、話し合いが活発になされたわけとあります。したがって、いま私ども首相からの直接の指示も受けておりますし、またその指示ばかりでなくとも、わが所管省としまして節約法等をどういうふう具体的に、来週中にも相当な実績の上があるような結論を得たいということと、鋭意検討をいたしておるところであります。

○馬場富君　ここで私は会議の内容もそうですが、日本の内政からいってもまた日本を取り巻く

いろいろな客観的な情勢からいっても、日本のこれからの政治課題の中で一番ポイントとなるのはエネルギーをどうするかという問題に私は尽きるのじゃないか、そういう点でいま第二の危機と言われているけれども、ここに立ってあの四十八年に起こったあの第一次の石油ショックの、私はその時点で立って一遍日本も振り返ってみなければならぬのじゃないかと思う。やはり今日の危機の前提としては、あの時点で一つは予言的な現象があった、それに対してそのときに日本のエネルギー担当の通産省として、そのオイルショック以後の日本のエネルギー問題に対してどのように考え、どのようにお取り組みになったかを、ひとつ長官の方から御説明願いたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 昭和四十八年のエネルギー危機を契機といたしまして、それ以前とそれ以後とは日本の置かれていた立場が大変な激変をこうむったわけでございます。エネルギー危機以前におきましては、日本は世界で最も安い石油を使うことができたというきわめて恵まれた地位にあったわけでございます。驚くべきことではございますが、一九三〇年に石油の値段は二ドル二十セントでございましたが、一九七一年にその値段が二ドル十八セントということでございますから、約四十年の間石油のドル建て価格は一銭も上がらなかったという驚異的な状況にございまして、そういう状況の恵みを最も享受することができたのは戦後の日本であつたわけでございます。ところが、この昭和四十八年を契機といたしまして石油の価格が四倍になり、日本が今度は世界で一番高い石油を使わなければならない、こういうような事態に陥ったわけでございます。その結果といたしまして、日本の石油多消費型の産業はいわゆる構造不況ということで大打撃を受け、他方、石油の制約を余りこうむらないいわゆる知識集約型の産業、これは一生懸命合理化努力をいたしました結果、競争力が非常に高くなりまして世界の市場にどんどん輸出を伸ばしていく、そういうようなことでこの石油の高価格を通じて日

本の産業構造がこの間に著しい変化を遂げ、そして約五年の間、日本の石油輸入量は全くふえない、増加しないという、非常に従来から考えますと経験しないような事態が起こったわけでございします。日本を初め世界各国とも石油の輸入量が余りふえない、日本の場合はほとんどふえないということでございますので、一時的には石油の需給がきわめて緩和した、そういう状況を呈しまして、その間、石油危機とか石油不足の時代が来るというのはデマであるというような楽観論もかなり流布されたような次第でございます。しかしながらその間、通産省としましては、及ばずながらこういうような事態に対処いたしますために、石油資源の開発であるとか、備蓄の強化であるとか、あるいは代替エネルギーの開発というように努力をしてまいりまして、たとえば石油税を新設して財源をつくり、それをエネルギー政策の強化に向けてというようにもやってまいりましたわけでありまして、あるいはイラン危機の直前に五百万トンのタンカー備蓄をやったことによりまして、今回の危機の切り抜けにも若干の役には立ったわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、昭和四十八年まで日本は余りにも恵まれた立場にありましたが、四十八年以前はエネルギー政策というものは余りやる必要がなかったようなわけでございまして、ところが日本の予算制度によりまして実績の上は何%アップということになりますから、昭和四十八年段階で非常に少ないエネルギー予算にシーリング方式でふやしていきまして余り大した額にならない、そういうわけで、われわれとしましては本来はこの状況の激変に対処いたしましたけれども、エネルギー予算等もつと飛躍的にふやさなければいけないのではないかと考えますけれども、現段階ではまだ非常に不十分であるということとは告白せざるを得ないような状況でございます。

○馬場富君 そこで、いま長官は最近の第二次的に來ておる石油危機ということに対しての対処の仕方を、いま御説明になっていましたけれども、ここで私はあの四十八年のオイルショックは、じゃ果たして何が原因で起こってきたかという点をどのよう御理解していますか。

○政府委員(天谷直弘君) 四十八年の石油危機の背景も、これまた非常に複雑であらうかと思いますが、第一の原因は石油の需給関係が変化したということであらうと存じます。先ほど来、一九三〇年から一九七一年まで石油の値段が一銭も上がらなかったと申し上げましたが、その背景になっておりますのは、一九三五年から一九六〇年代の半ばぐらいまでの間に、大油田の発見が次から次へと行われたということでございます。一九五〇年代、六〇年代平均して見まして一年間に大体二百億バレルの新規油田が発見されたわけでございします。この間、年によって違いますが、要するに一年間の消費量の何倍というような大油田が発見されるわけでございしますから、いわば石油の貯金があるのすごい勢いでふえていく、こういう状況でございました。したがって、需給状況が非常に緩かったんでございしますが、一九七〇年代に入りますと新規油田の発見が二百億バレルから年間百五十億バレルくらいに落ちてしまつておる、そういうわけで今度は消費量は二百二十億バレルあるのに油田発見量は百五十億バレルというようにございしますから、だんだん貯金が減るというようにございします。これになつてきていますわけでございします。これは貯金の話でございます。

それから、年間の石油消費量と生産量との需給バランスでございしますが、これも一九七〇年代に入りましてからドルのたれ流し、過剰流動性というようにございまして世界のインフレーションがどんどん進んでいった、その過程でエネルギー消費量、石油消費量がどんどんふえていくのに対して生産量が余りふえなかったものですから、オイルショックの直前におきましては需給ギャップが非常に小さくなっておった、要するに供給の弾力性がきわめて小さくなっておったというのが基本的な背景でございます。

それから次は、政治的な問題でございまして、中東戦争が起こつてアラブとイスラエルとの対立が激化して、そこでアラブ、なかんずくこのアラブの先頭に立ったのがサウジアラビアでございしますけれども、サウジアラビアがエジプトと結びましてイスラエルを圧迫するための政治的な武器といたしまして、いわゆるオイルウェポンというものを発動して石油の輸出禁止政策をとった。輸出禁止政策をとつてみた結果、予想以上に世界の石油市場が緊張したしまして値上がりが激しい、そういうことから相当大幅な値上げをするということが可能になるということが産油国にわかつたわけでございします。

それから需要サイドで見ますと、そのころ世界じゅうに過剰流動性が充満しておりました、何でも物さえ買ひ込めばよろしい。絵画であるとかゴルフ場の会員権であるとか、あるいは毛糸の相場を張るとか、何でも買つておきさえすればもうかるというふうな風潮がございしましたので、要するに値上げを非常にしやすいような、そういう背景が充満しておつた。あれこれいろいろなる事情が重なり合ひましてああいふような結果、産油国も自分でびっくりしてしまつたほどの大幅な値上げが可能になったということではないかと思ひます。しかしながら、あのオイルショックは産油国が政治的な危機状況に対応したしまして人為的に輸出制限をやつたということから発生しておりますので、この政治危機が去つて生産制限をやめた、輸出制限をやめまして、途端に危機はなくなつてしまつた、ただ高価格だけが残つたということになつたのでございしますが、その辺のところ、今回とはかなり違つた性格を持つておつたと思ひます。

○馬場富君 そこで今回も前回も共通して言えることは、確かに世界全体がいわゆる石油の需要量というものがふえてきておる。それに対して将来的な展望に立つて、やはりこの間の会議でも中心となつたように、石油資源の欠乏ということが長い目で、前回も今回もあつたのではないか。だが、

前回でも、その後わかったわけですが、その時点では考えられなかったように、実は石油はあったんだ。だが、ああいうパニックが起こった、こういうことが一つははつきりと言えんではないか。そこで私も日本に与えたものは、その中でこれからエネルギーの主力として大半を石油に仰いでいる日本は、しかもその石油のほとんどを外国に依存している、またそれもメジャーを通して幅の狭い依存度でこれを集中している、こういう立場からひとつ、非常に日本のエネルギー対策というのはあの時点で危険性があつた、こういうふうに私も見るべきではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君) 全く先生のおっしゃる通りだと思います。

○馬場富君 そこで例を引くわけですけれども、その時点で立てて実はちょうど同じような立場に置かれたイギリスや西ドイツあたりは、以後にとつた政策の中で西ドイツにおいてはアラブの産油国に対する依存度というのを一四・四％その時点から減らしてきております。それから供給先を二十一カ国に分散しております。一方で、国内では石炭開発と原子力発電を推進して、脱石油を強力に進めて五二％から四七％まで落とすという計画を持ちながら進めておる。イギリスについては北海油田等の成功もあつたわけですが、いまだに石油依存から石炭依存へと、大きな転換をなしてきています。先ほど長官が、恵まれた立場にあつたためにという言葉がくしくも出ましたが、ここらあたりがやはりあの第一次の警告の後に、やはり日本のエネルギー対策としてここらあたりのとらえ方や警告の実行の移し方というのが非常に甘いんじゃないか。それでなお、やはり再び同じような問題が、なお深刻な問題としていま襲いかかっておりますが、やはりそこで私たちはこのままこの問題を真剣に見詰めなかつたならば、やはり何回も繰り返していくことになるんじゃないかと、こういう点についての、ひとつ長官の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 今回、このイラン危機によって誘発された石油市場の混乱、これを見ておきますと、中東石油の供給の安定性ということには、われわれはかなり深刻な疑問を持たざるを得ないと思うわけでございます。イランの供給がどれくらい安定しているかというところは、まだわれわれ確信を持って答えを発見できないような状況でございます。

それから次に、サウジアラビアでございますが、これは前回の石油危機のころは、サウジアラビアの生産能力は二千万バレルくらいまで引き上げることが可能だといふふうに見ておつた次第でございます。ところが一九七七年のOPECは、いや二千万はとも無理だと、千六百万バレルくらいであるといふふうな、四百万バレル引き下げた次第でございます。ところが今度のIEAにおきまして、公式に数字は出しておりませんが、とても千六百万バレルは出ない。サウジアラビアにはせいぜい千五百万から千二百万くらいしか期待できないのではないかと、いふふうな、かつて二千万といふものが千六百万になり、千五百万になり、いふふうな、つるべ落としに落ちてきておるといふような状況でございます。

中東の石油の供給安定性というのは、実はサウジが無限に油を出せるといふ、その期待と樂觀とに大きな根拠があつたわけでありまして、サウジアラビアがだんだんやせてくるというところになります。中東の石油というもののに余り大きく依存しますと非常に危険なことになるといふことが、四十八年のときより明らかに明かになったのではないだろうか。そうしますと、日本が、ところが中東の石油依存度が非常に大きい、これは日本が中東の油を運んでくる上に、日本が、ヨーロッパよりもアメリカよりも日本が一番近いといふような場所にございますので、そういうこともありまして大きく依存していたわけでございますが、いざにしてしましても、かつて恵まれておつた立場が逆転して、中東依存度をもっと減らすといふことを一生懸命やらなければならぬといふことはわれわれも痛感しておるところでございます。したがって、いまして、石油につきましても、インドネシアの石油、中国の石油あるいはメキシコの石油等をもっと輸入拡大するといふ方策を考えなければならぬ。日韓大陸だなどを含む日本の近海の石油の開発といふことも一層の努力を傾ける必要があると存じます。

石炭につきましても、従来、日本の電力会社は、石炭を使うということにはほとんど関心を示していませんでした。これは石炭を使いますと、コストが石油と比べて著しく高くなるものですから、料金にそれを転嫁できるかどうかといふような問題もございますし、公害問題等もございますし、日本の電力会社は、石炭——一般炭を発電用に使うということには非常にちゅうちょしておつたわけでございますが、しかし最近急速に考えを変えて、おりました、電力用に一般炭を使うという考えで、真剣に取り組んでいるわけでございますから、今後石炭の使用といふのはかなりふえていくのではなからうか。LNGにつきましても最大の努力を払つておりました、かなりの速度でLNGの利用といふのは進んでおりますが、さらに今後インドネシアの増産であるとか、あるいはマレーシアのLNG、それからオーストラリアのLNG、それから多分メキシコもガスが大量にあると言われておりますから、メキシコのガスであるとか、あるいは中近東につきましても、燃やしておるガスが大量にございますので、その利用を考えると、いふようなことが必要でありましょうし、原子力につきましてもスリーマイルの事故がございまして、けれども、やはり安全性の問題に考慮を払いながら原子力の開発といふのは進めていかなければならぬ。日本の場合には特にそうしなければいけないのではないかならうか。そういうことで、この中東以外の石油、それから石炭、原子力、LNG、こういうものの開発を従来以上に努力を集中いたしまして、石油依存度、なかつく中東石油依存度といふものを減らすべく最大限の努力を傾けなければならぬといふふうな考えております。

○馬場富君 そこで、やはり後のそのエネルギーですね、バランスのこともそうですけれども、まず供給先の問題につきましても、長官いまおっしゃった点、私も同感ですが、やはり第一次のときもそういう点で、先ほども申し上げましたように、やはり中東、そしてその点については、アメリカのやはりメジャーに非常に依存点が強かつた、そういう点がやはり結局、石油がまだあつたにもかかわらず、あのような問題が起こつてきた。やはり今回はそれにも増して、やはりイランの情勢見てみましても、一たんこれは整つてきたものに見えますけれども、やはりそこについてのいままでのアメリカの後退やらそういう点で、その後の立て直しというのはまだまだ、なかなか複雑なものを持っておりますし、その他の中東関係のやはりアメリカの力といふのは、いふぶん後退してきておる、そういう点についてやはり中東依存度といふのをわれわれ中心に考えていくことは、ここらあたりでそろそろ考え直していかなきゃいかぬじゃないかと思うんです。その一点は、ドイツのつたように、やはり供給源を多く持つていくという考え方と、それからやはり中東への外交政策について、いままでのやはりアメリカ一辺倒の考え方なしに、この間の会議のような、そういう形でもって連帯の形で話し合いを進めていくというふうな、そういうやり方方法が一つは、いまの方法として考えなきゃならぬ。先ほど長官がおっしゃいました代替の点も、それからほかの対策もございますけれども、これいま目の前の問題控えて、これだけ石油依存で拡大された産業や生活といふものが、これはもう簡単なことで転換できるわけじゃないやしません。やはり少なくともしばらくの間は、これを残しながら改革を行つていかなきゃならぬ。そういう点で私たちは研究としてのエネルギー対策といふのは、いふぶんやるべきでしょうけれども、政策としてのエネルギー対策としては、やはりそういう点で急激な変化と

いうのがすぐ考えられないというよりは、想定のもとにこれを考えていかなきゃ大きい失敗があるんじゃないか。そういう点で、そこらあたりの問題の中でやはり供給源を拡大するという面ですね。それとあわせて、最近やはり新しい油田がメキシコやあるいは中国の関係等でも起こっておりますけれども、そのやはり石油の内容等については問題は輸出等に問題がありますが、そういうものも含めてやはり石油を今後まだ使っていくという立場から考えた場合に、やっぱり供給源についてもそこらあたりでしっかりと検討をし直すことがエネルギー対策上大切ではないかと、こう思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) いまおっしゃることは、全く同感であります。そしてまあすでにそういう計画を含めまして、日韓大陸だの開発もすでに手がけておりますし、中国との間に石油及び石炭の資源提供を前提とする共同開発も進めておるところであります。したがってお説のように、輸入先の多様化ということはもちろん大事なことであります。同時に、これまたおっしゃるように、現在の石油をどうするか、これは全く焦眉の喫緊事でありまゝるので、それぞれの商社側に督促をしながら、ただ、そこで一つ問題になるのは、どんな高値でもいから入手しろと、そういうことは厳に戒めております。輸入商社を片っ端からチェックして、冷静な対応をしておるといのが日本の実情であります。なりふり構わないで石油を買い付けする国も一部にはある、こういう足並みの乱れがやっぱりOPEC諸国につけ入られることになるわけでありまゝるので、そういうことを極力排除しようではないかという申し合わせも先ごろのIEAの閣僚理事会においてなされたところであります。いま馬場委員が言われるように、今後ともこのエネルギー源の輸入先の多様化、しかもまた使用の面におきましてもこれを多角的にしていくことは当然必要であるというふうに考えます。

○馬場富君 そこでひとつ多様化とあわせまし

て、先日大臣出席されましたそういう石油を使っていくという一つのグループの中にIEAがございます。そういう一つの団体がある以上、こういうIEAの加盟国をふやすと同時に、こういう団体でもって産油国に対してのぼくは外交折衝というのを深めていくという対策しかないんじゃないか、この点どうでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) お説のような議論が当然出ております。そうかと言え、いま午前中にもちょっと触れましたように、節約自身が実効が上らない。どうも各国ともリーダーは大いに深刻な事態を認識しておるが、一般消費者は事態を十分認識していないというような段階でいまOPECに折衝をしてみても、節約をしる言っておるのはOPEC側だという前提に立って、あなた方が節約の実を上げないから供給が不足する、供給が不足するから高値買いが起る、すべてあなたの方の問題ではありませんかというふうなことになる。日本流に言うならばいゆるやぶへびである。もうちょっと節約の実を上げたり、代替エネルギー、これはドイツの場合でもフランスの場合でも石炭がありますね。おっしゃるような日本の場合はその石炭も輸入に仰がなければならぬ、またにわかには石炭に切りかえをするということについても問題があります。当然タイムラグが相当出ますというふうなこともありまして、とにかくこのところは冷静に対応しながら入手に努めるといふわけでありまゝです。いまおっしゃるように、産油国との話し合いなどは従来の関係もありまゝし、経済協力の面もありまゝし、そういう面を踏まえながらこれも静かに対応していくことが必要ではなからうか。日本だけがまた前の石油ショックのときのように、石油欲しさに世界の足並みを乱して独自の行動に出るということが、いろいろ国際的にも先進国間で議論を呼ぶ可能性なしといたしません。したがって、そのあたりは外務大臣も十分心得ておりますので、よくわれわれ政府としても慎重に配慮しながら実効の上がるように今後努力を続けてまいりたいと

いうふうに考えます。

○馬場富君 それとあわせまして、エネルギーを石油中心からいまだ研究されつつある代替エネルギーへと、そういう点の一つは踏み切り方も石炭等を中心としてやはり必要だと思ひます。こういう点についていまサンシャイン計画を立てて通産においてもやってみえますが、太陽あるいは地熱、石炭も液化やガス化あるいは水素等いろいろの研究もなされておりますけれども、こういう点について非常に詳細な数字はむずかしいでしょうけれども、いわゆる熱量からする石油に対して大体どのくらいのコストの割りが想定できるか、概略で結構でございますが、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(天谷直弘君) これは工技院の方がお答えすべきだと思ひますが、私の方まだそういうことにつきまして十分研究をしておりませんし、現在ただいま準備をしておりませんので、お答えがむずかしいんですが、大ざっぱに申しまして、現在の実用化されている代替エネルギーといましては石油火力より原子力は安い、それからLNG、石炭火力、水力等はやはり高めになるというふうなことではなからうかと思ひます。そのほか太陽エネルギー等の新エネルギーの供給コストにつきましては、現在プラント建設の段階に入っておりますので、そこで実用化技術の確立を図るとともに、その経済性の見直しも把握することを目的としておりますので、現在まだそういう過程にございまして、いまのところ太陽エネルギー等のコストについては石油エネルギーとの比較を行うことは非常にむずかしいんではなからうかというふうに思ひます。

けれども、ただし、この場合二十数ドルという場合にはプラント建設コストは現在価格で計算するわけです、石炭の値段も現在のままとおつて値上がりしないというところで考えておりますけれども、ところが、実際は石油の値が上がりまゝと、プラント建設費用も上がりまゝし、石炭の値段もまたたいて上がりますので、これもまた確かにつまみ食いになりまゝです。これもまた確たることを申し上げるのにはむずかしい。しかし大ざっぱに言ひまして、石油に対しての一番代替可能な大きなのは原子力だと思ひますけれども、原子力につきましては、先ほど申し上げたように、石油とかなり競争力を持っておる、それからLNG、石炭もまあまあというところである。石炭液化というところになりますと、相当高くなる。それから太陽エネルギーであるとか、核融合とかというところになれば、いまのところちよつとよくわからない、そういうような感じではないかと思ひわけでありまゝ。

○馬場富君 いま説明聞かれました、また私どもが調べましても、いま代替エネルギーの中で実現可能なものはまだ見当たっていない、原子力は別といたしまして、それでたとえば石炭あたりの問題等については、多少考える余地ができておるようございまして、これもコストの面でいけば石炭そのものを生だきにしてもやはり石油よりも高くつく。ましてこれが液化やガス化になつてくれば、これは高値でてもいまのコスト面では採算が合わない、こういうことになってくると思ひます。そういう点でやはりここでイギリス、ドイツが思い切つて転換をしてきた中に、石油中心から代替エネルギーへの転換の中で一番中心となつてくるのは私はコストの問題だと思ひます。いろいろな政策がいま何点か通産省も出されておりますけれども、研究機関への補助や、あるいは結局そういう設備の補助とか、そういう点は考えられるけれども、そのエネルギーそのものがコスト的に大きい差がある。こういうときに転換していく場合に、何らかそこで今後そういう

面でのほつきりとした政策を持たなければ、この転換も研究にみんな終わってしまふんではないか、いわゆる政策というものは、そこにコスト的にまづくてもこれを実践していくだけのものがないければ、私は政策にならないんじゃないか、そういう点で、ドイツ、イギリスあたりもかなり犠牲の中に今日のエネルギー体制を築いてきておる、こういう考えからして、日本がやっぱりそういう面をこれからどうとらえるかということをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) それが日韓大陸などの油田開発でもありますし、また、中国との渤海湾等の石油開発ということにつながるというふうに思います。

それから原子力の問題は、スリーマイルアイランドの事故に徴して、安全確立の問題が世界的に再検討の段階に入っている。しかし、結果から言いますならば、これは最も初歩的なミスであって、しかも二重、三重にミスが繰り返されたにもかかわらず、被害は最も僅少であったというところは、言いかえすと、安全度は何重にもカバーされておいて、確保されたということも言えると思います。したがって、国民的な感情的な批判、拒絶反応、こういったものは度外視できませんので、われわれもあの事故を契機として、一層、安全確立を第一に考えますが、日本としては、やはり原子力発電ということも推進しなければならぬ。このことは、同じようなことをアメリカも、特にフランスは日本と事情が似ておりますので、私に、ジョー産業相は率直に、従来の原子力発電計画というものを推進しなければならぬ、むしろフランスとしては、国策としてその政策を今後遂行したいということを強調しておったところであります。

その他、ドイツ、イギリス等においても同様でありますので、なお、国際的に安全度を一層高めまして、国民の理解を深めるように、この点も今後粘り強く努めていきたいというふうに考えます。

○馬場富君 いま私がお尋ねしたもう一点なんですが、これは長官の方から御説明願いたいと思いますが、私どもが、いま、石油にかかわって次にすぐ考えられるものに石炭があるわけでごさいます。先ほど御説明のように、液化等では価格的にむずかしいという点もでてくるし、また、量的な問題もあります。そういう点で、やはり使用するとすると、そのまますで燃やすという考え方ですけれども、これについてもコスト差ができてくると思うんです。こういう点で、やはりこれを使うということについての問題点はあります。が、進めていく場合、その差に対する国が援助策を一つは考えていけるかどうか、こういう問題です。

○政府委員(天谷直弘君) 石油のかわりに石炭その他のエネルギーを使いますとコストが高くなる。これは多分、国民経済として安全保障のために払う保険料であるというふうに考えますけれども、この保険料を一体だれがどういう形で払うのかというの大きい問題だろーと思います。一つの考え方は、一般消費者が負担するという考え方でございます。すなわち、電力料金を上げまして、高い電力料金にして、それでコストをカバーするという考え方が一つございます。

もう一つの考え方は、政府が石炭火力等の建設に対して補助金を与えるとか、その他税制、金融上の優遇策を与えるとかというようにすることで、高コストでもやれる、電力料金の方は余り上げないで、むしろそっちの方を補助いたしまして、高コストのエネルギーを開発していくという行き方でございます。この考え方の場合には、一般納税者に負担していただくのか、あるいはエネルギー消費者に負担していただくのか、要するに、ガソリン税のやり方で消費者負担ということにするのか、あるいは一般財政ということ、一般納税者に負担していただくのかということの選択がございます。いずれにいたしましても、一般納税者かエネルギー消費者かというどちらかが、この税金ないし価格という形で負担をしていただかなければ

ならないという問題でございまして、そこをどこをやはり国民全体としてコンセンサスをつくっていくということが必要ではなからうかというふうに思うわけでごさいます。物事はそう簡単にききれいに片づくものじゃないと思いますから、ある程度は税金、一般財源からも出してもう、それからある程度はエネルギー消費税的なもので徴収していく、ある程度は価格の引き上げというようなことで負担してもらおう、そういうことで石油にかかわるところの、石油よりもコストが高いいろいろな代替エネルギーというものを開発していく、そういう国民的な気構えが大切ではなからうかと思う次第でございます。

○馬場富君 いまおっしゃったように、私は、そこで、これからのエネルギー政策の中で、ただ、私もイギリスや西ドイツあたりと比較してみても考えることは、やっぱり国として、エネルギー対策についてもがちりとした、ただコストとかそういう問題に対してだけでなく、やはり国としてどういふものを進めていくかという基本的なものをがっちり決めたものを持つていかなければならぬ、こう思うんですね。そういう点で、今後、ひとつその点をしっかりお願いしたいということ、エネルギー政策の発想の中でよく最近議論されておりますソフト・エネルギー・パスという一つの考え方がございますけれども、ひとつこの考え方について、長官はどのように理解されていすか。

○政府委員(天谷直弘君) ソフト・エネルギー・パスという考え方は、環境論者、特に環境に対する熱意の非常に強い人、それから、現代の文明に対して疑問を抱いている人、こういう人々がソフト・エネルギー・パスというふうな考え方を所持してはなからうかと思えます。その考え方を否定するわけでは毛頭ございせん、ソフト・エネルギー・パス的な考え方である程度いける部分は、それはいいからよろしいというふうに思いますが、ただ、現在われわれが消費しております大量の石油エネルギー、こういうものをソフト

ト・エネルギー・パスで考えようとしたって、それは無理である。したがって、よほど文明生活の程度を下げるという覚悟を決めないと、ソフト・エネルギー・パスというふうな考え方に全面的に賛成するというふうなことは不可能ではないかというふうに考えます。

○馬場富君 次に、最近、原油の値上げを一つの問題点として、ずっと、灯油にしても、軽油にしても、それからナフサにしても、相当値上がりが出ております。たとえば、灯油あたりでいくと、卸値が一リッター当たり二十七、八円の状態のものが、きょう現在でいくと五十四円近くまで来ているというふうな市場での実情でございまして、それから国産ナフサ等にいたしましては、一キロ当たり三万二千元というふうな、石油関係で結局そういう値段も出ておる。こういうような一連の値上がり強烈になっておりますけれども、この点についてはどのような考え方を持っていますか。

○政府委員(天谷直弘君) 産油国が急激に値を上げておるわけでごさいます。御承知のとおり、昨年十三、四、七十であったものが、四十四、五十になりました。さらにその上に、一ドル八十とか二ドルとか、二ドル八十とかいうようなサーチャージをどんどん積み上げてきておりました。現在はアラビアンライト以外の油は十六ドルから十七ドル、十八ドルというふうな線にきております。これは公式販売価格でございまして、スポットマーケットの方へいきますと三十四ドルとか三十五ドルとかいうような値もついておるわけでごさいます。こういうふうな元が値上がりしているわけでごさいますから、この価格は早晩ユーザーの方に転嫁しなければいけないというふうに思っています。現在の常識的な方法によりますと、大体三ヶ月ぐらいいたましたら転嫁をするということ、いまこの四月値上げ分について転嫁が行われつつある過程であるというふうに考えております。この転嫁というものはもちろん非常にむずかしい問題でございまして、私どもは基本といたしましてはそれ

は石油業者とユーザーとの間のネゴシエーションによって行われるということが原則であるというふうに考えております。それからなお、国際的に見まして日本の現在の石油製品価格は決して高い方ではございません。特に灯油等は国際的に見て日本は著しく低価格という状況になっております。それから、灯油について申し上げますならば、他の都市ガスであるとかLPガスであるとか電力であるとか、こういうものと、競合の熱源と比較いたしますと灯油は著しく低価格と、こういうことになっておるわけでございます。それから、中間三品につきましては需給がかなり逼迫してきておるといふのも実情でございます。原油の性質がだんだん重質化してきておる、他方中間三品の需要は一般の石油、燃料油に対する需要よりもはるかに速い速度で伸びているということございまして、非常に需給が逼迫してきておるといふことも、需給が逼迫いたしますとどうしても、何と申しますか、やみ値的なものも出てくるような状況になってくるわけでございますので、この辺は石油の、特に中間三品の価格政策というのは非常にむずかしい問題であると思ひます。しかし、私どもは原則としては市場の状況にある程度反映させませんと、灯油のように人為的に低い値段で抑えておきますと、ある日突然足りなくなつてしまふというようなむずかしい問題が起こる可能性もございまして、それから日本の灯油価格でありますと、外国から輸入しようと思ひましても日本の方がはるかに安くございまして輸入するということもむずかしい、規格も合わないという点もございまして、そういうようなことでございまして、基本的に産油国における値上りが反映して秩序正しく妥当な範囲の値上げが行われていくということが望ましいことであるというふうに思ひております。

○馬場富君 いや、おっしゃるとおり灯油が安いということはよくわかっておるわけですが、けれども、国民生活に必要なから指導をもつて一つは安値を保ってきたわけですから、当然安くあつた

りまえじゃないかと、これが指導もしたのによそより高かつたりしたおかしなものです。だから当然である。だから、そういうバランス等によって灯油が非常に逼迫してくるというふうな逆現象も起こつたから指導を外すというこの前の見解が出ていたけれども、ある程度まで理解できまふけれども、そのために実は灯油の、一般家庭がほとんど需要がふえたわけではなくて、この裏をずっと見てみますと、灯油が安いために業務用の、そういうものが、ガスを使つておつたものやら、あるいは重油を使つておつたものを灯油に切りかえたり、あるいはそういう小さな暖房でも大型に切りかえたり、そういうことによつてこういう現象が起こつてきておるといふことなので、ほくは、これは先ほどのエネルギー全般の石炭やそういうことについても言えるわけですが、やはりそういう点である程度までのバランスは必要だけれども、このようにほうほうにおいて幾ら高くなつてもいいという、そういうものではないと思ひます。そういふ点で、そこらあたりには私は政策上のまづさがあるんじゃないか。確かに灯油が安い、ほかのものが高い、それから比例して、その時点では日本にやはり通産率で石油の危機だ、そういう点ではいろいろな節約しなきゃならぬと、こういう事態が来たりするが、一つはそういう大型のストーブ等のものもほとんど生産されてきておるとか、あるいはわざわざガスでいままでもやっておつたものを、これは代替からいけばガスにすべきものをまた灯油の器具に切りかえて設備をふやすとか、こういうようなはるかに国が考えた問題と逆転した方向に動いて、その動きが値上がりからひいていって、やはり使用量が多くなつてきたからそれに対して指導を外すという、こういう点は私はやはりまづいいじゃないかと。だから、現在の灯油の安さがそのままでいいというわけじゃございません。やはり長官の言うとおりの多少のバランスは必要でしょう。だが、そういう方向に、石油危機が言われながら、省エネルギーの問題が叫ばれながら、そういうために一つは灯

油の需要量がふえてきたと言つたら、これは私は政策のまづさだと思ひます。こういう点のようによつて考えますか。

○政府委員(天谷直弘君) 灯油の値段がほかのエネルギーと比べて安ければ、私は自由経済のもとにおきましては、たとえば灯油暖房器がたくさん出てくる、FF暖房器と称しておるような灯油を大量に使うような暖房器が出てくるというの、これは自然の勢いである、価格が安い以上はそうなるはずである。テレビの宣伝を見ておりますと、灯油は安い、お得ですといふふうに宣伝をしておるわけですが、別に間違いじゃないと思ひます。確かに一消費者から見ればいまの灯油の値段はお得な値段でございますから、そういうものを使うところの瞬間湯沸かし器もできるでありますし、FF暖房器もできるでありますし、それを製造するメーカーから見れば、確かに灯油は安いから、そういう機械をつくるのは間尺に合う仕事でございます。消費者の方もそれを買った方がガスの暖房器を買うよりはるかに安く快適である、こういうことになるはずでございます。それから、A重油が足りなくなれば、A重油のかわりに灯油を入れたっていいわけですから、灯油を買いにくるでしょうし、トラック等で過積み規制の結果、軽重油の需要がほとんどふえておりますが、軽重油が足りないと云えばこれはまたディーゼルエンジンの中に灯油をぶち込むということも起こるでございましょう。あるいは事務所等の暖房におきましても、何かほかのA重油等をたいておつたものが灯油にかえるということも出てくるわけでございます。要するに灯油と云ひましてもこれはいろいろな使い道があるわけでございますから、値段が安ければ当然灯油の使用量が急速に伸びていくというのは、私は自由経済である以上はあたりまえのことであるといふふうに思つております。あたりまえのことをやっておりますと今度は供給量が追いつかなくなるといふ事態がいま現に起こりつつあると、こういうことでございますから、これは需要と供給の交わりの

ところで価格が決定されるべきは、その交わりの点よりも下の方に価格がありますから、どうしても供給より非常に需要が伸びてしまふというのが現状であるといふふうに私は認識をいたしております。

○馬場富君 いや、だから自由経済の立場でいけば安いものを買っていくということは必然だと、それはおっしゃるとおりです。だが、それだけで私はエネルギー対策をする場合の政策問題いかという事です。今度の省エネルギーの問題については、あなたの方で省エネルギーのために器具やいろいろなことについての一つは対策を考えられているんですよ。こういう法律をつくるんなら、その時点で、いろいろな石油危機が云々されておるときだから、灯油の値段の問題もあるけれども、そういうような指導といふことも業界等に、この法律ももちろんあるけれども、どんどんとやはり考へていくだけのものを国自体が持つて、もっと積極的の早く手を打つていかなければ、経済の流れるままにということならば、私は代替エネルギーもみんな、いま石油が一番コストが安い以上、石油に全部流れてしまつて変革というのは私はできなかつたと思ひし、ドイツにおいてもイギリスにおいてもそういう考へ方だつたら、現在の日本と同じような道を歩んだらうと私は思ひます。そういう点で為政者のあなたに私はいま質問しておるんです。国民の方々は買う方だから安い方を買うのはあたりまえのことです、そんなことは。ところが、政治を担当してやはり国民のエネルギー問題を扱う中心者になるあなたの考へ方を私は聞いておるんです。そういう点で私は今度のこのエネルギー法の問題につきましても、そういうことが法律でつづられ、されておるからこそ、灯油の問題等についても指導を外されたことは一つ、やはりバランス等のためにやむを得ぬという点もございまして、それを野放しにしていくという考へ方というものは、これはやはりいまままで行政指導してきたてまとしておかしいん

じゃないかと、こう思っています。おっしゃるわけ

○政府委員(天谷直弘君) 私に申し上げておきま
すのは、石油あるいは灯油の節約をしなければなら
ないというときに、節約をお願いしながら価格
の方は特別安く抑えておくというところは首尾一貫
しないというのを申し上げておるわけではござい
まして、他方、今度はその産油国の原油の値上
り以上に灯油の価格がどんどん上がっていくと、
いわゆる便乗値上げと言われているような現象が
起こりますならば、それについてはもちろん行政
指導はするということでございます。ただ、われ
われは、これまでの、従来の灯油価格とい
うものは、節約じゃなくてむしろ使用奨励とい
うような性質の価格であったということございま
す。

○馬場富君 いや、私の言っているのは、石油が
非常に安いと、節約しようと言っておるとき
に、従来一で済むストーブを使うものを、それを
灯油が安いからといって大きな使用量を使う物を
どんどんふやして、これもおかしいじゃないかと
いうことを私は言っているんです。その点に
ついての御答弁願いたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 私どもの方はエネル
ギー庁でございますから、たとえば自動車の型で
あるとか、それからストーブの型であるとかにつ
いてまで、こういう型は使っていないとかよくない
とかというのを申し上げる立場にはないわけ
でございます。ただ、同じ自動車でもできるだけ燃
費がよくなるように、この省エネルギー法では燃
費がよくなる自動車を奨励しておる。あるいはガ
スストーブ、石油ストーブでございまして、同
じ型のストーブであればできるだけ燃料効率のい
いようなものに改善していくようにガイドライン
をつくって、そちらの方向で企業が努力するとい
うことまではお願いしておりますが、型まで大き
い物はないとか、灯油ストーブはよくないとか、
ガソリン自動車はよくないとか、そういうこと
までは立ち入らない。使用方法の効率化という

ことだけ、この省エネルギー法は原則として考え
ると、こういう立場に立っておるわけではござい
ます。

○馬場富君 その点、長官は自分の立場と違うと
いうことですが、大臣、そういう点で指導の枠を
外された。その点、いま私が数字を説明したよ
うに、市場については昨年当たりの倍近い灯油の
値上げというのが実際に国民に渡り、国民に渡る
格で上がってきておるわけですよ。そういうよう
な状況等を見ましても、私はやはり野放しにして
おくということでは相ならぬと思うんです。それ
はやはり一つの値段の軽油、重油、灯油と、こ
ういう関係のバランス等の問題はございまして、
多少その点はあるとしても、ここらあたりの点、
担当大臣として国民にエネルギーを安定供給す
るという責任者からいってどのようにお考えです
か。

○国務大臣(江崎真澄君) 一口に言って、安定供
給のために、いままでの行政的な指導を緩和する
ような形にしたと、こういうことも言えると思
うんです。やっぱり、灯油、軽油等を中間留分を取
るためにはやはり軽質油を必要とします。それが
だんだん重質油に変わってしまっていることにな
れば、値段が安ければよい。最必要期に向かっ
て、今度は供給がでなくなってしまうというこ
とで、いま天谷長官も言いますように、必ずしも器
具等に制約を加えなくても、その値段が他の油と
均衡のとれた値段になってくれば、やはり消費者
の方も効率のいい、また節約型の燃焼器を使うと
いうことにもなりましようから、そういう自然の
傾向をわれわれとしては待つという以外にない
と思ひますが、いざにしましてもこれからは節約
の時代に入つた。まことにこの政策転換が遅
かったではないかというわけですが、そこに安価
な油がある、四倍に値が上って供給はだぶつく
と、その国々もそれを早く売って近代化を進め
たいという政策にあるということになりますと、ど
うしてもこれはそこにある物を使いたくなるの

も、これは国としても個人の場合でも同じことが
言えるように、確かに前回の場合と違って、今度
の場合は様相が違ふ。しかし、値段は高くなるか
もしませんが、量においては不安定、不安定と
言いがらまのいまいのころは確保できておる。そ
れが続くのか続かないのか、いやそれは不安定要
素が多いというのがこの間のIEAの結論であり
ますから、ここらあたりでもう一遍エネルギー資
源皆無の日本としては考え直して、節約に徹する
ことが必要だと思ひます。

たとえば、この国会におきましても、私たちが
議院運営委員長をしておたときですから昭和三
十四年の話であります。民間会社などに先んじて
ここに暖冷房の空調施設が取り入れられたとい
うことを考えますと、これは二十年來のことであ
つて、その前は冬も暖房施設あるいは空調による冷房施
設などというものはありませんでした。大
きな会合は水柱を立てるのが常識という形では
ございましたから、もう一遍お互いに考え方の出発
点を改めれば相当な節約は可能である。ましてや
五%の節約ができない日本人ではないというふう
に思ひます。

この間、私はIEAでラムズドルフ経済相と話
をしておりまして、なるほど国民性の違い
だと思つた話を一つだけ御紹介しますと、彼は、
ガソリンが高くなるのが節約に一番つながら
ない、何%節約なんと言つたらOPEC
に足元を見られるんだ、高くなるなら高くなれば
それで市場メカニズムが働いて消費は少なくな
る、そういうことで対処するよりしようがない
じゃないか。こんなことを日本でもまさか経済担当
の大臣が言つたら、途端に大騒動が起きます。抑
また、事実、エネルギー源のほとんどを海外に仰
いでおる日本としては、そんなに安易に議論を展
開するわけにはまいりません。日曜のガソリン
スタンドの休業でも、正直者がばかを見るという
言つたら、そういうことは国民が指弾する、それ
は節約に協力しない悪徳商人であるということ
でわれわれドイツ人は拒否するんだ、そういう

ころでは買わないとこう言う。見事な発言だと思
ひましたが、まあこれは教育の問題から始めな
ければならぬと思ひますが、日本人も賢明な民族で
ありますので、今後ひとつ馬場委員の御協力な
ども得ながら、お互いにひとつ節約を実行に移
すべく努力をしまいたいと思ひます。

○馬場富君 最後に、公取が来ていたいており
ますが、ガソリン値上げでいまやみカルテルで検
査されておるという状況ですが、その実情を
ちょっと御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(妹尾明君) 石油製品、特にガソリン
の値上げの問題につきましては、去る三月二十七
日でございますが、当院の予算委員会が先
からも御指摘のあった問題でございまして、私ども
橋口委員長が、監視体制を強めて、問題があ
れば一応処置するといふふうに御答弁申し上げた
と記憶いたしておりますけれども、その後、各地
から値上げの浸透につれて、値上げの仕方につ
きまして消費者等からいろいろ苦情がございま
して、上げ方が一斉値上げでおかしいではないか
といったたぐいのものもございまして、内容等
によりまして問題がありそうだとと思われる地
区につきましても、値上げの実態を調査する。一
斉値上げの問題はないかどうかという実態を調
査することを行つております。かなり多くの地区で
行つております。

それから、その過程におきまして、特に大分県
の地区におきまして、単に一斉値上げだけじゃな
くて、値上げに絡みまして実効確保の手段とい
いますか、そのために競争を強く制限するよ
うな措置を講じているような動きもございま
したので、大分県の地区につきましてもは独禁法の四十
六条の強制調査権限を使いまして、本格的な調査
を行つていくという事例もございします。

現在の状況は大体そういう状況でございます。
○柄谷道一君 私は三月十日の予算委員会総括質
問におきまして、通産大臣に対しエネルギー問題
と石油備蓄問題について質問を行いました。
(委員長退席、理事古賀重四郎君着席)

当面する国際石油事情として長期的なエネルギー需給の展望を考えれば、石油の安定的確保を図ること、代替エネルギーの開発を行うこと、これはもう当然やらなければならない国家的な課題でございます。しかし、これとあわせて省エネルギー対策の拡充というのが今日ほど望まれているときはないと思います。

そこで、私は本日の法律案に従いまして省エネルギー対策というものにしりまして御質問をいたしたいと思っております。

本委員会では審議されております法案は、一口で申しますと、産業部門の一般は指導及び助言、同じく産業部門の指定工場は勧告及び指示、建築物については指導及び助言、機械器具製造事業に対しては勧告、こういう言葉に尽きると思うのでございます。いわばこれは誘導型の対策でございます。しかし、欧米諸国の省エネルギー法案というものをしきりに検討してみますと、これはいずれも強制罰則型の法体系をとっております。そして、単にこれは違反者を出すということに目的があるのではなくて、その強制する省エネルギー対策を推進するための助成策というものを非常に強化しているところに、各国立法の特徴があると私は理解しておるわけでございます。

そこで、まずお伺いしたいわけでございますが、このような誘導型の省エネルギー対策によりまして、その効果を十分に期待するという見通しをお持ちであるかどうか、この点からお伺いいたします。

○国務大臣(江崎真澄君) 現在提案申し上げておりますこの法律案は、エネルギー消費の各分野につきましても国がガイドラインを示す、そして必要に応じて指導をしたり、いまだお話しのように助言をする、あるいは勧告などの措置を講ずることによりまして、可能な限りエネルギーの効率的にかも合理的な使用を図らうというものであります。いわば、中長期的観点からわが国経済社会の体質をより一層エネルギーの効率的な体質に変えていこう、改善しようというわけであります。

わが国経済、わが国の実情、こういったものを踏まえながら一応妥当なものとして出したわけであります。

各国の省エネルギー対策との御比較についてであります。これさっき私が馬場さんにもお答えしましたように、それぞれの国の事情も異なります。たとえばこの間驚いたんですが、シェンジンジャーなども、ロバは打ちたなければならぬなんて言っていて、まるで国民をロバ扱いするような一つの例示がありました。一体そういうことが日本でも通用するかどうかですが、しかし節約というもののためには相当政府がこれは決意を新たにしている切つて国民に呼びかけませんと実は上りません。しかし、この今回の法律につきましましては、やはり省エネルギー対策としては必ずしも先進諸国に比べてそんなに遜色のあるものとは思われないわけであります。それは日本人の自覚にまつという点に重点もあるわけであります。十分今後徹底してまいりたいと考えます。

○柄谷道一君 各国の立法に比べて遜色があるかないか、これは主観の問題でございまして、私は率直に本法案を精読いたしましてどうもぬるま湯的な感じが否定することができません。しかし、こういう法律がないよりも、いま大臣が言われたように立法化を図ってその徹底を期していく、これは有意義なことであることには間違いがございせん。

ところで、アメリカでは一九七五年十二月にまず基本法たるエネルギー政策法の制定をいたしております。さらに七十六年八月にその補足法としてのエネルギー節約生産法を制定しております。引き続いて一九七八年十月十五日国家エネルギー法が米国会議を通過をいたしました。十一月九日カーター大統領が署名することにより発効いたしております。このように、国内にいわれる石油資源を持つアメリカにおいても、七五年以来三回にわたって立法を逐次エネルギー事情の現状と展望を踏まえつつ強化しているというのがアメリカの実態でございせん。

そこで、私はこの法律を施行後、やはり立法化によってもたらされたその効果、実績、こういうものを的確に把握をして近い将来さらに省エネルギー対策を強化するためにこの法律の強化を図る必要があるのではないかと、こう思うのでございせんが、大臣いかがでございせんか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは衆議院におきましても修正がなされたところであります。今後の内外のエネルギー事情その他の状況の変化が大きなものになりますれば、これはまた新たに追加えられた衆議院の修正点を踏まえて実施していくわけであります。もちろんまた必要に応じて強化するということも当然必要になってくるかと思ひますが、現在の場面としては、法律体系が産業、民生、輸送、こういった各エネルギー消費部門において節約が可能になるように、そしてまたわが国の経済社会の体質を省エネルギーの方向に向けていくようにという点では一応整つておるというふうに考えるものであります。いま御意見の存する点につきましては、今後大きな変化に応じてはもとよりまた考え直すこともありましよう。現段階ではまずこれをひとつ実施に移していきたいというふうに考えます。

○柄谷道一君 今後石油事情の変化によつては検討する、こういう御趣旨でございせんけれども、しかし問題は、片やエネルギー事情の変化がどうなっていくかということとあわせて、この省エネルギー法案の効果が一体どう成果をあらわしつつあるのか、このまた現実の把握もきわめて必要であらう、こう思うのでございせん。

そこで、これはアメリカの例でございせんが、米国DOE、すなわちエネルギー省は、いわゆる省エネルギー活動の年次報告書をまとめた上で、これを議会とそして大統領に報告をいたしております。この報告内容によりまして、連邦政府が各州に対する助成の条件としております基本法の五項目につきましても、これを中心として各州のエネルギー削減計画、各州のエネルギー削減量の見通し、その結果を踏まえた連邦政府の助成給付状況

こういったものをつまびらかにいたしまして、大統領及び議会が適切な省エネルギー対策というものを確立する重要な資料を提供いたしておるわけでございせん。本法施行後私たちはこの実施というものを冷静に、かつ客観的に見守る必要があると思うのでございせんが、政府につきましましては、こういうアメリカ並みの報告をするかどうかは、日本の国情とはやや異なりますけれども、日本のこれをこなして、絶えずわれわれにその法案の効果、成果、これを報告されることが必要ではないか、こう思うのでございせんが、いかがでございせんか。

○国務大臣(江崎真澄君) ちょっと念のために先ほどの答弁に補足しておきますが、今度の法案というものはエネルギー使用の合理化を恒常的に進めていくところというところに焦点があるわけでございまして、当面の対策ではないということですね。これは御理解いただけたと思ひます。

それから、先ほど私がシェンジンジャーの言葉を引用いたしました、アメリカ大統領を中心にして節約を号令した法制化をいたしても、なかなか節約が思うように進まない。消費量はわが国の四倍である。埋蔵量は相当なものを持っておるが、現にそこにある中東の石油に由来は依存する割合が比較的多かったというふうなことから業を煮やして、いまのロバは打ちたなければならぬという言葉になったであらうというふうな推察できるわけであります。したがって、各州ごとにこの節約の統計を出していただくことも私承知いたしております。それからまた、州がそれに対してある程度の基準量を決めて節約方法に合わせるようになつていくことも聞いております。したがって、わが方としてもあと限り、特に今日のこういう情勢でありますので、現状把握をしてできるだけ的確に対応ができるように努力していきたいというふうに考えます。

○柄谷道一君 私は、与えられた時間が三十分でございまして、今後答弁はできるだけ簡潔にお願いを申し上げます。

まず私は、ここで法律が制定するとします。将来問題は一応横に置くとして、その効果を上げていかなければなりません。大臣は、PRの時代というよりも現在の実行の時代である、しかしわが国の実態においてはまだまだPRが不足をしておるといふ趣旨のことを答弁されております。私は、省エネルギーの効果を上げるためには政府の強力な広報活動が必要であらう、こう思います。

そこで、これ大臣お読みになったかどうか知りませんが、これは六つの業界団体が自主的に一九七七年の八月から三週間にわたってヨーロッパを視察した視察報告でございます。この中に各国のいわゆる広報活動の実態が明記されております。これ、日本の広報活動ですね。読みますと、非常にかた苦しい。そして、何か欲しがりません式の精神的節約論がどうも印象に強いわけでございます。各国のを見ますと、非常に新しい発想を取り入れているわけですね。

たとえば西ドイツの場合、「熱を出している人は病人です。熱が出ると、病人は弱くなります。多くの家も熱を出しています。エネルギー熱を。それは「エネルギーのムダ使い」という病気に罹っているからです。私たちの家のエネルギー熱を治しましょう」、「こういう呼びかけでこの省エネルギーの各家庭のなさればならぬことがPRされております。

イギリスあたりを見ますと、「借りている家を断熱するなんて」という考え方が皆さんを寒くしているのです」「あなたが市営住宅の住人なら、その住宅を改善すること、とくに断熱のように、目に見えないところで改善することは、意味があるんじゃないでしょうか。家は借屋でも、毎月の暖房費を払うのは、あなたです。居間のストーブにしがみついて寒さをしのいでいるのは、あなたです。夜着の上に着たを重ね着しているのは、あなたの奥さんです。朝、ベッドにもぐって着替えるほど寒がっているのはあなたの子供たちです。ご家族の生活を快適にし、同時に一家の暖房費を節約するためにお金を使うことは、決して無意味ではな

いでしょう。」ということ、節約というものがエネルギーの効率的な利用というものにつながる、こういうことを訴えているのです。これは挙げませんが、私はこういう各国の事例を見ますと、いま大臣なかなかおかしなことをいって、精神的お説教でなかなか省エネルギーというものの実効が上がると思われませんか。したがって、この際発想を新たにPR、しかもこれに相当の予算というものを付けて国民の中に広報活動を強力に進めていく、それがきわめて必要な施策ではないかと思ひます。あわせて、国によりましては省エネルギーコンサルタント制度というのをとつておる国もございします。いわゆる省エネルギー一〇番でございます。ここへ電話をください、そうすればあなたに知恵をお貸ししましょう、そしてあなたが最も効果的に効率的にエネルギーを使用し、みずからの生活を切り詰めるのではなくて、生活をエンジョイしつつ省エネルギーに役立つ道をお教えしましょうと、こういうPRを行つておる。私はこういう新しい構想、発想は日本の中に当然取り入れてしかるべき政策の一つではないか、こう思うのでございます。大臣の所見をお伺いします。

○国務大臣(江崎真澄君) 全く同感です。これはぜひやりたいと思ひます。
○柄谷道一君 これはお役人の頭と金でございす。ぜひ両面にわたつて実力通産大臣の手腕を私は期待をいたしておきたいと、こう思ひます。
第二は、程度の高い基準や指針を設定することではないかと思ひます。余り手の届かない基準とか指針というものはこれは意味がありませんけれども、やっぱり半歩前に出るという基準が必要ではないかと思ひます。アメリカではエネルギー省が公共建築物の強制的照明効果基準、新設または改築建築物に対する強制的な熱効率基準及び断熱基準等の五項目の要件を定めております。本法によりまして、十五条二項に基づきまして、住宅の設計及び施工に関する指針というものがつ

くられることになると思ひますが、私の想像いたしますところ、この指針の内容は現在の住宅金融公庫の融資住宅にかかわる断熱構造基準とほぼ同じ基準になるのではないかと私は推察するのでございます。そういたしますと、もしそうだと仮定しますと、これは諸外国の基準に比べまして大體同程度の地域と比較いたしますと、地域によっては異なりますが、二分の一ないし三分の一の基準というところに相なります。しかも、住宅に関する断熱材ですね、これは現在市販のものは五ミリの厚さのものが最低の厚さでございすけれども、住宅金融公庫の基準によりまして五ミリから四十五ミリまでの詳細にわたつた基準が定められているわけですね。それを使おうにもそういう資材がいまないのである。私は、そういうことを考えますと、この基準の設定についても、現在の住宅金融公庫の融資基準を含めまして、もう一度これを洗い直し、省エネルギー対策に即応する基準の策定というものがなされてしかるべきではないか、こう思うのでございます。いかがでございますか。

○政府委員(吉田公三君) 十五条第二項の設計施工の指針におきまして、内容としていたしましては住宅の壁、床、天井、こういったところの平方メートルを通して逃げる熱量、これを熱貫流率と言つておりますが、こうしたものと、それと熱貫流率を達成するために壁でございすとか床等の部位ごとの構造をこういふふうにしたらいというふうな構造の仕様例でございすね、こういうものを定めようとしてございす、この考え方は先生御指摘のように、現在金融公庫でございす断熱基準の考え方と同じような考え方であるというところはそのつもりでございす。ただ、金融公庫の断熱基準は全国を四つの地域に分けて定めてございまして、これはそれぞれ日本列島のいろいろな条件がございすので、大體気温十八度というものを一つの基準にいたしまして、それを下回る温度の度数と日数というものを四つの地域に分けて基準を定めているわけでございます。その使用する断熱材等について部位ごとに基準をつくつ

ているわけでございますが、私どもの感覚では北欧でございすとかアメリカなどに比較いたしますと若干低い水準にございす。これは御指摘のとおりでございす。英国、西独などとはおおむね同等という形になっていふと思つております。この基準は、学界、業界、いろいろな識者も参加をしても十分検討してつくつたものでございまして、現在のわが国の普及状況、住宅の生産の現状から見てもおおむね妥当ではないかと思つております。

御指摘になりました基準に關しまして、それに該当する商品が市販されていないという御指摘でございます。ただいまの御指摘、たとえばグラスウールのような例だと思ひますが、グラスウールについて百ミリ、五十五ミリ、四十ミリ、二十五ミリというふうな基準がございまして、確かに二十五ミリというふうなもの市販はないわけでございますが、これは一つの理論値でございまして、現在その理論値に該当するものであればよろしいという形をとつておるわけでございます。で、技術的に不可能というわけではないわけでございます。この法案成立の後に指針をつくるわけでございますので、従来の公庫の場合と同じような、学界、業界、いろいろな方の参加を得て指針について検討してまいるつもりでございす。現状に照らしまして十分実行可能でかつ効果のある指針にいたしたいというふうな考えでございす。

○柄谷道一君 大臣、これ、せっかくの省エネルギー法をつくるわけでございますから、当面現在の基準でスタートする、これはまあやむを得ないことも少しありませんけれども、これは諸外国の実例とか、さらに現在の製品、これは多品種を少量ずつつくりますとコストもかかるわけですね。まあこういう点、経済性、こういうことも含めまして、理論値といたして、いろいろな学者さんを出てくるんでしょうけれども、そこを、省エネルギーの効果というものを踏まえながら現実に対応する基準をつくっていくというのがこれは政

治であらうと、こう思うのでございます。こればかり言っておりまして時間もなくなりますが、大臣の方でもひとつ頭にとどめていただきまして今後の検討をお願いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) いまのお説のように、判断の基準の策定に当たりましては、実効が上がるように、十分建設省側とも話し合ひをして、現実的な、なるほどと思えるようなものにしたいというふうに考えます。

○柄谷道一君 第三は、金融税制上の優遇措置がなければ十分な誘導がでないと、こう思うのでございます。

質問しようと思つておつたんですが、時間も迫つてまいりましたので内容を省略しますが、建設省は、五十四年度予算編成に当たりまして、いわゆる住宅の断熱構造化を促進するための税制優遇措置を大蔵省に要求をいたしております。しかしこれは握りつぶされております。私はこの内容をいま申し上げる時間的余裕がないのは残念でございますけれども、しかし、諸外国の事例を見ましても、住宅建築物の断熱構造を促進していくと思へば、やはりこれに対する税制上の優遇措置をとると、これは当然必要なことでございまして、エネルギーの開発研究には金は出さずけれども、いわゆる助成策についてはきつめて欲しいというのが現在の大蔵省の姿勢ではないかと、こう思います。この点に対して、いま直ちにとは申せませんが、ひとつこれと通産大臣、大蔵大臣とも十分話し合ひをお願いしまして、この省エネルギー立法の精神が生かされるような税制措置について御検討をお願い申し上げます。

あわせて、住宅金融公庫の加算融資の制度がございまして、現在十万円、地域によつてはさらに、開口部に工事を行った場合は二十万円の加算融資と、こういう制度でございまして、これまたあわせて洗ひ直していただく必要があるのではないかと。そういう一つの国家的な誘導というものがあつて省エネルギーというものの効果が上がるのではないかと、こう思ひますが、いかが

でしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) 法が制定されました上で具体策を進めることになっておりますので、そのあたり十分配慮したいと思ひます。まあ何分にも財政事情がこういうふうですから余り軽受け合ひはできませんが、しかし一方でエネルギー節約という実効が上がるわけですから、実情に應じて十分検討することにしたと考へております。

○柄谷道一君 時間ももうほとんどなくなりましたので、多く質問を用意しておつたのですが、二つだけあわせて御質問いたします。

第四は、私は行政当局の熱意ある指導と姿勢が必要であらう、こう思うのでございます。これには多くの問題がございまして、その一つとして、たとえばアメリカでは電力・ガス会社はその需要者の住宅を検査し、省エネルギー資材の販売業者、省エネルギー工事の施工業者のリストを作成、公開、資材の購入や施工費の融資のあっせんを行ひ、さらに三百ドル以下なら直接融資をする道を開く、このような事業を行ない会社に対しては一日当たり二千五百ドルの罰金を科す、こういうふうなエネルギー供給源にも省エネルギーに対する協力姿勢を求める姿勢をとつております。

また、これは通産省の管轄でございまして、自動車等の車両につきましては、学者は自動車の重量を八十キロ軽くすれば約三割のエネルギー削減が可能であると、こういう研究結果を発表しております。そしてアメリカでは、そのために自動車部品の約三割が現在すでにFRP化されているというところでございまして、こういう自動車につきましても、ガソリンスタンドの日照開店の禁止というような施策、これはまあそういうものばかりで締めつけるというよりも、さらに相乗りの問題、こういう自動車車両の軽量化の問題、こういう問題に対するやはり積極的研究助成、これを行うことによって大きな効果をもたらしていくという道を各国はとつていられるわけでございます。

事例を二つ挙げましたけれども、こういう点を

含めて大臣の姿勢をお伺ひし、大蔵省にも質問通告をしておりましたが、時間が参りましたので質問を一応終わりたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 第一点のこの断熱資材の指導等についてであります。これは電力・ガス会社等におきましても従来からいろんな媒体を通じてこの省エネルギー問題に対する広報活動はしておりますが、決して十分とは言えないと思ひます。今後私も断熱資材の指導につきましても、普及徹底するような対策を、これ具体的にしなければ意味がありませんね、具体化したいと考えます。

それから、いまの自動車の部品について、これは日本の車は省エネルギーという点においては他の国の製品よりすぐれておるといふ点は、国際的にも評価を受けておるところであります。なお今後自動車産業の努力にまわりたい、われわれとしてもそういう方向を可能な限り奨励をしていく方向に努力いたします。

○市川正一君 私は、法案の審議に関連いたしましたので、その前提となるエネルギー政策の基本について若干の質問を行いたいと思ひます。

最近のイランの政変などに見られる中東情勢あるいはOPECの新しい動向などに伴ひ、石油危機の深化、そしてまたアメリカのスリーマイル島原子力発電所の事故などに見られる原子力発電所のいわゆる安全神話の崩壊など、わが国のエネルギー問題は重大な状況に直面いたしております。

私は、こうしたことがわが国のエネルギー問題を解決する上で、海外のさまざまな事件とか事情によつてエネルギーの供給が左右されるという状態をどうしても改善する必要がある。言いかえれば自主的エネルギー供給基盤の強化をもつと図る必要があるんじゃないかと、こういうふうに考へます。この点について政府、特に大臣の認識をまずお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) その点はもう全く今朝来議論されてきたとおりで、同感でございます。

○市川正一君 私、大臣のそういう認識をしっかりと

りと確認した上でさらにお伺ひしたいんであります。こういう今日のエネルギー問題の背景には、率直に言つていわゆる石油一辺倒、さらにメジャー、アメリカにべつたり依存するエネルギー政策によつていま申しした国内供給基盤の破壊という事態が、非常にいびつなエネルギー供給構造によつて進められてきたということは否めない事実だと思ふんであります。そこで、エネルギーの自主的基盤を強化していくという立場に立つた場合に、こういうメジャーに依存しアメリカに依存するエネルギー政策をいまや見直す、転換する段階に來ているんじゃないかと考へますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) いままでの方策は、私は間違つていたとは思ひません。これによつて日本はエネルギー事情に恵まれ、いわゆる経済大国と言われて諸外国から貿易のインバランスを議論されるような高度な経済成長を遂げてきたということは、一つの大きな成果であつたというふうに考へます。ただ、ここへ来てさでどうするかということになれば、これはエネルギー源の多様化、また同じ輸入をするにいたしましても、これを多角化していくことは当然必要であるというふうに考へます。

○市川正一君 大臣も当然のことではあります。誤解はございせんませんが、私も決して外国からのエネルギー供給に大きく日本のエネルギー源が依存しているという事態を否定するものではないわけで、そのあり方を問題にしているわけではあります。私、大臣との間で何回かのこの種の問題をいろいろ議論させていただいて、かねがね参議院というかなり長期的あるいは巨視的立場で議論をできる場において、エネルギー問題について少し腰を据えた議論をしようと思ひますが、そういう立場で石油あるいは原油の問題についても対等、平等、互恵の関係を打ち立てていくという問題として、私いろいろ意見の交換を行いたいんであります。言いかえれば国民的合意も可能では

ないかという立場から問題を提起しているわけでありすが、たとえば最近エッソあるいはBP、ブリティッシュ・ペトロリアムであります、こういうところが供給削減ないしは一定期間を置いての供給拒否あるいは価格の引き上げを通告してきております。ところで、このエッソやBPはイラン・コンソーシアムとの一括取引から排除されたことを理由に、供給拒否などを通告しておるんでありますけれども、このことはメジャーに依存することがいかにわが国にとって不安定であるかというのを立証している一例だと思ふんですが、こういう事態が現に起こっていること御承知だと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) よく承知をいたしております。

それからまた、産油国自身がDDとかGGの關係を進めようというふうにしておることも事実であります。従来はメジャーも日本に対して特段に差別待遇をしたというふうには考えておりません。従来は長期契約などの履行についても比較的日本側としても満足いく形で対応をしてきた。ここへきてにわかには供給バランスがとれなくなつたことによつて、そういう事態が起こつておるといふふうに見えておるわけでありまして、今後この対応等についてもやはりいろいろ対応的にしていく必要があろうというふうに考えます。

○市川正一君 ところが、御承知のようにエッソにしてもBPにしても、コンソーシアムからは排除をされておりますけれども、個別には量的減産はあったとはいへ石油供給は受けておるわけですね。決してゼロになつたわけじゃないんです。言いかえればこれをてこにしてして値上げを認めさせようと、こういうふうに見て差し支えないと思ふんですが、こういう状態として認識されておられるのかあるいはそういうことが好ましいとお考えになつておられるのか、その点はいかがでしょう。

○政府委員(天谷直弘君) 産油国の方でまずイランについて申し上げますと、イラン・コンソーシアムのメンバーとして米系が四割ぐらゐり、その他が

六割ぐらゐるというふうなことになるておりますが、このコンソーシアムに対する石油供給が停止されまして、あとはBPとかエッソとかいうのは個別に今度はNIOCと長期契約を結ぶというふうになつておりました。その結果日本と関係の深い米系メジャー等はかなりイラン原油の入手量が低下しておるのは事実でございます。それからアラムコ系統でございますが、これも従来七百五万バレルがアラムコ向けにございましたが、これが六百五十万にカットされておるといふようなことで、日本と特に縁の、日本に対する供給量の多いエクソン、モービル、それからシェル、こういうところがかなりふところぐあいが苦しくなつておるといふのは事実でございます。それから向ける分はGGあるいはDDに回すかあるいはスポットマーケットに出しておるといふことでございまして、いわば流通経路に大幅な変革が起こつておるといふのが現状であらうかと思ひます。したがいまして、そういう変革が起こりますと、どうしても摩擦というものが起こつてまいります。きのうまでメジャー系統からもらつておつたものが来なくなつて、そのかわり今度は中東に出かけていって、GGとかDDの道を新たに開拓しなければならぬというふうな、そういう問題が現在出てきておるわけでございます。ところでメジャーが長期契約物、産油国から入手している長期契約物につきまして、日本へ売る値段を引き上げて暴利を搾取しておるかといふと、そういうことはないと思つております。特にサウジアラビア政府はきつめて厳格でございます。メジャーが大口向けするとその利益を還元しろというふうな命令を發しているくらいでございます。それから、産油国の方でメジャーが余り中間搾取して暴利を上げるといふようなことをいたしますと、ますますこのメジャーに対する供給をカットするといふような方針をとつておられますので、そういう長期契約物につきましては、メジャーが日本向けに無理な値上げを押しつけて搾取しているというふうな事

実は、余りないんじゃないかというふうな気がしております。ただ、スポットマーケットの動向は問題でございます。そういう長期契約の方で削減されますとメジャーも苦しくなるものですから、スポットマーケットに買いに出る。この買いに出方が最近少し荒つておるのではないかと、安定供給といふ世間で言われているところでございます。○市川正一君 価格の問題だけでなしに、安定供給といふことを含めていまの天谷長官もおっしゃつた流通機構の変更などに伴つて、日本にいらぬなしの寄せが来ていることは事実であります。そこで私はそういうことをいけば克服していくために、産油国との間で、対等、平等、互恵の原則に基づいて、メジャーを介在させないで、政府間の直接の取引を拡大することがいふ非常に大事になつておるといふふうに考えますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(天谷直弘君) たとえばイランについて申し上げますと、イラン危機以前におきまして、日本は約八十万バレルのイランの油を買つておつたのでございまして、これは主としてほとんど全部がメジャー経由で入つておつたものでございまして。ところが、イランの危機の後石油が一時ストップしておりました。最近NIOCが輸出を再開すると、その結果、いろいろ経緯がございましたが、現在は長期契約で日本がイランから、直接NIOCからDDという形で四十五万バレルくらい引き取るということになつております。したがいまして、メジャー経由で買つておつたものがDDに切りかわつたということでございます。こういうことは一挙に行われるものではございませんが、逐次そういう形が進みつつある。もともと、これは日本の政策というより産油国の政策によつて動かされるわけでございます。産油国が逐次そういう方策をとつていくならば、

【理事古賀雷四郎君退席、委員長着席】日本のDD取引はふえていくということになるのではないかというふうに思ひます。

○市川正一君 要するに、日本の立場としても、そういう産油国との政府間取引を、DDをふやしていくというのには、これは日本の政府の方針であるといふふうに理解していいわけですか。

○政府委員(天谷直弘君) おっしゃるとおりでございます。

○市川正一君 そこで伺ひたいのですが、去る五月二日の日米共同声明においては、その第十項において、大平総理はエジプトとイスラエルの平和条約を全面的に評価することを明記されております。また政府は、カーター・アメリカ大統領の要請にこたえて、エジプトへの援助も約束しておられる。政府はアメリカの要請でなく日本の独自の立場でやつたんだというふうにはおっしゃつておられますけれども、しかしこのように日米首脳会談の合意事項であることは明白であります。このエジプト・イスラエル平和条約に対して、アラブ諸国あるいはパレスチナ人民がどういふ評価をし、どういふ態度をとつておられるのか、政府の一員である通産大臣は御存じだと思ひますが。

○国務大臣(江崎真澄君) これはやはり相当な拒絶反応もあることは、私もよく承知をいたしております。しかし、日本はそうかといつてサウジとも別途親善友好関係にありますし、他の諸国とも相当経済協力等を通じて深い関係にあります。もとよりエジプトとイスラエルの和平につきましては、何も和平することに異論を差しはさむ必要もない。これはやはり私も強調したいことだと思ひます。したがつて、他の国々については、日本は日本の独自の立場でわが国の利益に沿つて道を開く努力をしていくことが必要である、こういう認識に立つております。

○市川正一君 いま拒絶反応とおっしゃいましたが、けれども、これはやはり相当重大な事態なんです。多くの産油国を含むアラブ諸国が、御承知だと思ひますが、パレスチナ人民の民族自決権を侵害するものであるとして、国交断絶を含む厳しい反発を示していることは御承知のとおりです。そういう中で、現在の日本の政府のおとりになつてい

る立場というものは、方向というものが、こうした産油国との直接取引やあるいは政府間取引を拡大していく上で非常に困難をもたらすというふうにお考えにならないでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) 私は日本の努力次第によつては、必ずしも困難をもたらすものとは考えておりません。当然われわれはわれわれの国益を踏まえて十分努力をする必要があるということでは、今朝来の議論でも申し上げておつたところでございます。

○市川正一君 私はそれは非常に認識不足だとあえて言わざるを得ないと思います。

もともと今度のイスラエル・エジプト平和条約というのはアメリカが五十億ドルの金で買ったとさえ言われているような、世界でそう言われているような中で、アメリカの特にカーター戦略、これの中東戦略に基づいて日米首脳会談であいつた取り決めを、今度は中東にまで広げた共同声明を出されたわけでありまして、これが非常に阻害になるという事は明白であります。

これは去年のことでありまして、八月に中国の華國鋒主席が、そして九月には当時の福田総理が相次いでイランなどを訪問されました。そのときに福田総理は、ペルシャ湾は日本の生命線だと、こういうことをおっしゃった。そして石油安定供給への成果をうたわれた。そして当時のパーレビ国王体制を賛美されておつたのであります。

が、結果は、その直後にパーレビ体制の崩壊があらわれました。そして世界の中で華國鋒、福田首相の見通しのなさというものが話題になったことは、これは周知のところでありまして。世間でよくアラブ外交ではなく油外交だというふうな笑話の中にもありますが、私はその油外交が結局のところ真の友好を失い、かつ油を失つていくという事態が現に進んでいるということを言わざるを得ぬのです。私はそういう姿勢を改めて、日米共同声明の立場をこの際見直していく、エネルギー供給の自主性を確保する上で非常に大きな問題だと思つたのですが、私は重ねてこの点關係

である江崎大臣の見解をお伺いしたいと思つています。

○国務大臣(江崎真澄君) 私はそういう必要はないと思つています。やはりアメリカ側との協調体制によつてエネルギーの確保を図られておるといふ一面も、これは否定するわけにはまいりません。それから、なるほどイランのパーレビ国王が追放を受け、そしてバザルガン新政権ができましたが、このバザルガン新政権は日本に対してきわめて友好的、きわめてよいと思つています。少なくとも石油生産再開の第一歩を日本に提供してくれたということ、また日本の技術に今後の国家再建を依存したいという信頼感、これはやはり政

権はかわつたが、友好關係は保たれておるといふ点において、私は日本外交が決して失敗をしたものとは思いません。しかもまたペルシャ湾の重要性、これは御承知のように、日本にくる油のほとんどがあのホルムズ海峡を通過しなければなりません。そうであるならば、日本の議論として、ペルシャ湾が平和であることを願望すること、これは当然な願望でありまして、こういった考え方は私間違つておるとは思わないのでございます。

○市川正一君 私はその認識、そしていまの日本政府がとつて外交の路線というのはきわめて危険であるということ指摘したいと思つています。

そこで、エネルギー供給基盤の自主的な強化の問題で、もう一つ重要な課題として私取り上げたのは、国内炭開発利用の問題であります。一九七三年の石油危機以降、世界的に石炭見直しの機運が高まってきた。最近では、大臣も先日出席なつたIEA閣僚理事会は「石炭の利用拡大に關するIEA宣言」を採択いたしておりますが、こういうことに關連して、最近のいろんな論調も、たとえば一例であります、朝日新聞の五月二十一日付は、長文の社説を掲げて石炭復権政策の推進を求めております。このことはいわゆるエネルギー革命と称して、石炭から石油に急速に転換し

ていった一九六〇年代以降、あの三井、三池の問題がございました。それから今日まで約二十年たちました。この二十年間を振り返つてみたときに、一方では、中東の低コストの原油を武器にして世界市場の制覇を目指すメジャーの戦略に従属してゐる。他方では、経済性の名のもとに、わが国の貴重な国内資源である石炭を放棄してゐる。そして石油一辺倒に転換していった結果、わが国の一次エネルギーの自給率は、ソフレン報告が一九五八年にございましたが、その当時国内炭による四一・一%を基礎にして七〇・二%に自給率はございましたけれども、ロビンソン報告がございまして三池争議のあつた一九六〇年には五五・八%になり、七七年にはこれが何と九一・一%に激減してゐる。こういう推移を見ても、この二十年間の何が一体どう進められたかという事は明白でございます。それだけに、私は、今度のIEA宣言を待つまでもなく、石炭の見直しは当然必要だと考えるわけでありまして、先般の本会議で私この問題を取り上げたんでありますが、残念ながら大臣当日まだ御帰国なすつておられなかつたので、総理から御答弁をいただきましたけれども、必ずしも明確でなかつたので、改めてこの際この問題について大臣の認識を伺いたいんであります。

○国務大臣(江崎真澄君) 私は、いままでとつてきた政策は間違つていないと思つています。この石炭から、最も効率の高い石油が安直に手に入るといふことになれば、エネルギー源を変更していく、それが今日の経済成長をもたらした、世界からとにかく先進国として尊重される日本になつたわけですから、だから悪いという議論は、これは私了解できないところであります。したがつて、今度供給が不安定になつたということで石炭をもう一度見直しをする、これは当然なことでありまして、現在でも二千万トン体制は維持していかうと、こういう方針に立つておるところであります。よく公害の問題が共産党などでもしきりに議論されるわけですが、公害の多かつた石炭

から公害の少ない石油へ、しかもそれが安直に入手できて、経済発展ができたという事を考えますと、これは非常によかつた。ここで共産党が、本当は原子力発電まで踏み切つて、安全第一ならば大いに協力しよう、こう言つていただくと、もつと代替エネルギーの開発は早いと思つています。石炭については当然二千万トン体制を維持していくためのあらゆる努力を今後とも払つてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 本論ではありせんけれども、たまたま大臣おっしゃつたので、共産党の立場は原子力の平和利用絶対反対論ではないわけであつて、これは認識を新たにしていただきたいし、必要ならばその問題についての資料などもたお届けいたしますが、自主、民主、公開の立場に立ちながら、同時にその平和的利用を国民的合意のもとに進める。その際に、安全性の問題については万全を期していく、住民との合意を進めていくということでありまして、これは私最後に少し触れたいと思つていますが、私お聞きしているのは、冒頭に申し上げた、今日エネルギーの自主的基盤を強めていくという見地からの問題のアプローチなんでありまして、そういう点で私がお聞きしたのは、石炭の見直しが当然だという立場で、江崎大臣もIEAの宣言に同意されたわけだから、当然そうだと認めて以下議論を進めさしていただいてよろしうございしますか。

○国務大臣(江崎真澄君) そのとおりであります。

○市川正一君 そこで、この石炭の見直しという問題であります、私これには二つの側面があると思つております。その一つは、国内の石炭産業を復興して、国内炭を積極的に活用するという面と、もう一つは海外炭を輸入するという二つがあると思つております。これは決して対立する問題ではないに、エネルギー供給の自主的基盤の強化、自主率を確保するという立場から、当然前者の国内炭の活用というものを、もつと真剣に考える必要があるんじゃないか。それを補充するものとして、

海外炭を大いに産炭国と平等互恵の立場で輸入を図るというふうな私考であるのであります。特に今日、石油だけでなしに、石炭もメジャーが世界の六割以上を支配下に置いたというふうな言われておりますが、そういうときに、再び石油と同じ道を歩まないためにも、私はこの国内炭を本場に積極的立場で見直し、取り組んでいくということは大事な問題だと考えるのであります。こういう立場から、わが国における石炭対策をもう一度腰を据えて見直す必要があると思いますが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(江崎真澄君) 全く同感であります。

○市川正一君 そこで、国内炭の活用という際に、一体どれくらいわが国に石炭があるのかという問題であります。全国的な調査を、私も調べたところでは、一九五五年の四月一日に実施された通産省の全国埋蔵炭の統計調査がございまして、これでは二百二億トンというデータがございまして、その間部分的あるいは補完的な調査は行われたようでありまして、全国的には行われておりません。この間の経済情勢の変化、技術の発展あるいは海底の調査も進んでまいりますと、さらに私この埋蔵量はふえるものと考えますが、真剣に国内炭の活用を考える際、全国的な調査をこの際実施される必要があると思うのであります。この点いかがでしょうか。

○政府委員(高瀬都彌君) 埋蔵量の調査につきましては、先生御指摘のように、二十五年から三十年にかけてやっております。その後三回は補完的な見直し作業をやっております。ごく最近では、五十年の第六次答申をつくる際に、関係者の御協力を得まして賦存状況それから炭量の調査を見直しをいたしました。その結果、いま現在の保安技術、採炭技術のレベルで掘れる炭量は、約十億トンという数字が出ておりますので、現在のところ新たに抜本的に調査をする必要はないというふうな考えております。

○市川正一君 私、あなたに、――抜本的という言葉の方をなさいましたが、正確な調査をやはり

系統的に行っていたきたい。そして資料も出していただきたいというふうな思ふのであります。

さて、国内炭をふやすもう一つの問題として、新鉱の開発と同時に、閉山した炭鉱の再開の問題が一つあると思うのです。物理的にも炭量が枯渇したというふうな場合は別として、閉山の一九六〇年以降のあのあらし、しかもこれはかなり政策的に、人為的に、まだ十分採炭能力があるにもかかわらずそれをつぶしてしまつた、いわゆる坑口をふさいでしまつたというふうな例が少なくないわけでありまして、そして巨額の政府資金がそれにつぎ込まれていく。たとえば、これは北海道の住友本別の例であります。ここまでは八千万トンから一億トンぐらいの可採量があり、りっぱな坑道までつくりながら、出炭直前に閉山をした、こういうところがあるわけでありまして、たとえば、こういう住友本別の再開について検討なさつたことがあるのか、また、検討されたか、また、どういう具体的内容を考へておられるのか、また、検討しておられないならば、それはなぜなのか、こういう問題をひとつ具体例として伺いたいと思ひます。

○政府委員(高瀬都彌君) 閉山した炭鉱の再開につきましては、五十年の七月に石炭鉱業から答申が出ておりました。その再開についても検討せいでという御指示がございました。それを受けまして、五十一年度の予算からその調査にかかっております。現在、調査結果によりまして、単独で再開をする箇所はなかなか見つからない、しかしながら、既存炭鉱と一体的に開発するならば、開発が可能ない点点が若干見つかっております。そのうちのひとつとして、先生いま御説明になりました本別がございまして、本別につきましては、単独開発はなかなか保安、それから生産の技術の面でむずかしい。しかしながら、その隣に幌内炭鉱という炭鉱がございまして、その方から連続的に掘っていくならば可能であるという結論をいま得ております。

○市川正一君 次に、技術開発の問題であります

が、わが国の炭鉱は、採炭がかなり地下の深いところまで進んでいる例が少なくありません。そういう点で、採炭技術の新たな開発や、特に安全性の問題、そのための研究開発など、まだ必要な課題は多い問題があると思ふのであります。そういうことには、石炭の液化技術の問題、これ、後でお伺いしたいと思ひますが、こういう問題に關してどういう対策を政府がいまとしておられるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高瀬都彌君) 炭鉱におきます保安と採炭の技術というものは、やはり生産を継続する上で必要不可欠なものでございまして、それを受けまして、従来から石炭石油特別会計を通じて、各種の助成をしております。特に、傾斜のない炭層の機械化はほぼ終了しておりますし、保安の技術レベルも数年前から比べるとかなり高水準になつてきております。現在、問題になつておられるのは、傾斜のきつい炭層の機械化がまだおくれしております。これが全体の生産量の三分の一ございまして、これを積極的に進めていこうというところで、五十四年度の予算から新たな技術開発着手をするということにいたしました。これも技術開発に当たりまして、石炭企業は経営基盤が弱々ございまして、補助率を三分の二という高率補助で進めていきたいと思います。

○市川正一君 追つてまたその詳細はいろいろお話を詰めさせていただきますと思ひますが、それと関連して、政府の当面する需給見通しの二千万トン体制を維持するためにも、また、増産を進めるためにも、炭鉱における安全確保と労働条件の改善は欠くことのできない前提であります。先日、大々張で不幸な事故がございました。本院からも調査団が派遣され、そしてまた、先日、参考人と呼んでの審議も行われましたんですが、こういう地下の危険な場所働く炭鉱労働者に対するわし賃金、あるいは週休二日制を含む時間短縮、坑内の保安を確保するための保安基準の改善など、ゆるがせにできない問題があると思ひます。私は、これは、労働行政の問題であるだけではない

に、通産行政にも深くかかわつておると考えますが、この問題について、政府としてどういう対策と努力をされておられるのか。大々張の問題があった直後だけに、この点について明確にしたいと思ひます。

○政府委員(高瀬都彌君) お答えいたします。石炭の生産を継続していくためには、やはり保安の確保ということが最前提になつております。それを担いますのはやはり鉱山労働者の方でございます。この人の方の育成培養というものは必要不可欠なものと考へております。しかし、現時点では、生産性の向上とかそれから全体の需給状況を考えてみると、そう際立つた手を使う必要はないと思つております。従来から教育の面につきましてはかなりの力を入れて、北海道と九州に保安センターという教育場所がございまして、ここで新規労働者の方、それから中堅職員の方、それから有資格者と言ひまして、ある一定のむずかしい作業につく場合に資格を要することになります。その資格教育を進めております。それから、労働条件、その他の問題につきましては、これは経営の基盤にかかわるものでございまして、経営の強化という面でも諸対策を講じまして、労働条件の改善とか、それから技能の向上が図られるよう会社側を指導しているというのが現状であります。

○市川正一君 その会社側の指導の状況はどうですか。まじめにそれは遂行されているのですか。

○政府委員(高瀬都彌君) お答えいたします。労働条件の改定の中で一番大きいのは労働賃金になるかと思ふんですが、この賃金問題というのはいわゆる石炭の炭価との絡みがございます。その辺を需要業界とも十分話し合ひながら適正な形で賃金が払われるように、指導しているというのが実態でございます。

○市川正一君 この問題、大臣、ぜひ政府として特にいろいろなかかわり合ひもあると思ひます。炭鉱における労働条件、その安全性等の問題について、閣内においてもぜひ取り上げていた

くように要望したいのでありますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、企業自体の労働条件の改善努力、それから自主的な技能向上努力、こういったことを促すように、引き続き私も努力してまいります。

○市川正一君 次に、石炭見直しと関連して、石炭液化について伺いたいのでありますけれども、もともと、わが国の石炭液化技術というのは、戦前から戦後にかけて、世界でもぬきんでた水準にあったと考えておりますが、これが、政府の石炭切り捨て政策の中で研究体制が破壊され、予算も削られ、研究は事実上できなくなってきたという実態にあるんです。もしこの十数年来のプラントがなければ、アメリカに頼らなくても十分な研究が進捗していたはずだ、こう思います。研究者の中には、実際にいまだに石炭液化といっても政府は一体本気でやるんだろうかというような不安もあるいは不信も持っているわけでありまして、政府は、こういう経過と実態に即して、この石炭液化問題について、どう取り組まれようとしておられるのか、この点をまず伺いたいと思っております。

○政府委員(石坂誠一君) 私どもといたしましては、サンシャイン計画の中で石炭の液化プロジェクトを取り上げておまして、方法といたしましては、直接水を添加するという直接水添液化方式、それから溶媒に溶かすという溶媒処理液化方式、それからアスファルトのようなものに溶かすというソルポリシス液化方式、この三方式を取り上げて、早期に実用化することを目指しまして鋭意研究開発を行っております。

五十四年度におきましては、直接水添液化方式につきましては二・四トン・パー・デー・プランの詳細設計、それから溶媒処理方式につきましては一トン・パー・デー・プランの建設、それからソルポリシス液化につきましては一トン・パー・デー・プランの運転研究の継続と四十トン・パー・デー・プランの設計を行うことにいた

たしております。

○市川正一君 その計画というよりも、私が御質問したのは、いままでのこのプラントですね。そういうものは実際あったわけでしょう。そして、そういうことから研究者がいろいろやっぱり不安を持っている。今度は一体本気なのかという声があるんだけれども、そういうことは御存じですか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘の点が確かにあったかと思ひます。たとえば公害資源研究所に改組いたしましたときに、石炭の液化についての研究を非常にスローダウンしてしまったといううなことで、研究者が全国に散ってしまったといううなことはあるかと思ひます。ただ、ここへきまして、この現在のエネルギー事情に直面いたしまして、研究者としては、これは何とか切り抜けていくためには石炭の液化の重要性ということ、をたゞいま認識し、非常に強く認識しておりますので、恐らく今後適当な手段でこれを加速することによってアメリカの技術に追いつくだろうといううように考えております。

○市川正一君 ところが先日、日米共同声明と時を同じうして締結されました日米エネルギー技術協力協定がございますが、その中で、当面の重点の一つに石炭の液化が取り上げられております。ここで研究の対象になっている石炭というものは一体どここの石炭を使われるのか。また、研究の成果である特許あるいはノーハウ、実施権などは一体どうなるのか。この点ひとつ明らかにしたいだきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) この協力につきましては、やはり時代の必要に応じて研究開発をしようというところで、協定に調印したわけでありまして、いま御質問のような点につきましては今後両者間で当然話し合いがなされるというふうに考えます。

○市川正一君 私、本会議でも総理に質問をいたしましたんですが、私どもが報告を受けておるところでは、たとえば、この対象になる石炭は豪州炭だというふうに聞いておりますが、この点どうなん

ですか。

○政府委員(高瀬郁彌君) お答えいたします。SRCIIのプロジェクトにつきましては、この基礎研究がアメリカでなされておりますので、現在のところアメリカ炭が研究の対象になっております。現在われわれがそのアメリカ炭のみならず、他炭にも適用できるようにしていただきたいといううことで、プロジェクト、何といひますか、大きい実証プラントの段階でいろいろそれを炭種の配合なり適用について研究を共同でしたいという申し入れをしております。

それから、第二点の特許等の帰属の問題がございますが、これはきわめて専門的な仕事でございますので、アメリカとの間で正式な話し合いをする前提として、その帰属についての合理的な配分がなければ契約をしないということになっております。現在その特許の帰属等について話し合いを開始しているというのが実態でございます。

○市川正一君 じゃ、前へ進めながら、後でまた、まともにお聞きしたいのですが、先ほどもお話が出ましたサンシャイン計画であります。ここでも石炭の液化が問題になっておりますが、この研究の対象になっている石炭は国内炭なのか、海外炭なのか、どちらなんですか。

○政府委員(石坂誠一君) 両方でございます。

○市川正一君 実験的には国内炭だけれども、実際に海外炭がベースになっているということじゃありませんか。

○政府委員(石坂誠一君) 海外炭のポテンシャルを強く認識しながら研究を進めております。ですから、国内炭だけではなくて、ほかの炭を液化するときにどういふことが起こるかということもあわせて検討しております。

○市川正一君 私は先ほど大臣が、対象になる石炭の問題、また特許、ノーハウ、実施権などについてこれから協議したいというふうにおっしゃいましたけれども、実際には二五％、プロジェクトチームに対する金を日本が引き込むわけですよ。二五％の金は引き込むわ、出てきた成果はあちら

に押さえられるわというふうなことになるってしまつたのでは、これは何しているかわからないわけですね。ですから私はやっぱり、サンシャイン計画にしろ、プロジェクトチームの技術協力協定に基づく研究にしろ、やはり国内炭を重点に据え、そして国内炭を大いに活用していくという基本姿勢を政府としては、これを据えながら事態に対処されるべきだと、こう確信いたしますが、この点、確認をいたしたい。

○国務大臣(江崎真澄君) いま答弁がありましたように、サンシャイン計画による液化技術の実用化の暁には国内炭、そしてまた広く海外炭にも適用できるような技術開発を行っておるわけでありまして、アメリカとの協力開発におきましても同様なことが望ましいという意味で私はさっきお答えをしたわけでありまして、したがって、今後研究段階でそう何も、あれもやれこれもやれというわけ、そのこと自体に重点を置いて争うことよりも、まず液化技術が最も効率的に安価にできる方法を追求めることが必要である。究極においては、国内、国外ともに利用できるような方法が見つかることが私は望ましいというふうな考えです。そればかりか、今後二千万トン体制は維持しますが、やはりエネルギー源を石炭に切りかえていくということになりますと、日本は相当部分を海外炭に依存しなければならぬという実情から申しますとも、いま市川さんが私に言われる議論と私がお答えしておる議論とそんなに懸隔はないように思ひます。両方に適用されることが一番望ましい、そういう態度でサンシャイン計画でやっておりますような形を日本としては進めることが理想的であるというふうな考えです。

○市川正一君 私は、わが国のエネルギーの自主的基盤の強化という見地、冒頭に大臣も確認された、そういう見地から言うならば、研究の成果というものをやはり日本の国内炭を活用するということその基本姿勢を確立して、そして臨むべきだということを強く要望しているわけであつて、決して狭い狭量な立場から言っているわけじゃないわ

けであります。私、いま申し上げた一連の問題がなぜ大事かというと、石油だけではなしに、石炭も今日メジャーが世界の六割以上を押さえていると言っている。結局、海外炭というふうにおっしゃるけれども、また石油の二の舞いで、そういう海外炭に安易に依存すると、結局日本の自主的エネルギーがまた非常に不安定なもの、海外のそういういろいろな事情や状況によって左右され、その元をやっぱり押さえられるという危険性が二十年前にそうであったように、今日やっぱりなお石油の問題あるいは液化の問題をとっても出てくるんだということをぜひ認識していただきたいという立場からあえて申し上げているわけであり、この点ぜひ御理解をいただきたいし、そういう立場で御努力をお願いしたいというふうに思います。

さて、時間も進んでまいりましたんで、私、いろいろ申し上げた結論的な一つの問題として、今日のエネルギー問題の状態の中で、ここに「21世紀へのエネルギー戦略」、通産省の諮問機関である総合エネルギー調査会基本問題懇談会が出した見通しあるいはエネルギー需給の長期見通し等々がいままで発表されてまいりましたが、これを見直さなければならないというのではないか、こう考えます。いみじくもこの「21世紀へのエネルギー戦略」の中でも、その結びの言葉の中で、「エネルギー事情、特に国際エネルギー情勢は、今後とも極めて流動的であると予想されることにかんがみ、本報告において提示した長期需給見通しや必要な施策などについて、更に、内外の動向を見きわめつつ、必要に応じて修正などが加えられること

もあらうと考えられる点である」というふうに述べております。いままさにそういう事態であり、見直す必要が生じてきているというふうに考えるのであります。少なくとも検討されるという立場であらうと存じますが、この点、大臣の所見を承りたい。

○政府委員(天谷直弘君) この長期需給見通しをつくった当時と比べまして、現在の世界のエネルギー情勢はかなり大幅に変化をきておるわけ

でございます。最大の問題は中東における石油生産量の将来予測でございますが、これにつきましては、この見通しをつくった当時におきましては、イランの生産は大体六百万バレルというふうに見ておりましたが、サウジアラビアにつきましては千六百万バレル以上というふうに見ておったわけでございますが、現段階におきましては、イランは四百万バレル、サウジアラビアは現在の生産量は八百五十万でございまして、一九八五年になりましてもそれは千百万ないし千二百万くらいがマキシムであらうと、こういうふうな考え方が有力になってきておまして、したがって、石油のアーベリビリティについては、この見直しを

つたときよりもっと厳しい情勢に変わっております。原子力につきましても、いろいろな事情のためにあの見直しをつくった当時期待しておたようには現実の原子力発電所建設は進んでいないというふうな状況でございます。そういうわけで早晩この見直しは再検討を必要とするというところは言えると思っておりますけれども、ただ、現在の世界の石油情勢等非常に急速に変化しつつある中でございまして。

それから、OECDが一九七七年につくりましたOECDの輸入目標二千六百万バレルというものにつきましても再検討するということになっております。一九九〇年につきましては新たに目標をIEAとして設定しようというふうなことも言われておりますが、それが幾らになるか、いまのところこれから検討を開始するというようなこととでございます。したがって、中東の情勢とか、あるいはIEAの一九九〇年目標とか、一九八五年目標の再検討であるとか、そういうものを、よく情勢の推移を見ながら、しかるべき段階でわが方もこれを再検討しなければならぬのではな

いかというふうに思っております。

○市川正一君 わかりました。自主的エネルギー基盤を強化する方向でぜひ見直ししていただきたいと思っております。

次に、灯油価格の問題であります。先日通産

大臣が記者会見で、家庭用灯油の価格指導をやめるといふふうにおっしゃったようでありますが、これは一体どういうことなのか。たとえば先日のIEAでOECDのレネブ事務総長が述べたような発言、悪評を買ってもエネルギー価格を引き上げよということを言っておりますが、そういうものに触発されたものなのか、その経緯と理由を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 五月に入りまして、暖房を必要とする地域もごく一部の地域を除きましてはなくなってきたところであります。石油元売会社は他の油種同様の値上げを六月から一足おくらせて実施しようというふうな形になっておりますが、原油価格の上昇は原油安定供給の確保という観点から、やっぱり市場を通じて石油製品価格に適正に転嫁されることが必要であるというふうに考えております。家庭用のいまだ御指摘の灯油価格につきましても、今後の厳しい灯油需給に対処していきましますために、低価格による安易な使用増、それから他の分野よりの需要シフトを防止しながら、いわゆる非常要期における貯油を確保していくことが必要であるというふうに考えます。他の類似油種並みに諸コスト、それから需給関係、これを適切に反映した自然ないわゆる市場価格が形成されていくことがやっぱり望ましい、少なくとも灯油需給に支障を来すことのないように不自然な価格介入はやめましよう、こういうことを言ったわけでありまして、今後の節約方途にもか

なりことになり、また需要期に入るときに極端な供給不足を来すというふうなことを防止するためにも役立てたいということに発する見解を述べたわけでありまして。

○市川正一君 七三年のオイルショックの際は、価格指導を行ったわけですね。それを今度は、いま自然な市場価格とか、不自然な価格介入とかいうことをおっしゃったけれども、結局石油会社の利益追求を許すという結果にならないですか。

○国務大臣(江崎真澄君) そういうことにはもとよりならないと思っております。いままでの行政指導

は指導としての意味があったわけですが、これが暖房用などで急増するというようになって、いよいよ今度は需要期に不足をして供給ができないというふうな事態が起こることがそこに目に見えておるといふならば、市場の自然な価格動向にゆだねていくことが今後のために必要である、これはさつき申し上げたとおりであります。

○市川正一君 私は、この点では国民生活の安定に重大な影響を持つということを指摘いたします。

最後に、私の省エネルギーの問題で、運輸部門における問題は非常に大きな比重を持つと思っております。特に、モータリゼーションの問題であります。運輸部門のエネルギー消費は一九五五年から七〇年の間に六・七倍に増大しましたが、その中心は乗用車とトラックであります。運輸省の方に来ていただいておりますが、通産省のどちらでも結構ですが、その際に鉄道と乗用車あるいはトラックというのは、どちらがエネルギー効果がいいのか、この点お聞かせ願いたいと思

います。

○説明員(林淳司君) 一般的なものでございましてけれども、数字でございまして、いわゆる原単位と申しますか、一人一運ぶのどのぐらいのエネルギーが要するか、あるいは貨物の場合ですと、一トン一キロ運ぶのどのぐらいのエネルギーが要するか。こういう原単位というもので計算をいたしますと、鉄道を仮に一といたしますと自家用の乗用車は大体八ぐらの指数に相なります。それから、貨物で申し上げますと、これは仮に鉄道を一といたしますと、自動車、トラックでござい

ますが、自家用トラックの場合には大体一一というふうな数値に相なります。

○市川正一君 いまのお答えのように、私は交通政策といいますが、このエネルギー効果との関係において、エネルギー関係の税金を道路建設のための自主財源にして自動車走らせ、走らせれば走らせるほど税収入がふえる、こういう循環の中で結局国鉄輸送が重大な影響を受け、国鉄赤字

の原因の一つにもなっているというふうに思うんでありますが、この際、そういうモータリゼーションについて検討をするということは、省エネルギーの上できわめて大事な問題ではないかという点を指摘したいのであります。

最後に私、時間になりましたので、この第四条で定める判断の基準の問題でありますけれども、判断基準が大企業の到達水準で設定されれば、これは大企業が劣せずして法律の対象になりますし、さらに、みずからの利益のために効率の高い設備をつけておれば、それ自体負担が軽減されることになりす。一方、中小企業にとっては基準に到達すること自体なかなか大変である場合が少なくないわけでありまして、この法律で勧告や指示の対象にはなっても、優遇措置を受けるまでにいかないような状況が中小企業の場合に起こると思うのであります。そこで、大企業への優遇措置は、これはむしろ外してでも、中小企業を引き上げるための具体的援助が必要ではないかということ、私この省エネルギーに関連しての問題として最後に御質問を申し上げ、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(天谷直弘君) 中小企業につきましては、省エネルギーセンター等がいろいろの研修、指導ということを行うようになっております。指導でございます、それからまた、ガイドラインの設定につきましても、あるいはまた指定工場にする基準にいたしまして、中小企業に余り無理な負担がかからないとかいうようなことを前提としてつくっておるわけでございます。

そういうわけで、中小企業につきましては、一般的中小企業政策の見地から種々の助成を行ってゐるわけでございますけれども、エネルギー使用の合理化というこの問題に關しましては、中小企業金融公庫の貸出し、財政投融資等の面におきまして考慮を払っておりますが、特に大企業と比べて著しい不均衡が生じているというふうには考えておりません。大企業、中小企業ともこの法律の基礎にございすものは、自主的な合理化努力

というものを政府が側面から援助する、こういうことでございまして、大企業に非常に厚い保護を与え、中小企業を冷遇しているようなことは、この法律の立て方は……

○市川正一君 実態的としていろいろなハンディキャップがあるわけでしょう。そのハンディに対する援助というのは……

○政府委員(天谷直弘君) 一般的中小企業政策の立場としてはあると思ひますが、この法体系からしますと、中小企業金融公庫の金融というふうな形で中小企業は援助していききたいと思つております。

○市川正一君 終わります。

○委員長(福岡日出彦君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(福岡日出彦君) 次に、産地中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取します。江崎通商産業大臣。

○國務大臣(江崎真澄君) 産地中小企業対策臨時措置法案につきましては、その提案理由及び要旨を簡単に御説明申し上げます。

御案内のとおり最近における経済情勢は、全体としては景気回復の足取りを強めておりますものの、今般の円相場の高騰により大きな影響を受けている輸出関連等の特定の産地におきましては、産地中小企業の事業活動に支障を生じており、このまま放置した場合には、将来多くの産地中小企業が疲弊し、これに伴う経済社会問題が発生するといふ事態が憂慮されるという状況であります。

政府といたしましては、これらで円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法を中心とした金融、税制上の措置等の緊急かつ総合的な対策を進めることにより、円高関連中小企業の経営と雇用の安定を図つてきたところでありますが、さらに近時これらの産地中小企業において、中長期的な展望を踏まえて、その創造力と適応力をもって事業の合

理化を計画的かつ速やかに進めようとする意欲が盛り上がりつつあることに呼応して、中小企業信用保険法の特例その他の措置を講ずることにより産地中小企業のこのような自助努力を助長し、これらの産地中小企業の新たな経済的環境への適応を促進するため、本法を立案したものであります。その概要は、次のとおりであります。

まず、本法案の目的は、特定の業種に属する事業を特定の産地において行う中小企業者が円相場の高騰その他の最近における経済情勢の著しい変化に対処してその事業の合理化を計画的かつ速やかに進めるための措置等を講ずることにより、これらの中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進することでありす。

次に、本法案においては、第一に、円相場の高騰その他の経済情勢の著しい変化によって大きな影響を受けている中小企業性の業種であつて、産地を形成しているものを特定業種として地域を限つて指定することとしておるのであります。

第二に、特定業種に属する事業その特定業種にかかわる特定産地において行う中小企業者を構成員とする産地組合は、それぞれ、または関連事業若しくは関連組合と共同して、新商品または新技術の開発、需要の開拓その他の構成員たる中小企業者の事業の振興に関する事項について振興計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができることとしております。

第三に、振興計画について承認を受けた産地組合の構成員たる中小企業者等の産地中小企業者は、それぞれ、または共同して、新商品または新技術の開発または企業化、需要の開拓、生産の合理化に寄与する設備の設置、特定産地内における事業の転換その他の事業の合理化に関する事項について、事業合理化計画を作成し、当該振興計画の承認をした都道府県知事の承認を受けることができることとしております。

第四に、承認を受けた産地組合等及び産地中小企業者に対し、種々の助成措置を講ずることとしております。助成措置の内容は、具体的には、振

興事業または合理化事業の実施に必要な資金の確保、中小企業信用保険法の近代化保険制度の適用とその付保限度額の特例の措置を講じ、産地組合等及び産地中小企業者に対する金融の円滑化を図ることとしております。また、産地組合または産地中小企業者の行う振興事業または合理化事業のために税制上の特例措置を講ずることとしておるのであります。

第五に、円相場の高騰その他の経済情勢の変化により事業活動の縮小等を余儀なくされた産地中小企業の従業者の雇用の安定を図るために必要な措置、職業訓練の実施等に努めるとともに、振興事業または合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよう、お願いを申し上げます。

○委員長(福岡日出彦君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員渡部恒三君から説明を聴取いたします。渡部恒三君。

○衆議院議員(渡部恒三君) 産地中小企業対策臨時措置法案の衆議院における修正点につきましては、私から御説明申し上げます。

修正の第一点は、産地組合が作成する振興計画において、人材の養成がきわめて重要であることにかんがみ、振興計画の内容として、人材の養成を明示したことでありす。

第二点は、産地において関連中小企業者の労働者の雇用の安定等が重点であることにかんがみ、国及び都道府県が講ずる雇用の安定措置等の対象として関連中小企業者を加えたことであります。

第三点は、産地中小企業が行う新商品・新技術の開発等への援助に關する国及び都道府県の責務を明確にするため、国及び都道府県は、技術の研究開発の推進、情報の提供及び人材の養成に努めるものとする旨を規定したことでありす。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、補足説明を聴取いたします。左近中小企業庁長官。

○政府委員(左近三郎君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

御案内のとおり、わが国には、特定の業種に属する中小企業が集中している産地が数多くありますが、これらの産地中小企業の中には、今般の急激かつ大幅な円相場の高騰という特殊かつ他律的な要因によって、輸出の減少、競合商品の輸入増加に伴う需要の減少等大きな影響を受け、現状のまま放置した場合には当該産地中小企業のみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼし、ひいては経済社会問題の発生が憂慮されるものが少なくない状況であります。

このような産地中小企業がそれぞれの置かれた状況に応じて、当面の課題を克服しつつ、中長期的観点から新たな経済的環境への適応を図っていくためには、これまで蓄積してきた技術等の経営資源を活用し、創造力と適応力を有効かつ適切に發揮して、新商品新技術の開発等の事業の合理化を計画的かつ速やかに進めることが必要であり、政府としても、このような自助努力を助長するため新たな特段の対策を講ずることが必要であると考えております。

本法案は、このような観点からの対策を講ずるに当たり、中小企業信用保険法の近代化保険の特例等法律的措置を講ずることが必要であることから立案したものであります。

本法案のあらましは、次のとおりであります。

第一に、事業所管大臣たる主務大臣が次の要件に該当する業種を特定業種として地域を限って指定することとしております。指定の要件は、中小企業性、産地性を有する業種であり、かつ、円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化によって生ずる事態で政令で定めるものに起因して、その地域内のその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者が影響を受けていると認められることとしております。なお、指定に当たっては、主務大臣は、中小企業政策担当大臣たる通商産業大臣に協議するとともに、都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聞くことにより適確な指定を図ることとしております。

第二は、特定業種に属する事業をその特定業種に係る特定産地において行う中小企業者を構成員とする商工組合、事業協同組合等の産地組合は、それぞれ、もしくは共同して、または関連事業者もしくは関連組合と共同して、新商品または新技術の開発、需要の開拓その他その構成員の事業の振興に関する事項について、振興計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができることとし、産地ぐるみの発展を図っていくことを企図して、振興計画には、その構成員の事業の振興に関する基本的な方針、その構成員がとるべき方策の指針、その産地組合がみずから行う新商品開発等の振興事業の計画について定めるべきものとしております。

なお、衆議院における審議の過程におきまして、新商品または新技術の研究、人材の養成を振興計画の対象となる事項として明記するよう修正されております。

第三に、振興計画の承認を受けた産地組合の構成員等の産地中小企業者は、それぞれ、または共同して、新商品新技術の開発または企業化、需要の開拓、生産の合理化に寄与する設備の設置、特定産地内での事業の転換その他事業の合理化に関する事項について、事業合理化計画を作成し、当該振興計画の承認をした都道府県知事の承認を受けることができることとしております。この事業合理化計画は、振興計画を受けた個々の構成員の事業の合理化を進めるための実施計画としての性格を有し、振興計画と相まって、当該産地が新たな経済的環境への適応を図るための基本となるものであります。

なお、衆議院における審議の過程におきまして、新商品または新技術の研究を事業合理化計画の対象事項として明記するよう修正されております。

第四に、承認を受けた産地組合及び産地中小企業者に対しては、金融、税制面で次の助成を行うこととしております。

まず、産地組合については、金融面では振興事業の実施に必要な資金について中小企業振興事業団の高度化資金の活用等によりその確保を図り、税制面では試験研究費課金についての課税の特例及び当該試験研究用資産について圧縮記帳の適用のほか、事業所税及び特別土地保有税の非課税の措置を講ずることとしております。

次に産地中小企業者については、金融面では新商品新技術の開発、需要の開拓、産地内事業転換等の合理化事業の実施に必要な資金について政府系中小企業金融機関からの特利融資によりその確保を図るとともに、中小企業信用保険法の近代化保険の適用とともに、中小企業信用保険法の特例を設け、税制面では合理化事業の実施のために取得等をした資産について特別償却を認める措置を講ずることとしております。

第五に、国及び都道府県は、産地中小企業者が事業規模の縮小等を余儀なくされた場合の労働者について、雇用の安定を図るために必要な措置、職業訓練の実施、就職のあっせん等について努めるとともに、産地組合、産地中小企業者等に対し、振興事業または合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとしております。

なお、衆議院における審議の過程におきまして、関連事業者たる中小企業者についての雇用の安定等についても規定するとともに、国及び都道府県が技術の研究開発の推進、情報の提供及び人材の養成に努めるよう修正されております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日とし、七年間の限用法としております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 本案の質疑は後日行うことといたします。

○委員長(福岡日出磨君) この際、先般、当委員会が行いました産地中小企業及び石油備蓄に関する実情調査のための委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。

まず、第一班の御報告をお願いします。古賀雷四郎君。

○古賀雷四郎君 去る五月七日、八日の両日に行われました委員派遣のうち、第一班につきまして概要を御報告いたします。

まず、派遣の目的は、産地中小企業及び石油備蓄に関する実情調査でありまして、派遣地は福岡県、佐賀県及び長崎県、派遣委員は福岡委員長、小柳資源エネルギー対策小委員長、大森理事、岩崎委員、下条委員、真鍋委員、吉田委員、柿沢委員及び私の九名であります。

以下、調査の概要を申し上げます。

五月七日、まず福岡県の博多織多々良工場協同組合を訪ね、博多織産地の実情を視察いたしました。博多織産地は現在百六十四企業、従業員二千五百三十七名を擁しておりますが、五十年以降需要は減退し、企業経営は苦しい状況にあります。その原因は、和服が日常性を失ったこと、主な生産品が中級品であること、企業の零細性が著しく、企画力、資金調達力等が乏しいこと、生糸等の原材料の価格が高騰していること、流通コストが大きく、最終販売価格が出荷価格の約三倍にも達することなどにあると考えられます。さらに、他の輸出型産地の内需転換や、海外製品の輸入による影響も今後顕著になる可能性があります。

そこで、対策としては、国による高度化資金の貸し付け等、また県による展示会開催や技術指導等と相まって、企業自身も設備廃棄や技術者研修などを進めてきておりますが、今後進むべき道は、製品の高級化による活路開拓及び流通機構の整備、合理化にあると見ており、このことに関連して産地中小企業対策臨時措置法の成立を強く望んでおります。産地が今後進むべき道については、私たちも全くその感を深くいたしました。

七日は、次いで佐賀県江北町において石炭鉱害

の復旧状況を視察いたしました。

通産省の調査によると、佐賀県の四十七年度初
 公示被害量は二百五十五億四千六百万円で、九州
 管内の被害量の二五%を占めておりましたが、五
 十三年度末までの復旧実績は二百六十一億五千九
 百万円であり、五十四年度計画では八十八億一千
 万円が予定されております。特に、私たちの
 視察した杵島地区につきましては、四十七年度
 初めの被害量百八十八億六千万円に対して、五十
 三年度末までの復旧実績が百九十八億五千二百万
 円に達し、五十四年度において約七十七億円の復
 旧を計画して、なお、五十五年度以降に約三百五
 十三億円の残存被害が存在しているものでありま
 す。このように残存被害量が多いのは、第一に物
 価の上昇が著しかったこと、第二に六角川水系に
 軟弱地盤地帯が多く、被害復旧にバイル工法等を
 必要としたことなどの原因によるものであります
 が、さらに、果樹園について新規の復旧申請が予
 想されております。したがって、臨時石炭被害復
 旧法の存続期限である五十七年七月三十一日まで
 には、復旧の完了は困難であると予測されるので、
 被害復旧予算を増額するとともに、この法律の存
 続期間を延長することも考慮していただきたいと
 と、江北町町長初め、現地関係者から強い御要望
 がありました。私たちもその実現を政府に強く要
 望するものであります。

次いで、翌八日には、佐賀県の有田・伊万里産
 地を訪ねました。

同産地は、日用食器、美術産物、洋食器の三種
 を主体とする高級品の産地であり、企業数は三百
 二十三、従業員数は六千七百八十四人、五十三年
 の生産額は三百四億円であります。この産地の輸
 出依存度は小さいので、円高による直接の影響は
 比較的少ないのでありますが、他の輸出型産地の
 内需転換や海外品輸入の増加等の影響が予想され
 ること及び流通機構の整備、合理化が必要である
 ことは、博多産地の場合と同様であります。こ
 の産地でも、産地中小企業対策臨時措置法の成立
 とその弾力的運用、さらに同法による振興計画及

び事業合理化計画の実現に寄与する公共施設整備
 等に対する財政援助を要望してまいりました。私た
 ちも、設備の近代化、共同化、展示の積極化、後
 継者養成事業の拡大等による同産地の発展を切に
 望むものであります。ただ、有田焼の基礎をなす
 伝統的技法と時代の要請である設備の近代化とい
 う要請とをいかに調和せしめるかが今後の一つの
 大きな課題であらうと考えます。

八日の午後は、長崎県橋本町で行われている石油
 公団のタンカー備蓄の実情を視察いたしました。
 同港には、政府による石油備蓄の一環として、二
 十五万トン級タンカー十隻による約二百五十万キ
 ロリットルの備蓄が昨五十三年末から行われてお
 りますが、そのうちの一隻である時津丸に乗りこ
 石油公団幹部及び同船長からの説明を聴取し、
 船内及び同港の状況を視察いたしました。タン
 カー備蓄が防災及び漁業との調整の観点から、き
 わめて周到な注意のもとに行われていることは、
 茂木港に設置した防災管理機構との間断のない連
 絡、台風襲来時のタンカーの湾外移動計画、船内
 の汚水処理施設等からも察することができました。
 また、タンカー備蓄は二年間の臨時措置とさ
 れておりますが、二年後もなおタンカー備蓄とい
 う方法を継続するかどうかは、今後の状況の推移
 と相まって、一つの検討課題でありましよう。

なお、佐賀県知事から中小企業金融対策の拡充、
 特定不況地域の振興、産地中小企業の振興、造船
 業及び関連産業対策、原子力発電所の安全確保、
 伊万里工業団地の早期完成、産地地域の振興、ポ
 タ山災害防止事業、被害対策の促進という九項目
 について、また、長崎県知事から造船不況対策、
 洋上石油備蓄基地の建設、海外炭中継基地及び石
 炭専焼火力発電所の建設、工業再配置促進法に基
 づく特別誘導地域の指定、既造成工業用地に対す
 る財政措置、電源立地促進対策交付金の特例措置
 の延長という六項目について、それぞれ要望があ
 りました。私たちも、これらの施策の実現が、現
 下の事情に照らしてきわめて必要であることを痛
 感いたしました。

以上、簡単であります。御報告を終わります。
 速記をとめてください。

○委員長(福岡日出廣君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(福岡日出廣君) 速記を起して。

次に、第二班の御報告をお願いします。補正俊君。
 ○補正俊君 第二班について御報告申し上げます。

派遣委員は、大谷理事、安武理事、中村委員、
 森下委員、中尾委員、馬場委員、市川委員、井上
 委員及び私の九名で、期間は五月七日から二日間、
 産地中小企業の実情を調査するため、瀬戸市の愛
 知県陶磁器工業組合、京都市の西陣織工業組合及
 び神戸市の兵庫県ゴム工業協同組合を訪問し、円
 高等の影響に関する各産地の実情等について説明
 を聴取し、懇談するとともに、関係企業を視察い
 たしました。

愛知県陶磁器工業組合のある瀬戸市は、岐阜県
 の多治見地方と並ぶわが国屈指の陶磁器の産地で
 あります。生産品目も、和食器に始まり、洋食
 器、陶磁器製置物、タイル、電磁器などへと、時
 代の流れに対応して拡大されてきております。産
 地内の事業所数は約九百、従業者数は一万二千五
 百人で、年間出荷額は六百三十億円に達してあり
 ます。このうち輸出額は、ノベリティーと呼ばれ
 る陶磁器製置物を中心に三百六十億円余となつて
 おりますが、昨年度の円高の影響で、本年一月か
 ら四月までの輸出額は昨年同様に比べ二五%も落
 ち込んでおります。最近はかなり円相場が持ち直
 しているものの、このまま推移すると大規模な転
 産も予想されるのであります。

輸出先はアメリカ、オーストラリアなどですが、
 中級品が中心であるために、中進国の激しい追
 い上げを受けており、高級品への転換、内需の開拓
 などが必要であり、このために既存製品の品質、
 デザインの向上とともに、新分野としての建築用
 資材、IC回路、半導体用の素材など、新商品づ
 くりのための新技術の開発が業界の大きな課題と
 なっております。

また、同組合などからは、産地中小企業対策臨
 時措置法の早期成立、施行と、産地の実情に即し
 た弾力的運用及び協同組合関係立法の改正による
 組合制度の改善対策等の要望がありました。

次に、西陣織物工業組合のある京都市は、わが
 国の代表的な織物産地ですが、その起源は八世紀
 にさかのぼり、十五世紀の応仁の乱後にその基礎
 が築かれたと言われております。

製品は、和装用帯地を主力に、能や神官の衣裳
 等広範にわたっており、多色の糸を使用し
 たけらん豪華な紋様を特色としており、伝統工
 芸品の指定を受けております。現在、事業所数は
 二千五百、従業者数は二万人を超えており、年間
 出荷額は二千三百億円余に達してあります。当
 産地は今回の円高に伴い、織ネクタイに対抗する
 割安なプリントネクタイの輸入の急増により、大
 きな打撃を受けております。

また、生活様式の変化、最近の節約ムードの浸
 透などによる急速な需要の停滞等、産地をめぐる
 環境は一段と厳しさを増しているようでありま
 す。

このため、業界は企業体質の強化、生産コスト
 の低減、消費者ニーズの反映を柱とする振興対策
 を立て、トータルファッション性を強調した高付
 加価値を目指しており、昨年七月には関係行政機
 関、学識経験者を含めた西陣織ネクタイ業界安定
 対策協議会を設けて意匠、新製品、新用途開発、
 流通機構の調査等各般の対策を検討してありま
 す。

また、同組合からは、産地中小企業対策臨時措
 置法の制定とその助成対策の実施、伝統的工芸品
 産業振興法の効果的運用、生糸一元輸入対策に対
 応する絹業対策の確立、押しつけ販売等の不正取
 引の規制の徹底及び一般消費税導入反対等の要
 望がありました。

最後に、兵庫県ゴム工業協同組合のある神戸市
 は、明治十八年にゴム球、ゴム枕の製造が行われ
 たと言われ、わが国におけるゴム工業の発祥地で
 あります。産地の事業所数は千三百、従業者数は

約一万七千人、年間出荷額は千六百五十億円に達しており、わが国でも有数のゴム製品産地ですが、同組合員企業の主力製品はタイヤチューブ等であります。

輸出比率は以前は三〇%以上ありましたが、オイルショック、円高等の影響を受けて、最近では二〇%程度に低下しており、さらに台湾、韓国等の急迫を受けて、今後とも厳しい状況の続くことが予想されております。

これに対応して、生産の多品種、多様化、高付加価値化等の対策を推進するため、組合を中心として生産、販売、情報収集等を共同化する必要があり、産地では共同化の意欲が盛り上がりつつあると言われております。また、同組合より、最近の発展途上国製品の追い上げ等の現状にかんがみ、中小事業者の保護のため、逆輸入の規制等適切な対策を講ずること等の要望がありました。

今回の調査に当たり、御協力を賜りました関係者の方々に対して感謝の意を表して、報告を終わります。

○委員長(福岡日出彦君) 以上で、派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は五月三十日)

一、産地中小企業対策臨時措置法案

産地中小企業対策臨時措置法案
(小字及び一は衆議院修正)

産地中小企業対策臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、特定の業種に属する事業を特定の産地において行い中小企業者が円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に対処してその事業の合理化を計画的かつ

速やかに進めるための措置等を講ずることにより、これらの中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの及び資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定業種」とは、次の各号に掲げる要件に該当する業種であつて当該業種に属する事業を所管する大臣(以下「主務大臣」という。)が地域を限つて指定するものをいう。

一 その業種に属する事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 その業種に属する事業を行う中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

三 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が円相場の高騰により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

3 主務大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

(振興計画)

第三条 商工組合その他の政令で定める法人(以下「商工組合等」という。)であつて、特定業種に属する事業を特定産地(当該特定業種についての前条第二項の規定による指定に係る地域をいう。以下同じ。)において行い中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「産地組合」という。)は、新商品又は新技術の〇開発、需要の開拓〇人材の養成

〇研究は、新商品又は新技術の〇開発、需要の開拓〇人材の養成
の他の特定構成員(当該産地組合の構成員たる中小企業者であつて、当該特定業種に属する事業を当該特定産地において行い中小企業者を以下同じ。)の事業の振興に関する事項について振興計画を作成し、これを当該特定産地を管轄する都道府県知事に提出して、その振興計画が適当である旨の承認を受けることができる。

は関連事業者を構成員とする商工組合等(以下「関連組合」という。)と共同して、前項の振興計画を作成し、同項の承認を受けることができる。

3 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一項に規定する事項に関する基本的な方針

二 特定構成員の事業の振興のため産地組合の構成員(前項の規定により関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、産地組合の構成員及び当該関連組合の構成員)が採るべき方策の指針となるべき事項

三 特定構成員の事業の振興のため産地組合(前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、産地組合及び当該関連事業者又は当該関連組合)が自ら同項に規定する事項に関する事業(以下「振興事業」という。)を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 振興事業の目標
ロ 振興事業の内容及び実施時期
ハ 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 産地組合が自ら行う振興事業に必要な試験研究費に充てるためその構成員(前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、その構成員及び当該関連事業者又は当該関連組合の構成員)に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

うとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(事業合理化計画)

四條 前条第一項の承認を受けた産地組合に係る特定構成員（産地組合が関連事業者又は関連組合と共同して同項の承認を受けた場合にあつては、当該特定構成員及び当該関連事業者たる中小企業業者又は当該関連組合の構成員たる中小企業業者で当該関連業種に属する事業を行うもの。以下「産地中小企業業者」という。）は、新商

○研究

品及び新技術の（開示）に企業（需要の開示）生産の合理化に寄与する設備の設置、事業の転換（転換後の事業を当該特定産地において行うものに限る。）その他事業の合理化に關し政令で

- 定める事項について事業合理化計画を作成しこれを同項の承認を行つた都道府県知事に提出して、その事業合理化計画が適当である旨の承認を受けることができる。
- 事業合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 前項に規定する事項に関する事業（以下「合

「理化学事業」という。)の目標

二 合理化学事業の内容及び実施時期

三 合理化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業合理化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 当該産地中小企業者に係る前条第一項の承認を受けた振興計画に記載された同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
- 二 当該合理化事業を行う中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができるもので

二 当該合理化事業を行う中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することが出来るもので

あること。

二 事業の転換にあつては、中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）第二条に規定する中小企業者であつて同法第三条第一項各号の一に該当するものが行ふものであり、かつ、その計画が同条第四項の政令で定める基準に該当するものであること。

四 その他政令で定める基準に該当するものであること。

前条第六項の規定は、第一項の承認及びその取消しに準用する。

資金の確保)

五、国は、第三条第一項の承認を受けた振興計画に従つて振興事業を実施し、又は前条第一項の承認を受けた事業合理化計画に従つて合理化事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

中小企業信用保険法の特例

八条 第四条第一項の承認を受けた産地中小企業者であつてその承認を受けた事業合理化計画

(課税の特例)

第七条 産地組合が、第三条第一項の承認を受けた振興計画で定める賦課の基準に基づいてその

めるところにより、その負担金について特別償却することができる。

2 第四条第一項

がその承認を受けた事業合理化計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

○及び関連事業者
特定産地において行う中小企業者○であつて田
者たる中小企業者

努めるものとす

技術の研究開発の推進等
(指導及び助言)

第九条 国及び都道府県は、特定業種に属する事

業を特定産地において行う中小企業者が円相場

の高麗その作

○技術の研究開発の推進、情報の提供及
○産地組合、関連事業者若しくは

び人材の養成に努めるとともに、
関連組合又は産地中小企業者に対し、振興事業

又は△

助言を行うものとする。
(報告の徴収)

第十条 都道

受けた産地

た産地中小企業者に対し、振興計画又は事業合理化計画の実施状況について報告を求めること

ができる。

(罰則)

いる保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定する関連事業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限る。）若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業又は当該振興事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地

第七百一条の三十四第三項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定する関連事業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限る。）若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業の用に供する施設で政令で定めるもの

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の七の次に次の一号を加える。

七の八 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）の施行に関すること。

第四条第三項中「第七号の七」を「第七号の八」に改める。

第五号中正誤

ベシ 段 行

二 二 終わり

江崎真澄君

江崎真澄君

三 二 三 やうに

ふうに

第九号中正誤

ベシ 段 行

一 二 二 柄谷 道子君

柄谷 道一君

昭和五十四年六月二十一日印刷

昭和五十四年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W